

令和3年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和3年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	3

第1号（6月1日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○報告第2号～報告第6号及び議案第33号～議案第45号の一括上程、説明	10
○散会の宣告	14

第2号（6月3日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	15
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

3番 小池正夫君

これからの那珂市の農業について	18
-----------------	----

那珂市のイベントについて	21
--------------	----

2番 小泉周司君

市街地における拠点施設等の整備について……………	2 7
1 2 番 古 川 洋 一 君	
新型コロナウイルスのワクチン接種について……………	4 3
学校体育施設の有効活用について……………	5 3
行政手続きのワンストップ化等について……………	5 6
1 0 番 寺 門 厚 君	
地球温暖化防止活動推進状況について……………	6 2
改正災害対策基本法について……………	7 1
おくやみコーナーについて……………	7 5
8 番 富 山 豪 君	
公用車の管理について……………	7 7
子どもの貧困について……………	8 2
県道 6 1 号日立笠間線栄橋について……………	8 5
自治会の課題について……………	8 6
○散会の宣告……………	9 2

第 3 号 (6月4日)

○議事日程……………	9 3
○本日の会議に付した事件……………	9 3
○出席議員……………	9 4
○欠席議員……………	9 4
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	9 4
○議会事務局職員……………	9 4
○開議の宣告……………	9 5
○諸般の報告……………	9 5
○一般質問……………	9 5
1 番 原 田 陽 子 君	
子宮頸がんワクチンについて……………	9 6
「生理の貧困」について……………	9 9
9 番 花 島 進 君	
東海第二原発関連問題について……………	1 0 3
新型感染症対応政策の今と今後について……………	1 0 5
総合センターらぼーるの図書室について……………	1 0 7
使用していない土地や建物対策の現状について……………	1 1 0
中学校の校則について……………	1 1 2

16番 笹島 猛 君

自治会と地域コミュニティについて	114
那珂インターチェンジ周辺開発について	122
○議案等の質疑	133
○議案の委員会付託	135
○請願の委員会付託	135
○散会の宣告	136

第 4 号 (6月18日)

○議事日程	137
○本日の会議に付した事件	137
○出席議員	137
○欠席議員	138
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	138
○議会事務局職員	138
○開議の宣告	139
○諸般の報告	139
○議案第33号～議案第45号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	139
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議員派遣について	146
○委員会の閉会中の継続調査申出について	146
○閉会の宣告	147
○署名議員	149

那珂市告示第107号

令和3年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年5月25日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和3年6月1日(火)
2. 場 所 那珂市議会議場

令和3年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月1日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月2日	水		休会	(議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月3日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(小池、小泉、古川、寺門、富山)
第4日	6月4日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、花島、笹島) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	6月5日	土		休会	
第6日	6月6日	日		休会	
第7日	6月7日	月		休会	(議事整理)
第8日	6月8日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月9日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月10日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月11日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	6月12日	土		休会	
第13日	6月13日	日		休会	
第14日	6月14日	月		休会	(議事整理)
第15日	6月15日	火		休会	(議事整理)
第16日	6月16日	水		休会	(議事整理)
第17日	6月17日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)
第18日	6月18日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	原 田 陽 子 君	2番	小 泉 周 司 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	福 田 耕 四 郎 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	萩 谷 俊 行 君	14番	勝 村 晃 夫 君
15番	武 藤 博 光 君	16番	笹 島 猛 君
17番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和3年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月1日）

令和3年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月1日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程説明
- 報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 報告第 3号 令和2年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 5号 令和2年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 6号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第33号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第34号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第35号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
- 議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第43号 物品売買契約の締結について
- 議案第44号 市道路線の廃止について
- 議案第45号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会事務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	事務局次長	横山明子君
次長補佐 (総括)	大内秀幸君	次長補佐	三田寺裕臣君
書記	田村栄里君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第2回那珂市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（福田耕四郎君） 会議に先立ちまして、全国及び茨城県市議会議長会から多年にわたる地方自治功勞に対し、表彰がありましたので、伝達を行います。

このたび、3名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。誠におめでたく、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

それでは、直ちに伝達を行います。

名前を呼び上げますので、呼ばれた方は前にお進みを願います。

全国市議会議長会表彰者、10年以上在職議員として、議席番号15番、武藤博光議員、同じく議席番号12番、古川洋一議員、茨城県市議会議長会表彰者、正副議長として4年以上在職議員として、議席番号17番、君嶋寿男議員でございます。

それでは、表彰伝達式を行いますので、前のほうにお進みを願います。

表彰状 那珂市 武藤博光殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰をいたします。

令和3年5月26日

全国市議会議長会 会長 清水富雄

代読。

おめでとうございます。

表彰状 那珂市 古川洋一殿

以下同文。

表彰状 那珂市議会議員 君嶋寿男殿

あなたは市議会正副議長の職に当たること4年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よってここに表彰いたします。

令和3年4月21日

茨城県市議会議長会 会長 須田浩和

代読。

誠におめでとうございます。

それでは、ここで受賞者を代表いたしまして、武藤博光議員より謝辞をお願いいたします。

〔15番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） ただいま議長よりご指名をいただきましたので、誠に僭越ではございますが、受賞者を代表して謝辞を申し述べます。

6月定例会の冒頭に、私どもの受賞伝達式のお時間をお取りいただきまして、謹んで感謝申し上げます。

このたびの受賞の栄に浴しましたことは欣快の極みであり、これもひとえに議員各位を始め執行部の皆様、市民の皆様のご指導、ご支援のたまものだと深く感じております。私たちを取り巻く環境は新型コロナウイルス対策など、未曾有の危機的状況に置かれておりますが、議会と執行部の英知と努力により、必ず乗り越えられるものと確信しております。

最後に、今後とも住民の皆様の安心、安全を守り、福祉向上に尽力していくことをお誓い申し上げます、簡単でございますが謝辞に代えさせていただきます。

令和3年6月1日、那珂市議会議員、武藤博光。

本日は誠にありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 受賞されました各議員におかれましては、誠にありがとうございます。

以上で伝達式を終了いたします。

自席にお戻りを願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

また、感染症予防対策のため、マスク着用を含む咳エチケットにご協力をいただきますとともに、傍聴者につきましては間隔を空けてお座りいただくようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしてあります。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から令和3年3月から5月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類が、別紙のとおり提出されておりますので、併せてご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、君嶋寿男議員、1番、原田陽子議員を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日6月1日から6月18日までの18日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から6月18日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会の決定事項として報告をされております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第2号～報告第6号及び議案第33号～議案第45号の一括上程、
説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、報告第2号から第6号まで及び議案第33号から第45号までの以上18件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、近隣自治体が茨城県より感染拡大市町村に指定されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。本市におきましても、引き続き感染症対策に万全を期すことが重要でありますので、切れ目のない対応を進めてまいります。また、65歳以上の方を対象としたワクチン接種の申込みを5月11日に開始をし、24日から接種を開始しており、明日は公共施設として初めて中央公民館で集団接種が行われます。確実に市民の皆様に対して接種を行えるよう、引き続き準備を進めてまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和3年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました事案のうち、報告が5件、議案として専決処分に係るものが3件、条例の一部改正が6件、令和3年度補正予算が1件、その他が3件の計18件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをご覧ください。

報告第2号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和2年12月4日に静地内で発生した、公用車による電線引込み支柱衝突事故及び令和3年3月4日に下江戸地内で発生した、道路側溝の蓋が落ちたことによる車両損傷事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、それぞれの損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、5ページをお開き願います。

報告第3号 令和2年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

議会ICT環境整備事業、本庁舎等感染症対策事業、業務継続ICT環境整備事業、瓜連

支所整備事業、民間保育所等支援事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業、担い手育成支援事業、商工業者緊急応援事業、観光施設等感染症対策事業、道路改良舗装事業、冠水対策推進事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線、下菅谷停車場線）、菅谷飯田線道路整備事業、消防施設感染症対策事業、小学校施設整備事業、小学校感染症臨時対策事業、GIGAスクール推進事業、中学校施設整備事業、中学校感染症臨時対策事業、歴史民俗資料館管理事業、給食センター施設管理事業、給食センター施設整備事業、かわまちづくり支援制度活用事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定しましたので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、7ページをお開き願います。

報告第4号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道建設費負担金について、県事業の繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

報告第5号 令和2年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

いい那珂協力隊推進事業に係る継続費について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

報告第6号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場薬品沈殿池築造工事管理業務委託及び木崎浄水場薬品沈殿池築造工事に係る継続費について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、10ページをお開き願います。

議案第33号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、個人住民税については給与等の支払いを受ける者が給与等の支払者に対し、電磁的方法での申告書記載事項を提供する場合についての要件緩和、住宅借入金等特別税額控除の特例延長、退職所得課税の適正化、軽自動車税については軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長及び税率区分の見直し、グリーン化特例の2年間延長、固定資産税については固定資産税（土地）の負担調整措置の継続及び令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く措置、その他に関しては、法律改正に伴う項ずれによるものでございます。

続いて、43ページをお開き願います。

議案第34号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、都市計画税（土地）の負担調整措置の継続、前年度の課税標準額

に据え置く措置、その他に関しては、法律改正に伴う項ずれによるものでございます。

続いて、54ページをお開き願います。

議案第35号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号））。

予算総額に、新型コロナウイルス感染症対策として、歳入歳出それぞれ6,088万4,000円を追加し、209億8,799万2,000円とするものでございます。

歳出の内容について、民生費については、子育て世帯生活支援特別給付金事業において、国によるひとり親世帯等への児童1人当たり5万円の給付に係る扶助費等を計上するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、円滑な接種体制を構築するため、ワクチン接種を実施する医療機関に対する交付金を計上し、ワクチンを保管する医療機関に対する補助金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

続いて、55ページをお開き願います。

議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、個人住民税については、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し、特定一般用医薬品等の購入についての医療費控除特例の期間の延長、寄附金税額控除の出資に関する寄附金の除外、固定資産税については生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置を拡充し、適用期限の2年延長、浸水防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税を軽減、その他に関しては、法律改正に伴う項ずれによるものでございます。

続いて、75ページをお開きください。

議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

令和3年1月に定めた申請書等の押印及び署名の見直しに関する指針に基づき、申請書等の押印または署名を廃止するため、押印または署名について規定している関係条例の一部を改正するものでございます。また、新たに職員となった者のサービスの宣誓の方法については、指針に含まれない人事的手続ではございますが、国の取扱いに準じ、宣誓書への署名を廃止いたします。

続いて、83ページをお開き願います。

議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（適用期限の延長）に伴い、本条例の適用

期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、87ページをお開き願います。

議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日に2年延長するものでございます。

続いて、91ページをお開き願います。

議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、同法に基づく税法上の特例措置の対象地域から本市が除外されたことから、課税免除を受けられる最終年度の令和9年3月31日を条例失効日として附則に加え、併せて文言修正を行うものでございます。

続いて、95ページをお開き願います。

議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例。

無許可による土砂等の埋立て等に対して迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資するため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、事前協議の義務化、条例適用範囲の拡大、申請者の欠格事項の見直しを行うものでございます。

続いて、令和3年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算の予算書をご覧ください。

議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1,327万2,000円を追加し、210億126万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、社会保障番号制度対策事業において、住民基本台帳ネットワークシステム改修に伴う委託料等を計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、担い手育成支援事業において、国の補助制度を活用した担い手に対する補助金を増額するものでございます。

消防費については、感染症対策消防機材等整備事業において、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費等を計上し、常備消防予防管理事業において、幼少年女性防火委員会に対する補助金を増額するものでございます。

教育費については、社会教育施設感染症対策事業において、新型コロナウイルス感染症対策として、図書除菌機整備に係る備品購入費を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を増加するものでございます。

続いて、103ページをお開き願います。

議案第43号 物品売買契約の締結について。

消防団第8分団第1部配備の消防ポンプ自動車を更新するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、105ページをお開き願います。

議案第44号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものでございます。

続いて、109ページをお開き願います。

議案第45号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定をするものでございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時30分

令和3年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月3日）

令和3年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年6月3日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	次長補佐	大内 秀幸 君
次長補佐	三田寺 裕臣 君	(長総括)	田村 栄里 君
		書	記

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございま
す。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりでございます。

質問者の質問時間、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の
一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。明日は通告6番から8番まで
の議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いします。
また、拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減をさせていただいておりま
す。隣との間隔を1席ずつ空けまして着席いただくようお願いいたします。また、手指の
消毒及びマスクの着用にご協力を願います。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（福田耕四郎君） それでは、通告1番、小池正夫議員。

質問事項 1. これからの那珂市の農業について。 2. 那珂市のイベントについて。

小池正夫議員、登壇を願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、昨年7月に重い病気が見つかりまして、治療に半年以上の歳月がかかり、その間、市長をはじめ、関係各所に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしました。

健康がいかに大事か、また友人、知人、家族の心配がいかに大事か、痛感した半年間でございます。どうか皆様もお体にご自愛をして、調子が悪いときにはすぐに病院に行ったほうがいいと思います。1年かかっても分からない病気があったわけでございますので。

本日は1年ぶりの質問でございます。かみかみになるか、原稿を飛ばすか、また非常に緊張しておりますので、お手柔らかによろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

那珂市のこれからの農業について質問させていただきます。

那珂市の農業政策は、5年前に第一弾の変革を迎えました。それはアグリビジネス専門官を配置し、もうかる農業にするためにはどうしたらいいか、市が真剣に考えたときだと思えます。

アグリビジネス専門官はこれまでの幅広い人脈を生かし、市の農業の発展のため、マッチングフェアを開催したり、フェルミエ那珂を設立するなど、那珂市の野菜を中心に、市内外にその優位性を広めることができましたし、現在も進行形となっております。

そして第2弾としては、昨年から地域おこし協力隊の協力により、コロナ禍で飲食店等が休業し、販路がなくなっているとき、ドライブスルー方式による野菜の販売を県内で一番目を実施し、大きな注目を集めました。これをきっかけに、県内各所で野菜をはじめとした物品の販売をドライブスルー方式で売り始めたことは周知の事実だと思えます。

このように、市の農業は県内において一躍注目を集めるようになりました。上昇気流に乗っているのではないかと感じています。

コロナ禍の中ではありますが、この流れに乗り、働き方が大きく見直されている中、新規就農者を増やし、農業を盛り上げていく絶好の機会ではないかと感じております。

そして、市はこの3月に那珂市アグリビジネス戦略を策定いたしました。その戦略の基本目的には、担い手の育成として、担い手の育成の施策は農業後継と新規就農の促進と農業関

係人口の増加の2つの大きな方向性で展開していきますとあり、農業継続の新規就農の促進については、新規就農支援センター（仮称）を設置し、先進農家等による技術指導に加え、農地・農機・住宅の確保から地域生活に関する情報提供や相談対応など、定着に向けた包括的な支援を行いますと書かれており、新規就農認定農家者数を2018年の89人から2024年までに100人にするという計画を立てています。まさに、今の流れにマッチした施策を展開しようとしていることがうかがえます。

ところで、那珂市においては、ここ5年間で新規就農者がどのくらい増えているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

国の青年等就農計画に基づきまして、市が認定しました認定新規就農者でございますけれども、平成28年度に1人、令和2年度に1人と5年間で2人増となっております。

また、認定新規就農者以外の65歳未満で新規に就農された方は、平成28年度1人、29年度2人、30年度5人、令和元年度6人、令和2年度につきましては、暫定となりますけれども2人、計16人となり、認定新規就農者数と合わせました5年間で就農した人数は合計で18人となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 新規就農者を増やすために施策が重要であると思っておりますけれども、その支援の制度等についてはどのようなものがありますか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

新規就農者を増やすためには、有効な制度等により、効率かつ安定的な経営を図ることが重要であると考えております。

国におきましては、就農前の研修期間、最長2年間の生活安定や就農直後、最長5年間の経営確立のため資金を交付する農業次世代人材投資事業や就農に必要な資金を無利子で融資する青年等就農資金制度がございます。

また、県におきましては、経営管理・就農促進・生産技術などの講座の開催や普及指導部門による専門的な技術指導を行っております。

さらに、市の支援としまして、今年度より認定新規就農者が機械の導入や施設の整備にかかる費用に対しまして、50万円を上限に支援する補助事業を整備いたしました。

そのほか、新たに就農を目指す方からの相談につきましても、県と連携し、情報共有を図りながら就農準備から定着まで一環した相談体制を整えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 那珂市独自の施策もあるんですね。すばらしいと思います。

茨城県のホームページの中で、県北地域就農支援というページがあります。

平成30年5月、常陸大宮地域就農支援協議会、これは常陸大宮市と大子町の新規就農を支援する団体で、会長は常陸大宮市産業観光部農林振興課長が、公益社団法人茨城県農林振興公社主催の就農支援者研修会のものを掲載しております。

「部会ぐるみで就農者確保にチャレンジ。JA常陸大宮地区なす部会、ねぎ部会、枝物部会の取り組み」と題して、農業研修の受入れの事例発表を行われたもので、常陸大宮地域就農支援協議会は、なす部会、ねぎ部会、枝物部会と協力をして、農業研修生の募集と就農支援に取り組んできた内容となっています。

そして、研修生の受入れや部会ぐるみで伴走を支援する体制を整えた結果、これまでも研修を終えて新規就農した人は3人になりましたとあり、今後も農業者とJA、行政機関が協力して、研修体制のさらなる充実を図ってまいります。そして、この美しい里山、常陸大宮地域の魅力と産地をPRして、新規就農者の募集活動に取り組んでいきますとなっています。

先ほどの答弁があった支援制度を活用した上、先進農家等による技術指導に加え、農地、農機、住宅の確保から、地域生活に関する情報提供や相談対応など、定着に向けた包括的な支援について、このことを参考に行ってはいかがでしょうか。

那珂市のブランド作物であるカボチャを全面に押して、JAのかぼちゃ部会、県農林中央事務所の協力を仰いで、先進農家とタイアップをして、受入れ体制を整え、農業を志す人が取り組みやすい体制をつくってあげるべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

就農しやすい体制づくりにつきましては、新規就農時の資金調達や販売先の確保などが課題となっている現状があり、これらを解消することが必要であると考えております。

したがって、昨年度、策定しました那珂市アグリビジネス戦略におきまして、農業の収益力向上と担い手の育成を基本目標に掲げ、農業の魅力を高めることにより、後継者や新規就農希望者を引きつけ、円滑な就農と定着を目標とした体制づくりを行っていくこととしております。

農業の収益力向上につきましては、生産性、付加価値を高める取組としまして、品質向上やブランド化を進め、農業者の所得向上による農業の魅力アップにつながる支援を行ってまいります。

また、担い手の育成につきましては、農業者等で構成しますフェルミエ那珂や生産団体等、関係機関と連携、協力しまして、新規就農者の抱える様々な課題に対する相談や育成を行うとともに、今年度、いい那珂オフィス内に設置しました移住ラボにおきましても就農相談を行うなど、さらなる関係機関との連携を強化しながら、定着に向けた包括的な支援を行って

まいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今回策定したアグリビジネス戦略は素晴らしい内容となっております。先進地事例を参考に、関係機関と協力して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

私も少しでもありますけれども、自分ちでお米を作っている農家の一員といたしまして、就農してくれる人がどんどん増えてくれるというのは非常にありがたいことだと思うのです。

土地が荒れたり農業放棄地があるというのは見栄えも悪いし、気分も悪い。私も草刈りをやったりいろいろ田んぼを回っておりまして、一生懸命、やはり環境保全のために尽力している一員でもあります。これからも市を挙げてよろしくお願い申し上げます。

それでは、この項の質問は終わりにさせていただきます。

次に、イベントの在り方について質問させていただきます。

やはり市のイベントとして代表するのは、春の八重桜まつり、夏のひまわりフェスティバル、秋の産業祭ではないでしょうか。

この3大イベントは、昨年新型コロナウイルスの影響により全て中止になりました。皮肉にも昨年は天候に恵まれ、静峰ふるさと公園の八重桜はもとより、夏的那珂総合公園付近のヒマワリ畑に咲くヒマワリは台風で倒れることなく一面に咲き誇っておりました。新型コロナウイルスの感染がなければどれほどの人が集まっていたらと思うと、残念でなりません。

その当時は、来年こそは八重桜まつりもひまわりフェスティバルも盛大にできることを願っていましたが、それもむなしく新型コロナウイルスの感染の猛威は収まるどころか、変異株として一段と感染力を強め、首都圏をはじめ、全国を恐怖におとし入れ、残念ながら2年連続で八重桜まつり、ひまわりフェスティバルは中止となりました。

八重桜まつりの中止の決断は当然であったと思います。幸いにしても、今年は暖冬の影響で桜の開花が早く、もし例年どおりの時期に開催していれば、メインイベントや夜桜の日には桜が散っており、少しピントがずれていたのかもしれない。

このようなことから感じたことを質問させていただき、自分なりの提案もさせていただきたいと思っております。

市のホームページでは、日本さくら名所100選のうち、静峰ふるさと公園は昭和40年に静神社の西側の丘陵地をそのまま生かして造成されました。約12ヘクタールの広々とした園内に、約2,000本の八重桜をはじめ、ソメイヨシノ、ツツジ、各種の植物などが植栽されていますと紹介されております。

日本さくら名所100選は、公益財団法人日本さくらの会によって、平成2年に各県1か所以上選定するという中で、この茨城県は日立かみね公園、日立平和通り、静峰ふるさと公園が選ばれております。

静峰ふるさと公園が有名になったのは、名所100選のほとんどがソメイヨシノであるのに対し、八重桜であったからではないでしょうか。当時の方の先見の明には敬意を表したいと思います。

そこで質問いたします。

市のホームページでは、園内に約2,000本の八重桜をはじめ、ソメイヨシノ、ツツジほか
が植栽されていますとありますが、どのような種類のものが何本ぐらい植栽されているのか
お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園園内には、約300本のソメイヨシノをはじめ、八重桜としまして約650
本のカンザンや約100本のショウゲツのほか、フゲンゾウ、イチヨウなどの様々な種類の八
重桜が植樹されております。

そのほか、桜以外につきましても、ツバキ、ツツジ、アジサイなどを含めまして、1,000
本を超える植栽がございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 随分たくさん植栽があるんですね。あれだけ広いと、行って見て、
見てみると、なかなかそれだけあるというのはちょっと実感できず、実際の本数を聞いてみ
てびっくりいたしました。

日本さくら名所100選、これだけの桜が咲き誇る歴史ある静峰ふるさと公園で、毎春行わ
れているのが八重桜まつりです。那珂市の一番の集客力のあるイベントだと思っております。

ただ、一つ気になるのは、あまりに八重桜だけになっていないでしょうか。園内には、ソ
メイヨシノが300本、こんなにあると私も初めて知りました。こんなにきれいに咲いている
ことに気づいているのでしょうか。ソメイヨシノもすばらしい桜です。八重桜が有名過ぎて、
ソメイヨシノがあるのが知られていないのではないのでしょうか。八重桜ではない桜の存在、
公園の存在意識を探るべきではないでしょうか。

静峰ふるさと公園の存在意識を広く知らしめるため、最大の手段であるのが八重桜まつり
だと思っておりますが、今までのイベントの在り方で、本当に静峰ふるさと公園のよさをPR
することができるのでしょうか。自分は、2年連続中止になった今こそ、イベントの在
り方についてももう一度検証すべきではないかと思っております。

静峰ふるさと公園の桜のよさを伝えるためにはどうしたらいいかを検証すべく、まず一つ
の提案ですが、検証するに当たり、新しい視点、今まで気づかなかった視点から考えてくれ
る地域おこし協力隊の協力を得て、総合プロデュースとして斬新なイベントの在り方を考
えてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年度の地域おこし協力隊の主催によるイベントにつきましては、カプセルに入れたキャンディを流しそうめんのように流して取る「キャンディスライダー」や、不要になった子供服の交換会として「あおぞらクローゼット」などを実施しており、今年度につきましては、既に「出張トランポリン」、「バルーンアート」などを実施したところでございます。

現在のコロナ禍におきまして大きなイベントも開催できず、積極的なPRができない状況ではあります。その中でも、静峰ふるさと公園では小さいながらも初めてとなるイベントを実施しております。

今後も感染症の状況を見ながらにはなりますが、魅力ある内容となるよう、地域おこし協力隊と調整を行ってイベントを開催してまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、開催の時期についてです。

先ほどから言っていますけれども、公園にはたくさんのソメイヨシノやいろんな花々がございます。地球温暖化の影響で、ソメイヨシノの開花時期が入学式の頃、満開であったのが、今では卒業式や卒園式の頃、満開を迎えようとしています。3月中旬から咲き始め、八重桜も同じで開花のピークは4月下旬まで、もうゴールデンウィークには散ってしまっている状態でございます。

そこで一つ提案でございます。

静峰ふるさと公園の桜全体をPRする上からも、開花時期が早まっていることから、名称を変えて、開始時期を早めて、長いことやるイベントにしてはいかがでしょうか。

例えば、名称は「いい那珂静峰桜まつり」とか、3月下旬から1か月間の期間を設けて、ソメイヨシノから八重桜まで長く楽しめるようなイベントにしてはいかがでしょうか。

ソメイヨシノの開花時期を第一部、八重桜の開花時期を第二部にしてやってはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

今年の八重桜まつりにつきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止となってしまいましたけれども、昨年より開催時期を早め、4月10日から開催する予定でございました。

八重桜に限らず、ソメイヨシノにつきましても、年々見頃の時期が早まっているところでございます。ソメイヨシノと八重桜を合わせると約1か月の期間、花を楽しめます。長い期間、花が楽しめる公園の特色をPRしまして、適切な時期に祭りを開催してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） インターチェンジ周辺の開発を生かすためにも、県民の森のリニューアルと併せて、静峰ふるさと公園のイベントもリニューアルして、八重桜だけじゃない公園の在り方、イベントのやり方を考えてはいかがでしょうか。

それと、八重桜も木もだんだん古くなってきていると思いますが、八重桜の木の更新状況についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

八重桜につきましては、平成30年度に120本、令和2年度に165本の植え替えを実施としており、今回は令和4年度に植え替えを実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 桜の更新もどんどんやっていただき、素晴らしい公園が長く続くことをご祈念申し上げます。それで地域経済が活性していくことも、また祈っております。

続きまして、ひまわりフェスティバルについてお伺いしたいと思います。

ひまわりフェスティバルも市を代表するイベントです。那珂総合運動公園の周りに咲くヒマワリは圧巻で、テレビのドラマやお天気コーナーなど、テレビの中継にも登場するなど、本当に有名になりました。そのヒマワリにより、那珂ひまわりフェスティバルも真夏の暑い時期にもかかわらず、大勢の人でにぎわいを呈しております。

一時、秋に開催する時期もありましたが、現在は8月の最終土曜日に開催しております。各催しものや地域団体や商工会、さらに横手市をはじめとした関係市町村の店などが大変にぎわいを見せております。そして、クライマックスは間近で見られる花火大会、こんな至近距離で見られるのは那珂市ぐらいしかないと思います。

ひまわりフェスティバルも中を歩いて見てみますと、アスファルトやコンクリートの照り返しなどですごく暑く感じます。年々、夏の気温が上がっている昨今、参加者や見に来る方々のお話で、会場を多目的広場にしないのかとのお話もあります。そして、木陰を休憩スペースにしてゆっくりと参加する方や、会場に見に行く方に休憩スペースとして提供できないか、それには多目的広場に露店またはステージを移すことができないか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

ひまわりフェスティバルにおきましては、例年、那珂総合公園の多目的広場で花火を打ち上げているところでございます。

議員のご指摘のとおり、多目的広場に露店を設置する考え方もございますけれども、花火の打ち上げに際しまして、早めの露店の撤収や人の移動、安全面の確保の面での課題から、

現時点では難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） はい、分かりました。いろいろな問題があるんですね。

続きまして、最後に産業祭についてお伺いいたします。

産業祭は、市内の商工業や農業の振興を図る上からも大切なイベントと認識しています。毎年趣向を凝らして実施しており、とてもすばらしいと感じております。

しかし、自分的には残念に思う点があります。それは会場がちょっと狭いことです。

中央公民館の駐車場は狭過ぎる点もあり、一部、一の関親水公園でやっているものもありますが、基本的には駐車場の問題です。もっと広いところでやれば、もっとたくさんの商工業の方も出店し、にぎわいを見せると感じております。事業者の紹介も、もっともってできるのではないのでしょうか。

そこで提案でございます。

今年は無理でも、来年の産業祭、場所を変えてやってみてはいかがでしょうか。例えば、カミスガとコラボして、上菅谷駅前通りを核として、宮の池の公園にステージを設けて開催するのはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

昨年度の産業祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、結果として中止となりましたけれども、カミスガとの合同イベントの開催に関しまして、時期や実施方法など調整するとともに、宮の池公園での実施につきましても、いくつかの解決すべき課題がありましたので、庁内で調整を進めてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますけれども、開催の可否を含め、今後もカミスガや産業祭の関係者の意向等も確認しながら、引き続き調整を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今回は、市の中心イベントの在り方についてスポットを当て、市の産業の活性化を図るにはどうしたらいいのか質問させていただきました。

新型コロナウイルス感染は、変異株が猛威を振るい、ますます拡大し、収束の出口が見えておりません。そのような状況の中ではイベントの開催は困難であり、仮に開催できたとしても感染対策や関係機関が多いことから調整は大変だろうと思いますが、思いは一つです。市の産業が潤い、市が活性化することです。

最後に、市の活性化のために、コロナ禍の中ではありますが、今後の市のイベントの在り方について市長にお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） イベントを通して、市の産業を振興したい議員の熱意ある質問、本当にありがとうございます。

ご存じのとおり、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、八重桜まつりをはじめ、ひまわりフェスティバル、産業祭など、様々なイベントが中止となってございます。

イベントを開催することにより、地域の活性化や市民の活力を取り戻すことは議員のおっしゃるとおり、大変重要なこと、そのように考えております。

しかし、先ほど議員からのご質問のありました地域おこし協力隊、これもそういう状況の中でも、今一生懸命知恵を絞りながら、決して大きくはありませんけれども、先ほど部長のほうから答弁してのように、小さなイベントを積み上げて可能性があるものを探しております。

参加者からは、また実施をしてほしい、そういったたくさんの声も頂いております。大変好評を頂いておりますので、現在のコロナ禍の状況の中におきましても工夫を凝らして、これからもできるものを続けていきたい、そのように考えております。

また、今後はウィズコロナ、アフターコロナにおける考え方も見えてくるかと思っておりますので、その状況を踏まえながら、来てよかった、あるいは楽しかった、そう言っていただけるイベントを、これからも考えて実施をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 力強いお言葉、ありがとうございます。

どうか執行部の皆様と協力して、すばらしいイベントが行われることを願い、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、小池正夫議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、まずアクリル板の消毒をお願いいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（福田耕四郎君） それでは、再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（福田耕四郎君） 通告2番、小泉周司議員。

質問事項 1. 市街地における拠点施設等の整備について。

小泉周司議員、登壇を願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

初当選以来、毎回登壇させていただきまして、ちょうど今回が10回目ということになるかと思えます。

私自身、この場に慣れることなく、いつもフレッシュな気持ちで質問を行っていきこうというふうに思っております。また、私から右側の執行部の皆様方、大分顔ぶれも変わりまして、皆様方と、また新たな考えの下に様々な議論ができることを楽しみにしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

さて、私の今回の一般質問、市街地における拠点整備ということで、主に宮の池公園と両宮遊歩道、この2点について、利活用を皆様と議論してまいりたいというふうに思っております。

日本、超高齢化社会、突入しております、2006年をピークに人口は減少しております。2048年には1億人、それから2060年には人口の3分の2になってしまうということが人口統計上予測されておる中で、このまちづくり、都市づくりというのも、やはり変化していく必要があるんだろうなというふうに思えます。

人口が増加して都市が拡大していたときの理屈はもう通用しないと、発想の切替えが必要なんじゃないでしょうか。短期的な視点や中長期的な視点というのはもちろんでございますけれども、やはり人口の減少とそれに伴う財政規模の縮小、この2点を捉えたときに、まさしくまちづくりは20年後、30年後、40年後、50年後の未来を描く都市計画づくりになりますので、そのような視点をきちんと持った上で、今後のまちづくりというものを議論していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

その中で、社会資本として道路や学校、そして今回取り上げます公園なども、どのように整備していくのか、私なりの今申したようなまちづくりの新たな視点も入れながら、この議論を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、宮の池公園の利活用についてでございます。

宮の池公園、皆さんご存じかとは思いますが、簡単に説明いたしますと、上菅谷駅から宮の池公園通り、上菅谷停車場線の宮の池公園通りの北側に、主にグラウンド、それから遊具、駐車場、トイレといったものが整備されております。また、南側には大きなため池が2つございまして、合わせると大体東西に100メートルぐらい、南北に170メートルぐらい、非常に広い面積を持つ公園でございます。春には桜が咲きますし、今の時期には新緑がありまして、非常に市民の憩いの場となっている公園だということが言えるかと思えます。

まさしくこの公園、市として宮の池公園をどのように位置づけていらっしゃるのか、考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園は、昭和63年10月1日に供用が開始されました。面積が約1万6,800平方メートルの都市公園でございます。

市内に15か所ほど都市公園がございますが、そのうち4番目に大きく、都市公園法上の近隣公園に該当いたします。

また、那珂市都市計画マスタープランにおきましては、地域のいきい場として位置づけておりまして、緑空間の確保を図る施設としております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 昭和63年、小さい頃からあるなというイメージはあるんですが、32年経過した公園ということで、さらに言えば都市公園ということがございますけれども、この都市公園というものはどういうものなのか、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

都市公園につきましては、都市公園法に基づきまして、都市計画区域内に地方公共団体が設置しました公園、緑地、また墓園等を言うと定義されております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園ということですから、都市計画は線引きという制度がありまして、市街化区域、開発を促進する区域ですね、菅谷の町なか、それから瓜連の町なか、それから平野台なんかが市街化区域に指定されているところでございます。その周辺は、市街化調整区域ということで基本的には開発を原則として認めないという区域になるかと思えます。

これら2つを合わせて、都市計画区域内ということになりますので、那珂市内にある地方公共団体が設置した公園という認識で、ほぼほぼ合っているのかなというふうに思いますが、先ほど小池議員から出た静峰ふるさと公園については都市公園にはなっていないというところで、今回、なぜそこが違うのかという議論は今回の質問には関係ないので、そこはスルーして、次にまいりたいと思いますが、私、ちょっと今4番目ということで、宮の池公園、すごく大きいイメージがありまして、あそこより大きい公園はどこがあるのかなというふうに思うんですが、宮の池公園より大きい公園というのはどこになるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市内で面積が一番大きい都市公園につきましては、那珂総合公園でございます。次に、中里にありますふれあいの杜公園、3番目には那珂西部工業団地にあります中谷原公園となっ

ております。

宮の池公園につきましては、都市計画道路上菅谷停車場線より北側の都市公園として位置づけられておりますので、ため池のある南側につきましては、都市公園の面積には含まれておりません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） そうですよ。南側も含めると、かなり広い面積だなというイメージがあったんですが、北側、停車場線より、宮の池公園より北側の部分については、都市公園という位置づけになっているけれども、南側のため池の部分については、都市公園の面積に含まれていないということなんですね。それで、4番目というのも納得はしたんですけども、都市公園の在り方として、当然、冒頭で話したとおり、人口減少を迎える中で、いろいろなまちづくりの在り方を問われる中で、廃止していかなければいけないものとか、縮小していかなければいけないものというのも当然出てくるというふうには思うんですね。

その中で、この都市公園、特に宮の池公園については、市としてどんな将来像を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園につきましては、菅谷市街地の憩いの場として位置づけておまして、地域住民の誰もが利用したくなるような安心で魅力的な空間を目指しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今の答弁、憩いの場として地域住民の誰もが利用したくなるような安心で魅力的な空間を目指すということですから、少なくとも現時点では将来にわたって必要な施設であり、目指すべき将来像もしっかりしているということになるかと思えます。

ここからは、魅力的な空間づくりをするということですから、まさしくその魅力的な空間づくりのためにどんなことをしていくのかというのを、議論を進めていきたいというふうには思うんですが、まず公園の現状について把握している部分を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園の状況につきましては、昭和63年の供用開始後に大規模な改修等がございますが、平成21年度に複合遊具などの更新をしました。

また、平成28年度には額田幼稚園の統廃合に伴いまして、ジャングルジムなどの遊具の移設をしております。そして、遊具の維持・拡充を図ってまいりました。

また、平成29年度につきましては、老朽化に伴いトイレの改修等を行っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 大規模な改修等が行っていないということで、私も小さい頃から通った公園ですが、大きくその姿は変わってないというイメージはございます。

それでも必要な改修は、特に遊具等に力を入れながら、今まで安全・安心な公園づくりをしていただいたということかなというふうに思います。

現状で、ここ数年、32年たっていますと、いろいろな部分で修繕や危険な箇所が出てくるかというふうに思うんですが、ここ5年程度の修繕箇所とその予算について、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

遊具の修繕につきましては、通常点検のほか、専門業者に委託しまして点検を実施しております。その結果を基に修繕を行っているところでございます。

主な修繕といたしましては、平成28年度に鉄棒支柱根元の根巻やケレン塗装、ブランコのつり金具ロックチェーンとつり席の交換をしております。また、平成30年度にはジャングルジムの溶接修理や複合遊具のパイプ交換、令和元年度には砂場の砂補充やため池の転落防止柵の設置、また昨年度につきましてはベンチの修繕を行っております。

また、予算につきましては、供用開始から約30年以上が経過しておりまして、修繕内容も多岐にわたることから、安全管理上、緊急度の高いものから予算措置をしております。なお、どうしても緊急の修繕が生じた場合には、補正予算により対応しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 32年たっていますので、やはりいろんなところ修繕が必要なんだというふうに思います。

私、先ほど大きく姿は変えてないと言いましたけれども、やはりそういった必要な修繕というのはしっかりとやられながらここまで来ているんだなというふうに思いますし、緊急性があれば補正予算でも対応ということですので、そのあたりは引き続きしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

特に、子供たちの遊ぶ遊具、それからため池、危険を伴うということになるかと思いますので、そういった危険を少なくするという意味でも、今後ともしっかりとした対応をお願いいたします。

その上で、市が今認識していらっしゃいます宮の池公園の課題等ありましたら教えてください。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市街地に位置します都市公園としまして、多くの住民の方が利用されているところでございますが、公園の基本であります安心・安全な憩いの場として、緑空間を維持しながら、中長期的な視点をもちまして魅力度を向上させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 魅力度を向上させていくということでございまして、市として課題を捉えているということでございますけれども、どちらかという、漠然とした感じの中で課題を捉えられているのかなというところで、具体的にこういったところを修繕していくというようなことですか、こういうふうにしていくのだというような、ちょっと未来像が聞ければうれしいかなというふうな思うところでございますけれども、実は宮の池公園に関しましては、地元の自治会、上宿第1、第2、第3、一の関から、この住民目線で宮の池をどういうふうにしていったらいいか、その在り方とか、こうしてほしいというような改修の要望等が上がっているというふうにお聞きしております。

その地元からの要望の内容と、それに対するこれまでの市の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

平成30年4月に、地元自治会からため池の安全柵の整備や公園内通路への街路灯整備、また桜並木の再整備などの要望がございましたが、まずは安全対策を最優先に進めていくということをお伝えしまして、ため池側の転落防止柵の修繕、傷みの激しいベンチの座面交換や腐食防止処理など、また水たまりの改善などを実施しております。

さらに、本年5月になりますが、当該要望に続くものとして、新たに菅谷地区まちづくり委員会の環境部会より、宮の池公園を含みます周辺の環境整備及び環境美化等へのご協力の申出を頂き、感謝しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 前段の質問で、市のほうの課題として安全・安心な憩いの場として緑空間を維持しながらということで答弁をいただきました。

まさしく、今地元からの要望を聞きますと、ため池の安全柵の整備、公園内通路への街路灯整備、桜並木の再整備など、市が考える課題について、より具体的に市民目線で提言をしてきているというふうに私は思います。

また、まちづくり委員会等についても、まちづくり委員会がその環境美化等への協力を申し出ているということでございますので、まさしくいいチャンスじゃないかなというふうに思うんですね。

これについて、市としては今後どのように動いていくのか、公園の今後の計画等について

お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園につきましては、地元周辺の自治会、また利用者からも整備の要望がございまして、市の魅力向上につながるような取組が必要であると認識しております。

現時点におきましては、具体的な整備計画はございませんが、維持管理や関連事業の進捗状況を踏まえまして、できるだけ財源確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市の見方方向性と自治会からの要望というのは一致しているのかなというふうに思いますし、そこにまちづくりのせつかくの提言でございますので、うまく組み合わせながら前向きに検討していただきたいというふうに思うところでございます。

それから具体的な整備計画、残念ながらないということでございますけれども、財源確保ということの一つの理由にされています。努めていくということでも答弁いただきましたけれども、実は都市計画税というのがあります、この都市計画の仕組みというのは、一つは市が税金として集めたお金を基に、市民が使う空間を整備するということの一つだと思ふんですね。これが公共事業としての公園や道路の整備ということになると思ふんですね。

それからもう一つの視点は、例えば市民が住宅を建てるときなんか、市が一定のルールを課すことで景観を造っていく、例えば住宅の高さを決めるとか、一定の土地の開発には緑地帯や公園を設けなさいというようなことがこれに当てはまるというふうに思います。

一つ目のまさしく集めた税金という部分では、この地域に住んでいるというよりは、土地と建物を持っている方、都市計画税というふうなものがかかっているんですね。

まず、この都市計画税、年間どのぐらいの税収があるのか、お聞きします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

令和元年度の決算におきまして、3億1,449万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市街化区域では、少なくともそれだけの税負担が行われているということなんですね。

もちろんまちづくりには3億よりもっと大きな税金を投入していますので、そのお金が使われていないとか、そういうことを私が言っているのではなくて、やはり整備として考えていったときに、その地域の人たちはまちづくりのために一定のプラスアルファの税負担をしているという視点もぜひ持った上で、いろいろな計画等に進んでいただきたいというふうに思うところでございます。

では、ここから公園の今後の在り方を、私なりにちょっと具体的に提案をさせていただきたいというふうに思います。

まず、宮の池公園の立地条件でございますけれども、比較的子育て世代が周辺に多く住んでいるというふうに思います。それから、幼稚園、保育園、子育て支援センターなども近くでございます。

そういうことを考えますと、あそこに未就学児が安心して遊べるような遊具を再整備してほしいというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

これまで、廃園しました幼稚園から移設しました未就学児用のジャングルジムや滑り台を設置しておりますが、未就学児に焦点を当てました整備までには至っておりません。

議員ご提案の再整備につきましては、具体的な整備計画を立案していく上で重要な要素としまして、子育て世代により魅力を感じてもらえるような整備内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 静峰ふるさと公園は、小学生まで遊べるような遊具が設置されております。それと同じものを、やっぱり那珂市内に2つ持つ必要はないと私は思いますので、きちっとターゲット層を絞って、あの宮の池公園であれば、むしろその未就学児がしっかりと遊べるようなものをぜひ整備していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それに合わせて、未就学児が来るということになると、保護者が一緒に来るということになります。

そこでお願いしたいのが、同時に親が見守れる施設、日影でベンチに座りながら、公園全体が見渡せて、子供が遊んでいる様子がうかがえるような、そういった見守り施設を造っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

遊具や砂場で小さな子供さんが遊ぶ場合、親が近くで見守れる環境が安心感につながるものと認識しております。

今のところ、藤棚やあずまやなどのところにベンチを設置して利用していただいておりますが、今後、設置場所や設置数などに不都合がございましたならば、できる限り対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ぜひともお願いいたします。

自治会等から、先ほど池の柵について、崩れているところがあって直してほしいというようなことで対応されたということをお聞きしましたが、今現状、ほかに危険な箇所がないかどうか、そのあたりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

危険箇所につきましては、法面の危険箇所が1か所ございましたが、一昨年の転落防止柵の修繕に併せまして、土のうにより対応しております。

また、月1回の放射能測定の際に職員が公園の点検を行っているほか、緑化管理や清掃の委託業者におきましても、異常が確認できた場合には市に状況を報告していただいているところでございます。

今後も状況の把握に努めまして、危険な箇所が確認できた場合には速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 月1回の定期的な点検、それから委託業者においても、異常があればすぐに報告していただけるようになっていくということ、しっかり対応されているということですので、引き続き、市民が憩いの場としての公園ですから、安全第一に努めていただいて、対応をよろしく願います。

今まで、ちょっと先ほど言った宮の池公園での北側部分のお話ししましたが、次は南側のエリアになります。

南側のエリア、ため池があるほう、池のあるほうになりますけれども、どうしても手つかずというイメージが私はあるんですね。北側に比べて整備されてないといえますか、特に南側エリアについては、手つかずと言ったらちょっと言葉に語弊があるのかも知れないけれども、自治会の要望なんかも、どちらかというとならば南側の部分だなというふうを感じるんですね。

これは市民があそこに行ったときに、北側に比べて南側がどうしても力が入ってないといえますか、そのままの状態だなというのを強く感じるころなんです、この南側エリアにおいて、先ほどの要望も踏まえて、何かできることがないか、予算等もあると思いますが、市としてできることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

議員ご指摘の公園の南側のエリアにつきましては、農業用のため池の位置づけとしている敷地でございます。

現在、北側の宮の池公園と合わせまして緑化管理等を行っておりますが、宮の池周辺を散歩する利用者からは、外周の通路が碎石敷きのため歩きにくいという声もありますので、関

係部署と調整しながら公園としてふさわしいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 農業用のため池の位置づけがあるということで、なかなかその開発も難しかったというところもあるのかなというふうには思うんですが、先ほどもまちづくりの観点でも言いましたけれども、やっぱり刻一刻と状況は変わっておりまして、果たして、今農業用のため池として、あの池が機能しているのか、それから今後将来にわたってどうなのかというところも、やはり大事な視点として考えを持っておくべきだというふうに私は思います。

決して、あれを埋めてしまえとか平らにしろとか、そういうことを言っているわけじゃなくて、やっぱりあれをどうしていくか、そういった機能がないのであれば、どこまでできるとか、いろいろな議論があると思いますので、そういった機能の見直しというのもしっかりしながら、議論を進めていっていただきたいというふうに思います。

どうしても南側は、規則性がないといいますか、例えばベンチ一つに取っても、何でこんなところにあるのかなと思ったり、座ってみて前を見ると草しか見えないとか、そんな中、規則性もちょっと感じられないなというふうに思っているところなんです。

南側のため池の東側ですか、ずっとひよろ長くなんですけれども、未利用地をいうのがあるように思います。草は刈ってあったりして管理はされているというふうに思うんですが、その空き地になっている部分というのを、例えばいろんな形で利用することも可能かなというふうに思いますし、一番南端の部分に関しても、まだまだ手を加える余地があるというふうに私自身思うんですが、そのあたり、改めて市として何か手を加える考えがないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

公園の再整備の計画を立案する際には、ため池の東側エリアの利活用も含めまして、市民が利用しやすい魅力ある公園になるように進めてまいりたいと考えておりますが、一部民有地がございますので、関係者の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 利用しやすい魅力ある公園になるように進めてまいりたいということですので、ぜひともお願いをしたいんですが、先ほどから出ております自治会やまちづくりの方が、ここに関しては一緒にやりましょうと手を挙げてくれているわけですから、このチャンスを逃さない手はないと、私は思うんです。

実際に五台地区にあります清水洞の上公園、これは市が整備を行いまして、ふだんの管理というのは地元の住民の方が行っております。既に、そういったモデルケースもあるわけで

すので、この地元住民を巻き込んだ公園の在り方というものをぜひとも模索していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園のまずは緑化管理につきましては、敷地も広く、高木や観賞樹などの管理には危険性も高いこと、また技術を要しますことから、専門業者をお願いしているところでございます。

一方で、ゴミ拾いや清掃作業につきましては、不定期ではありますが、地域の方や公園利用者の方のボランティアによりまして、ご協力をいただいているところでございます。

また、先ほど答弁いたしましたように、菅谷地区まちづくり委員会の環境部会の方にもご協力の申出をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 緑化管理につきましては、これはおっしゃるとおりだと思います。やっぱり専門的な業者さんにお任せして、しっかりと管理をしていただく、特に高木等については管理をしていただくということで、これはよろしいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、例えば先ほど言いました未利用地になっている東側の部分とかに花壇を造るとか、そういったところで市民ができないところ、花壇の整備については市がやるけれども、ふだんの管理については住民の方にやっていただくとか、そういった役割分担というのを決めながら、新たな手法で市民と一緒に、あの公園を盛り上げていくといたしますか、再整備していくという考えが、私は非常に大事なんだろうと思っております。

そのときに必要なのは、何よりも住民としっかりと話し合ってくださいということだと思うんですね。提言書を受けました、こういうことをやりますよで終わりではなくて、じゃ市としてはこう考えます、それについてどうですか、こうなりました、当然それは市でもできないこともあると思いますので、これはちょっとできませんとか、じゃその部分は市でやりましょう、この部分はお願ひできますかというような話合いをしっかりと持っていただきたいと思うんですが、こういった話合いの場を、今後市として持たれていくかどうか、その辺りお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

公園の中でも、開発行為によりまして整備されました公園につきましては、環境美化や安全管理の面で地元の方と話し合いまして、市と関係自治会、班の方々と除草に関する協定を結びまして、協働しながら維持管理をしているところでございます。

今後もしろいろな機会を持ちまして、自治会や利用者と関係を深めまして取り組んでいき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） いろいろな機会を持って、自治会、利用者と関係を深めるということですので、ぜひともお願いします。

そういったことをして整備された公園というのは、地元住民にとっても自分たちの公園という意識が出てくると思うんですね。まさしく、その点が私は大事だと思ひまして、ぜひとも今後ともしっかりとした話合いの下に計画を進めていただきたいというふうに思います。

宮の池公園の質問はこれで最後なんですが、両宮遊歩道の最後に、この宮の池とさらにちよつと合わせた提案をさせていただきたいというふうに思います。

では、続きまして、2項目の両宮遊歩道の活用についてということで質問を進めさせていただきます。

菅谷のまちの中で、この両宮の遊歩道というのは、私、宮の池公園と並んで非常に重要な施設、拠点になる施設だというふうに思っているんですけども、この両宮遊歩道の概要と位置づけについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

両宮遊歩道につきましては、両宮排水路の市街化区域内、約1,500メートルにボックスカルバートを布設しまして、その上部を住環境の向上を目的にしまして、遊歩道として整備したものでございます。

那珂市都市計画マスタープランにおきましては、都市計画道路とともに、菅谷市街地の拠点をつなぐ歩行者のネットワークを形成するものとしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 上流の宮の池から下流の大井川まで、延長が3,800の排水路で1,500メートルにボックスカルバート、ボックスカルバートというのはコンクリートの筒みたいなものが下に埋まっていて、その上を遊歩道として有効活用したということになるかと思ひます。

拠点をつなぐ歩行者のネットワークを形成するものという位置づけであるということでございますけれども、これまでの整備状況についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

先ほどの延長約1,500メートルのうち、平成6年度から平成9年度に下流部から600メートルを整備いたしまして、ベンチ、水飲み場、植栽、トイレ等を設置しております。

その後、平成22年度から平成26年度に宮の池までの残り900メートルを整備しまして、路

面の着色やベンチの設置を行っております。

なお、遊歩道の路面につきましては、宮の池からの距離を表示しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 平成6年から平成9年に下流部、南側部分を600メートル整備し、さらには平成22年から26年に宮の池までの残りの900メートルを整備したということでございますが、先ほどの答弁では、この排水路、大井川まで全体では3,800メートルあるということをおっしゃってございましたけれども、これ、南側に延伸する、南側、今、かわねや付近で止まっておりますけれども、さらにそこから南側に延伸する計画はないのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在のところ、南側に延伸する整備計画はございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 整備計画はないということで、現在のところはないということですね。

ただ、南側の部分にはちょうど四中のコミュニティセンター、コミセンができるということになっております。先ほどから言っているとおり、やっぱりまちづくりというのは、その時点で状況とか変わっていくものだと思うんですね。

その中で、この南側の一番最後の部分に四中コミセンができると、非常に大きな要素だというふうに思うんですが、ぜひとも先ほど答弁にあった歩行者のネットワークを形成するという意味でも、四中コミセンにしっかりとアクセスできる歩道として整備があったもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、現在のところないということですが、今後の状況においては、そういったことも念頭に置きまして計画を立てていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

では、現在、この遊歩道はどのように活用されていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

主に健康づくりや余暇を楽しむ憩いの場としまして、子供さんをはじめ、高齢者、また障がいのある方も含めまして、安全に歩ける道として利用していただいているところでございます。

また、市立図書館の周辺区間におきましては、菅谷まちづくり委員会のイベントの会場といたしましても活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 健康づくりや余暇を楽しみ憩いの場として活用されている。それから、イベント会場としても活用されているということで、非常によいことだなというふうに思いますが、一方でやはり課題もあるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。

市が認識されています課題について、ございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

まず、維持管理上の問題としましては、施設のいたずらによる損傷がございます。特に、公衆トイレの便器や扉、また屋外照明等の破損が多いために、被害が確認できた場合には利用者に不便を来さぬように、速やかに修理を行っているところでございます。

また、まちづくりにおける課題としましては、歩いて暮らせる市街地の環境づくりとしまして、日常的な利用者をさらに増やしていけるような取組が課題となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 維持管理上の問題、非常に頭の痛い問題ですね。どうしても外部の施設になりますので、人の出入りが自由になっているところで、しかも24時間ということになりますと、いたずら等の問題というのはあるかと思えます。

こちらぜひ、これといった対応策というのはないのかなというふうに思いますが、なるべくといいますか、対応するしかないのかなというところで、この辺は市民にもそういった現状も伝えながら、こういう状況を少しでも減らしていくというような取組も必要なのかなというふうには思います。

また、まちづくりの課題として、日常的な利用者を増やす取組が課題ということで、やはりもっともっと利用してもらうことが課題だというふうに、市のほうも考えていらっしゃるということなんだと思うんですね。

では、より多くの人に利活用してもらうために、ハード、ソフト、両面での計画等がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現時点におきましては具体的な計画はございませんが、両宮遊歩道はいろいろな可能性を持っているものと考えております。

例えば、遊歩道に新たな名称をつけるなど、特色のあるエリアとしまして、市と地域が連携を図り、知名度を上げながら有効活用を図りたいと考えております。

また、先ほどお話がありましたが、両宮遊歩道の下流部には、菅谷地区のコミュニティセンターの建設が予定されておりますので、当該施設を含めました利用者の拡大につなげていきたいと考えております。

なお、計画を検討するに当たりましては、市民の方や菅谷まちづくり委員会等のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市民の方、まちづくり委員会等、意見を伺いながらということで、宮の池公園と一緒にかなというふうに思います。しっかりと市民の声を聞いていただいた上で、目指すべき方向性を定めていただければなというふうに思うところでございます。

また、具体的な計画はございませんということで、非常に残念ではあるんですが、その一方で、やっぱり可能性を持っているものというふうに考えているということでございます。私もこの可能性という部分では、非常にこの遊歩道、大きな可能性を持っているんじゃないかなというふうに思っているんですね。

そこで、具体的な提案をさせていただきたいと思っております。

この遊歩道、単独ではなくて、やはりソフト面で言えば、健康政策なんかと連動をすることで、よりその利用価値が高まっていくというふうに思うんですが、まちづくりの担当であるのは都市計画課になりますが、健康づくりという意味では福祉系の部署と横の連携を図りながら、そういったソフト面の充実をしていくということは考えられないでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

近年は高齢化社会を迎えまして、日常生活における健康志向の高まりもあります。その結果、多種多様な健康づくりがございますが、その中でも手軽で年齢に関係なく取り組めるものにウォーキングがございます。

両宮遊歩道につきましては、いばらきヘルスロードにも指定されておりまして、車両の乗り入れが禁止された、安心してウォーキングを楽しんでいただける施設でございますので、今後も健康増進なども含めた幅広い視野を持ちまして、関係部署と連携しながら利用環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 非常に重要な視点なんだと私は思います。

例えば、いばらきヘルスロードに指定されているということですから、そういった健康面の政策と抱き合わせていくと、医療費の抑制につながったりとか、そういう効果もあると思うんですね。ですから、両宮遊歩道だから都市計画課が担当で、全てそこが考えないといけないということではなくて、やっぱり庁内で横の連携を図りながら、ハード面では担当課は都市計画課になると思うんですが、いろいろなソフト面では横の連携を図りながら、できることを様々にやっていくということも非常にいい取組なのかなというふうに思っております。

また、今答弁の中で、安心してウォーキングを楽しんでいただける施設、これ非常に私は

重要な観点だと思います。楽しんでなんですよ、楽しんでいただける施設ということで、楽しんでいただける要素もそのソフト事業の中に組み入れてはどうかというふうに思うんですね。

そう考えますと、さらには商工観光課と連携をしまして、近隣にあるお店、こういったものを市民に紹介をしながら、そういったところに寄り道ができる、そういった取組を進めてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

全国各地には、伝統建造物を生かしました個性的な町並みを徒歩で楽しめる商店街が数多くございますが、本市におきましては、自家用車での移動が中心でありまして、買物をする際にも多くの方が車を利用されております。

歩いて暮らせるまちづくりを目指す上で、両宮遊歩道はゆっくりと歩くことができる大変貴重な空間でありますので、事業者の方のご協力がいただければ、より多くの方に利用していただくための動機づけになりますし、ひいてはにぎわいの創出にもつながっていくものと考えております。

しかしながら、事業者の規模や経営方針など、連携には課題がありますので、その整理が必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 決してハードルが低いわけではないと私も思います。

ただ、非常に面白い取組かと思えますし、考えれば、例えば歩いた距離に応じて、マイルみたいなものを出して、それが地域通貨みたいな形でその店舗で使えるとか、通貨じゃなくてもいいですよ、割引券でもいいと思うんですね。何歩歩いたら、このお店の100円の割引券がもらえますみたいなことで、よりその商店を知っていただくことと、商店に寄っていただくということで、楽しみながら結果として健康づくりになっていくと、そのようなことがやっぱり僕は必要なんだろうというふうに思うんですね。

これは、先ほどから言っているとおり、横の連携というところで、ぜひどこか旗振り役が必要だと思いますが、今日、保健福祉部長も産業部長もいらっしゃいますので、ぜひこの話を他人事ではなくて、何かできないかなというようなことを、どの部長さんからでも結構ですので、ぜひ連携を図っていただきながら、そのような取組が進んでいくだろうということ期待しておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、ハードの面で1点だけご提案をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど南側には四中の菅谷のコミセンができるので、そこがトイレ、駐車場等、拠点の一つになっていくということかと思いますが、やはり始点は宮の池公園ということでございましたので、北側の出発点として、やはりこの宮の池公園というのをしっかりと位置づけてい

ただくということがよろしいんじゃないだろうかいうふうに私は思うんですね。

遊歩道、ここにありますがということではなくて、北側のここに、こういった出発点があります、南側はここですと、この間をこういう形で整備してありますよということが、やっぱり必要なだろうと思うんです。そのときに、やはり先ほど宮の池公園の南側のため池部分のお話をさせていただきましたけれども、その中の再整備の一つとして、この両宮遊歩道の出発点として、あそこを整備すると、この考えもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そのときに、あの南側のまだ利用できる土地に対して、トイレというのは予算的に難しければ、駐車場、それからウオーキングを始めるに当たっての準備運動ができるような広場というものを整備してはいかがかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

宮の池公園につきましては、JR上菅谷駅前に位置をしまして、地域の憩いの場としてたくさんの方に利用していただいております。

また、隣接する上菅谷停車場線を会場にしましたイベントなども開催されておりますので、知名度も上がってきているところでございます。

宮の池公園を遊歩道の出発点として整備するという議員のご提案につきましては、遊歩道の有効活用につながる実効性の高いアイデアの一つだと考えておりますので、先ほど宮の池公園について答弁を申し上げましたが、関連事業の進捗状況を踏まえながら、宮の池公園を含めまして、一体的な利活用の可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 財政的に非常に厳しい状況というのは十分に理解しております。その中で、今大きな整備はできないということになれば、できることをやっておくということも一つかというふうに思いますので、また宮の池公園のところに駐車場とかそういった整備まで難しいということであれば、出発点を上菅谷駅にするという考え方もあります。

その際には、やっぱり今の南側のエリアは一番南側の部分で遊歩道が止まっていますので、やっぱり宮の池公園のため池の部分をしっかり遊歩道だけでも整備をしていただいて、上菅谷にしっかりとつなげていただくということも一つの手かなというふうに思いますし、それは砂利道だと歩きづらいというのもありますけれども、位置づけだと思うんですね、意識づけの中で、ここの部分は遊歩道としてこうなんですよということがやっぱり私は必要だと思いますので、両宮の遊歩道の有効活用という視点、それから宮の池の再整備という視点からも、そのあたりについて今後ともしっかりと市民、それから地元の皆様と話し合いを持ちながら、整備に向けて今後も進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

今回の質問、宮の池、両宮について目指していると言うんですか、考えている方向性というのとは一緒なんだなというのを認識できたことは非常にうれしく思います。

その中で整備する手法であったりとか予算の関係でうまくいかなかったりというところはございますが、認識は一緒でございますので、共に私も地元として一緒に頑張りたいと思いますので、ぜひともこの二つの市街地における拠点の整備について、しっかりと今後取り組んでいただければありがたいと思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、小泉周司議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開を11時40分といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 古川洋一君

○議長（福田耕四郎君） 通告3番、古川洋一議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルスのワクチン接種について、2. 学校体育施設の有効活用について、3. 行政手続のワンストップ化等について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算40回目の一般質問をさせていただきます。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える町にするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初は、新型コロナウイルスのワクチン接種についてでございます。

まず、高齢者のワクチン接種については5月11日から受付が始まりましたが、まずどのような状況になっているのか、改めて確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明申し上げます。

ワクチン接種の申込み状況につきましては、高齢者施設、障害者施設等で接種を希望する方を除いた65歳以上の高齢者約1万6,700人について、集団接種に申し込んだ方が約2,000人、個別接種として各医療機関で申し込んだ方が約1万人、合計で約1万2,000人となっております。

集団接種では、1回目の接種が5月24日から6月19日までの申込み枠を第一弾として、ワクチン接種コールセンターとインターネットによるウェブ予約による受付を行いました。

定員2,022人に対して、コールセンターで申し込んだ方は419人、インターネットから申し込んだ方が1,603人でした。このほか、300人の方がキャンセル待ちとして申し込まれております。

各医療機関による個別接種の申込みにつきましては、定期的な診療時の相談やお電話等により、直接申込みをいただくこととしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 約1万6,700名の対象者のうち、集団接種に約2,000名、個別接種として各医療機関に申し込まれた方が約1万名、合計で約1万2,000名が申込みをされたということですから、対象者のおおよそ7割の方が予約できたということになります。

集団接種の申込みをされた約2,000名、正確には2,022名ということですが、そのうちコールセンター、つまりお電話での申込みが419名で、全体の約2割、インターネットから1,603名で、全体の約8割ということになります。

そのほかにキャンセル待ちが300名いらっしゃると。また、個別接種については、各医療機関に直接申込みをしていただいているということでもあります。

今回は、その受付方法について混乱がなかったのか、今月15日から始まる第二弾の集団接種やその後の64歳以下の方の受付も同じ方法で行うのか、そのあたりをお伺いしてまいりたいと思います。

私の85歳になる母は、通所リハビリで某施設にお世話になっているのですが、そこでコールセンターの電話番号が書かれた高齢者接種の案内チラシを渡されたものですから、集団接種と個別接種の違いをまだ理解できないまま、取りあえずコールセンターに電話すればいいんだなというふうに思い込み、受付開始日に朝からコールセンターに電話をしたんですけども、案の定、電話は全くつながらなかったということでもあります。

その話を夕方になって聞いたものですから、来週かかりつけ医の病院に行くんだから、そこで聞いてみて、可能だったら予約させてもらったらいんじゃないかというような話をいたしました。そして数日後の診察日、母は予約できたよと言って、喜んで帰宅してまいりました。よかったねと、ちなみにいつと聞きましたら、1回目が9月で、2回目が10月だと言うんです。私は耳を疑いました。

高齢者の接種は7月には終了する見込みだということで、1か月ぐらい遅くても大丈夫じ

やないかなというふうに思っておりましたから、それでも母は予約ができたことに安堵しておりますから、うちはそれでもよいのですが、その時期の予約を受けるとはどう理解すればいいのか、ほかにももっと遅い日にちで予約した方がいらっしゃるんじゃないか、高齢者の接種終了が10月ぐらいになるのであれば、64歳以下はいつから開始できるんだろう、そういった疑問が次々と湧いてまいりました。

そこで、どうしてこのような状況になったと思われるか、これは医療機関のことですけれども、どのようなことでこういう状況になったのか、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明申し上げます。

まず、このかかりつけ医療機関におきましては、接種が可能な人数というのが、それぞれ異なっているという事情がございます。かかりつけの患者さんを順番に受け付けていくと、このような状況になったのではないかと思います。

高齢者接種に必要なワクチンの供給は今後も続きます。医療機関において接種枠を増やすなどの対応が可能となりましたならば、前倒しでの対応をしていただけることもあると思います。

また、接種時期を早めたい場合には、主治医に接種についての確認をお取りいただいて、集団接種において接種いただくことも可能かと存じます。

市としましても、かかりつけ医療機関に対して、接種の前倒しの要請、患者さんに対してのご案内というものをお願いしてまいりたい。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） つまり、1日に接種可能な人数が何人で、接種可能日を受付順に順番に埋めていったらば、1回目は9月になったのではということなんですよね。たぶん、そうなのでしょうね。

ワクチン供給は続くので、医療機関での接種枠が増やせれば、前倒しで対応していただけるかもということでもありますけれども、確かにワクチンの供給が増えるのであれば、例えばワクチン1本の供給では1日6人しか打てないけれども、2本供給してくれるんだったら12名まで接種ができますよという余力のある医療機関であれば対応が可能だと思いますが、一般の患者さんの診察もあるでしょうから、いくらたくさん供給されても、スタッフの数や時間の関係で、1日に接種可能な人数はこれ以上増やせませんといった医療機関もあるのではないかと考えてみると、決して楽観視はできないのかなというふうに思っております。

また、多少遅れても、かかりつけ医で接種したいという方も少なくないと思います。結果として、医療機関によって個別接種が終了する時期に大きなずれが生じるというような気も

いたします。

次に、個別接種の申込み方法や受付開始日時等をきちんと市民に周知できていたのかというところについてですが、これもこういったことがございました。

実は、私にもかかりつけ医がございまして、診察と併せて薬を頂きに通っているわけですが、その日も朝一で、9時からなんですけど、9時から見ていただこうと受付が8時半からなんですけれども、8時から玄関の外に並んで、朝一で診ていただこうというふうに思っていたんですけど、その日は今までになくたくさんの方が並んでいらっしゃっていたんですね。いや、今日は混んでいるなというふうに思ったんですけど、そう思いながら列に並んだんですけども、その理由はすぐに分かりました。その日が高齢者のワクチン接種の受付開始日の5月11日だったんですね。

医療機関での個別接種の申込みは、窓口でできるんだということでもちょっとびっくりしたんですけども、間もなく病院関係者の方がその列のところに現れまして、並んでいる方々に説明を始めました。「窓口での受付は、今日は10名様までで、9時半から受け付けます。これから10名の方に整理券をお渡ししますので、受け取った方は列に並ばずに、9時半まで車の中でお待ちいただくか、改めてお越してください。それ以外のワクチン接種希望者は、同じく9時半から電話で受付をいたします」とおっしゃって、10名の方に整理券を渡して、姿が見えなくなりました。気がつきますと、そのままその場に残ったのは、診察を受ける私だけだった。よく見ますと、玄関のところに、先ほど説明のあった内容が書かれた貼り紙がしてありました。

その後、そこに続々と詰めかける接種希望者、私の後に並ぼうとされるので、お一人お一人に、もう病院関係者の方いないものですから、貼り紙を示しながら、先ほど窓口で受付可能な10名には整理券を配布して、もう終わりましたよと、あとは9時半からお電話で受け付けますよというようなご説明がありましたから、並んでも多分無理じゃないのかなと思いますよということをお伝えをしたんですけども、多分、納得いかないんでしょうね、そのまま何人の方が私の後に列をつくりました。

私が診察を終えて帰る時間まで、窓口では並ばれた方々との押し問答が続いておりました。多分、その後、電話は鳴りっ放しになることでしょう。翌日以降も同じ対応をするのかななんていうことを考えながら、病院も大変だなと思いながら病院を後にしたわけでありませう。

ということで、個別接種の申込み受付方法や受付開始日時等は、きちんと市民に周知できていたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

4月7日、ワクチン接種券を送付いたしました。同封いたしましたご案内に、申込み開始が5月11日からであること、各医療機関の電話番号等をお知らせのほうに記載いたしました。申込み方法については、電話や診察日における受付の際など、ご案内文や広報、ホーム

ページ等においてお知らせをしてまいりました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 申込み開始日、医療機関名と電話番号はお知らせしたと。さらに、申込み方法については電話や診察時に予約をしてくださいというようなお知らせをしたということなんですが、つまり、詳しくはそれぞれの医療機関にお問い合わせくださいということですね。それが個別接種を申込みされる1万人の方々への案内として適切だったのか。不親切じゃないのかなというふうに私は思います。事実、先ほどお伝えしましたように、1つの医療機関の例ではありますけれども、窓口では1日10名の予約しか受けない、何時から整理券を配布するのかも分からない。そういった詳細について事前にお問い合わせをしていない方がほとんどだったのではないかなというふうに考えられる。どの医療機関においても、受付方法を統一できればそれにこしたことはございませんし、集団接種並みにきちんと広報等々でお知らせできたのではと思います。

が、しかし、受付方法を統一することは現実的には難しいでしょう。であれば、医療機関によって受付方法が異なりますので、予約したい医療機関に必ず事前にお問い合わせくださいといった案内が必要だったのではないのでしょうか。電話や診察時に予約してくださいなどという曖昧で不確実な案内が混乱を招いたと言わざるを得ない。

今後、64歳以下についても医療機関による個別接種があるのでしょうかから、ぜひとも市民に対して親切で分かりやすい案内を心がけていただくようお願いをしておきます。

集団接種を受ける方のほうが多いというイメージがありますけれども、冒頭に確認しましたように、現時点で予約を済まされた方の8割以上が個別接種だということをお忘れにならないようお願いいたします。

では次に、集団接種の受付についてお伺いいたしますが、電話もインターネットもつながらない、何十回もトライしてやっとつながったときには既にいっぱい。そして事務的に、次回、第2弾の受付はいついつからですよの返答。この心体ともに味わった苦痛はトラウマになってしまったことでしょうか、もう嫌だと。年齢別や地区別など、多少遅くなっても割り振ってもらったほうがいいよといったお声は、執行部の皆さんにも届いていることと思います。

それから、インターネットを使える高齢者がどれだけいらっしまったのか。多くは子どもさんやお孫さんにやってもらったという方が多かったのではないのでしょうか。こういった点をぜひとも改善していただきたいと思いますが、今月15日から始まる集団接種の第2弾の予約方法はどのようにするおつもりか。また、茨城県においても、那珂市など近隣自治体を対象にして大規模接種会場を開設するといった報道もございましたが、その辺も含めて、現時点での方向性をお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

まず、第2弾の予約でございますが、6月15日から申込みを開始いたします。方法につきましては、第1弾同様の電話とインターネットによる方法といたします。しかしながら、皆様からいただいたご指摘やご意見を検討いたしました。

まず、電話での申込みがつながりづらいとのご意見に対しましては、コールセンターの回線を12から倍の24回線に増やし対応してまいります。電話での予約が取りにくいとのご意見に対しましては、電話の予約とインターネットの予約、それぞれに枠を設けて申込みを受けることといたします。

また現在、市設営による集団接種日程を増やすよう調整をしております。申込み開始時など電話のつながりにくさというものは依然残るとは思いますが、日数自体が増えることで予約枠が増えますので、予約がとれる方を増やすことができるものと考えております。

県が開設する大規模接種の日程と人数の部分については、現時点では確定をしておりませんので、この第2弾の募集とは別になろうかと考えております。こちらもあり次第、ホームページなどを活用してお知らせをし、先ほどお話ししました方法で予約を受け付けることになろうかと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 受付方法は、多分混乱するからということなんだと思いますが、受付方法は変えないけれども、コールセンターの回線を12から倍の24回線にする。電話予約とインターネット予約にそれぞれ枠を設けることによって、電話もつながりやすくなり、また集団接種の日程を増やすことによって予約の可能な枠が増えるので、前回よりは予約が取りやすくなるのではということですね。

さらに、県の集団接種も受けられるようになると。ただし、日程や予約枠が確定していないので、市の第2弾の受付とは別になるだろうということでもあります。

そういったことも含めると、集団接種の予約というのは、次回の第2弾で終了できそうなんですか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明申し上げます。

今回、第2弾の申込みの受付では、医療機関による集団接種と市が設ける集団接種、合わせて約4,000件の予約枠を設けております。県が開設する大規模接種会場においては那珂市の予約枠が設けられる予定であると。これらを合わせると、接種を希望する全ての高齢者の方に行き渡るものと見込んでおります。

しかしながら、現時点、県の予約枠は確定したものではありませんので、確約できるものではありません。

今後も、予約申込みの機会を継続して設けてまいります。接種を希望する全ての高齢者が早期に接種を受けられるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

県の大規模接種で那珂市の予約枠が確定はしていないものの設けられる予定なので、これも合わせると、接種を希望される全ての高齢者の方に行き渡ると見込んでいるということがあります。7月中は無理かとしても、少しでも早く高齢者の接種2回が終了することを期待したいと思います。

高齢者の接種が終了しますと、次は64歳以下になりますが、その受付方法については、先ほども少し触れましたが、年齢別、地区別にするのか、または役所のほうで割り振るのか、インターネットと電話の割合や、窓口でも受けるのか、感染が多い若い方をどう考えるのか等々、高齢者の受付方法の反省も踏まえて、どういう方法を取り接種までの予定を立てるつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明いたします。

高齢者の次の64歳以下でございますが、次の優先順位は、基礎疾患を有する方、次いで60歳から64歳までの方ということになっております。その次が一般の方という順になってございます。

一般の方の受付につきましては、現在、全国的に変異株による若い世代の感染が増加している状況があり、年齢で区切るという申込みの方法がいいのかについては、検討が必要であると考えております。

若い世代の申込み方法や予定の立て方など、今後よく検討してまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 毎日のように変わり行く状況の中、計画が立てづらいのは理解しているつもりですが、ほかの自治体のよいところなんかも取り入れながら、十分に検討され、実行されることを切にお願いをしておきたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） ここで暫時休憩をいたしまして、再開を13時といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

午前に引き続きまして、古川洋一議員、登壇を願います。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

午前中に引き続きまして一般質問を続けさせていただきます。

午前中は新型コロナウイルスワクチンの接種について受付方法、第1弾の反省も踏まえて、どのように第2弾以降受付をしていくんだといったようなお話をさせていただいて、受付方法については変えられないけれども、電話の回線を増やすですか、ネットと電話で予約できる枠を少し割合を調整するとかいうふうなお話がありました。

そしてまた、県で予定されている大規模接種会場での那珂市の枠も、まだ数は分からないにしても枠を頂けそうだということで、第2弾の集団接種の受付で、ほぼほぼ希望されている方には行き渡るのではないかとといったようなお話がありました。

続きまして、次に複数社のワクチンについてお伺いをしてまいります。

まず、現在、那珂市で接種されておりますのはファイザー社製のワクチンであります、5月24日から始まった高齢者の接種において副反応の報告などはあったのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

6月2日現在ですけれども、報告は受けておりません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 報告はないということでございます。

報道のとおり、日本国内においては複数社のワクチンが承認をされました。3月定例会の一般質問でも、複数社のワクチンが混在してのミスやトラブルがなければいいがというようなお話をさせていただきましたけれども、日本国内に流通し始めた複数社のワクチンが自治体ごとに違ったり、または那珂市にも複数社のワクチンが供給されるようになるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

5月21日、モデルナ社ワクチンの使用が承認されたということで、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に使用するワクチンは、ファイザー社製のワクチンとモデルナ社製のワクチンにする旨の指示が出されました。

アストラゼネカ製というワクチンもございますが、有効性は認められる一方で、接種後、極めてまれに血栓が生じるリスクがあるという指摘があることから、現時点では予防接種法の対象とはせずに、当面、公的な接種には使わない方針が示されております。

既にモデルナ社製のワクチンにつきましては、国の開設した大規模接種会場で使用はされており、県においても、今後開設する接種会場で使用を想定すると聞いております。

しかし、現時点では、市町村へモデルナ社製のワクチンが配給されるということについて

は示されておりません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 各社のワクチンの有効性ですとかリスクについては、我々は報道されている範囲でしか分かりませんが、先ほど確認しましたとおり、今のところ市内においては副反応の報告がないと。ファイザー社製のワクチンで最後まで通してほしいというのが、私個人的にはそういうふうに思っています。

大規模接種会場での接種はモデルナ社製のようにありますが、ファイザー社製のワクチンを例えば那珂市で接種したAさんと、モデルナ社製のワクチンを県のほうで接種したBさんの接触による感染のリスクなんかはないのかなんていうことを考えるのは、私だけでしょうか。

いずれにいたしましても各自治体が選択できる余地というのは多分ないんじゃないかなと私は思うんですけども、何度も申し上げますけれども、混在した場合のミスだけは絶対に起こさないでいただきたいということだけは、お伝えしておきたいと思います。

では次に、接種を担う医療従事者の確保についてお伺いしてまいります。

これも報道されている情報ですが、接種にかかわる医療従事者が不足しているというふうに言われております。那珂市においては現状足りているのか、市独自で潜在看護師などの募集はされているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

現在お示ししている集団接種日程に関しましては、医療従事者は確保できてございます。今後、早期接種を希望するより多くの方に接種できるよう、日程の追加を調整しているところでございます。

それに伴いまして、看護師につきましては5月20日付で茨城県看護協会に求人を出し、現在のところ十数名の応募を受けてございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

その看護師さんの募集なんですけれども、1点気になりますのが、現職の看護師さんであれば、医療従事者として接種はもう既に終わっているんじゃないかなと思いますが、潜在看護師というのは、資格がありながら現在は離職されている方でありますから、医療従事者としてワクチン接種が済んでいるんだろうかというところがちょっと気になるころではございます。

それから、茨城新聞に、医師や看護師が足りなければ県から派遣してもらえよう記事がございましたけれども、要望すれば必ず必要人数を派遣していただけるものなんでしょう

か。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

県は市の募集条件を筑波大学附属病院の医師に伝えることとなっております。それに応じていただけるかを待っているという状況でございます。その先、医師との調整については市が行うというような状況でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 県のほうでは、病院と自治体をつなぐ言わば仲介役になるだけで、個人との交渉は自治体でやってくださいというふうに聞こえるんですけども、言葉は悪いですけども、余り当てにしないほうがいいんじゃないのかなというふうな気がいたしますね。市独自の募集と並行して要望しておくのがいいのかなと。ただ、お願いして来ていただけることになって、キャンセル、結構ですということは多分言いづらいんでしょうけれども、その辺は調整をうまくやっていただきたいなというふうに思います。

では、この事項の最後、市長にお伺いいたします。

某自治体の首長さんが高齢者よりも先に接種したとか、詳しくは余り申しませんけれども、そういった報道がございました。これは私が思うだけじゃなくて、どなたに聞いても、首長はワクチン接種の陣頭指揮をとる立場上、誰よりも先に接種したっておかしくないよねというふうに、皆さん言っております。確かに予約が取れなくて苦労している高齢者の方からすれば、若い首長が先に接種するとはけしからんというような方もいらっしゃるかもしれませんが、事前にきちんとご説明をされれば、私は何の問題もないというふうに思っております。

そこで、さきの定例の記者会見で、市長はその点についてお考えを述べたという話を伺っておりますけれども、改めて我々にも市長のお考えをお聞かせいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 既に報道等で皆さんもご存じのとおり、いろんな話題が提供されましたけれども、ご心配いただいております。

先日の記者会見の中でそういうお話をしました。市のホームページ上にも載せさせていただきまして、議員さん方には、こういう場では後追いのお知らせになったことをまずお許しいただきたいと思っております。

今回、医療従事者の1回目の接種終了がおおむね見通せる段階となりました。先ほど部長から報告があったとおりであります。担当からは、高齢者の皆様の接種と並行して、私ども危機管理に関わる者について調整をしていきたいという進言があったわけでございます。私自身は65歳以下ですから、その時期でもいいかなと多少思っておったんですが、議員のおつ

しゃることも当然でありまして、市政を預かる者としては、私が倒れたなんていうことになれば大変な事態になることは当然でありますので、そういったことを踏まえて今後調整をしていきたい。ただいま医療機関なんかも65歳以上の方々の接種に向けて全力を挙げていただいているときなので、担当と相談をして、しかるべきときにきちんと接種を受けたい、そのように考えております。議員並びに市民の皆様のご理解も併せてお願いを申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

以上で、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、次の質問事項、学校体育施設の有効活用についてお伺いをしてまいります。

皆様もご承知のとおり、小中学校の体育施設を一般の方に開放していただいております。一般に私たちは学校開放というふうに呼んでおりますけれども、まずは学校開放とはどういう事業なのか、簡単にご説明をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

那珂市立学校体育施設目的外使用規則に基づきまして、体育館、屋内運動場、武道場といった小中学校の体育施設を学校教育に支障のない時間帯、例えば夜間や土曜日、日曜日といった学校休業日の昼間に市民に開放して、スポーツやレクリエーションの普及、奨励を図る事業となっております。市内全ての小中学校で学校体育施設を開放しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

学校教育に支障のない夜間や土日などに体育館やグラウンド等の体育施設を市民に開放しており、市内全ての小中学校で開放していただいているということでもあります。

なお、本来の学校教育で使用するものではないので、目的外使用という位置づけで市民に開放されていることから、学校教育課ではなく生涯学習課の所管だということも知りました。

では、現状どのぐらいの市民の方に利用されているのか、状況を教えてくださいませんか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、夜間開放の実績です。那珂総合公園が所管しており、利用できるのは那珂市に居住または通勤通学する者10人以上で構成された団体です。

年間の利用状況につきましては、昨年度はコロナの影響で減少しておりますので、令和元年度の実績で申し上げます。利用団体数は105団体、利用人数は延べ5万1,352人、利用日数は3,965人となっております。

昼間の開放は各小中学校で管理をしております。同様に、令和元年度の利用状況についま

して、小中学校14校の合計で申し上げますと、利用団体数は75団体、利用日数は1,308日となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 利用者数、利用日数ともに、これは延べの数字だと思いますが、大変多くの市民の方に利用していただいているということが分かります。ただ、夜間開放の所管が那珂総合公園で、昼間に使用する場合は各小中学校で管理されているという点、また10名以上で構成された団体でないと利用ができないという点が引っかかります。

国のスポーツ庁が昨年3月に発行した学校体育施設の有効利用に関する手引によりますと、誰もが日常的にスポーツに参画する機会を確保するために、我が国のスポーツ施設の約6割を占める学校の体育施設の有効活用を提言しており、活用を推進する上では利用のしやすさは重要であるというふうに述べております。市民が公共施設を利用、お借りするためには、必ず利用手続というものが必要になりますけれども、利用のしやすさという点においては、労力をかけずに簡単に手続ができるのが理想でありますけれども、本市の学校体育施設の利用手続はどのような方法で行われているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

申請及び許可の窓口は、夜間開放は那珂総合公園、昼間の開放は各小中学校と別になっております。手続の流れとして、まず夜間開放につきましては、利用を希望する団体は年度当初に総合公園の窓口において利用の登録をし、年間の利用計画に基づいて月ごとに窓口に向いて利用申請し、許可を受けます。

昼間の開放につきましては、利用を希望する団体は直接学校長に申請して許可を受けます。申請の時期は年度初めに一括して、あるいは月ごとに、使用することなど学校長の裁量となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ということなのですが、先ほども申し上げましたけれども、なぜ夜間利用は総合公園で、昼間の利用は学校が受け付けるのかというのが疑問なんです。昼間に利用するとはいっても、実際に利用するのは基本的に学校の休業日、つまり先生方が不在の土日ですね。であれば、夜間利用と同じことじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりどちらか一方で管理されたほうがよろしいのではないかなというふうに思うのですが、ただ、その場合、体育施設そのものが目の前にあって、学校行事も全て把握されていて、施設管理者でもある学校が管理、受付をするというのがよいのか。とはいえ、それだけでなくでも多忙で、働き方改革が求められている教員の業務をこれ以上増やしてよいのか。加えて、目的外使用ということで生涯学習課が所管しているわけですから、総合公園で

管理、受付をしたほうがよいのではと。いずれにしても悩むところかなというふうに思います。

それから、手続に係る労力も、団体利用の登録から始まって、夜間開放は月ごとに総合公園窓口に出向いて利用申請しなければならない。昼間の開放については、学校長の裁量によるものの、年度当初に一括であればいいんですけども、あるいは月ごと、または使用ごとに学校に出向いて、学校に出向くということは先生がいるときにということですから、担当の先生がいらっしゃる平日の昼間に申請しなければならないということでもあります。

そこで提案なのですが、それら課題を解決するためには、申請許可の手続をインターネット上で行うことで市民の利便性が向上するとともに、総合公園窓口や学校の業務負担の軽減が図れるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりと認識しております。まず、学校の働き方改革におきましては、本来学校が担うべきか否かという視点で業務を見直す方針が出されております。

今後、許可申請の窓口について、改めて整理する必要性が出てくるものと考えております。

また、ご指摘のように、インターネットで申請と許可の手続ができれば、市民の利便性はもとより、職員にとりましても業務改善や効率化につながります。行政におけるデジタル化の推進は国も着手したところであり、今後取り組むべき課題と認識しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

それともう1点、ICTの活用と同時に、スポーツ参画人口の拡大のためには10名以上の団体という条件を見直し、個人でも気軽に利用できるような環境づくりが必要ではないかというふうに思います。いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

スポーツに参画する人口の拡大を図るためには、団体ばかりでなく、個人でもスポーツに取り組めるような場所の確保も必要であるとは認識しております。しかしながら、学校体育施設の開放事業におきましては、現状では登録団体の利用が活発であり、施設の空き状況に余裕がないことから、個人の利用まで拡大することは、現時点では難しい状況です。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

それはそれで理解しなくてはならないと思います。と思いますが、本年3月に策定されたばかりの那珂市スポーツ推進計画の基本方針には、市民の誰もが気軽に楽しみ、取り組めるよ

う身近なスポーツの場を提供しますと書いてあります。この身近なスポーツの場の最たるものが、市民それぞれの地元にある学校の体育施設なんじゃないのかなと私は思います。団体をつくらなければ利用できないというのは、この理念や方針に反することになりはしないかということだけは、一応お伝えをしておきます。

では次に、持続可能な仕組みづくりについてです。

国の手引では、持続可能な仕組みづくりの一つとして、適切な受益者負担を提示しております。夜間の利用であれば電気料が発生しますし、使用が重なれば施設も傷みます。他の生涯学習施設やコミュニティセンターなどと同様、受益者負担として使用料を徴収して必要経費や将来的な修繕費用に充当すべきだといった考えがございます。

しかしながら、先ほど意見として述べさせていただきましたとおり、学校体育施設は市民が身近にスポーツに親しんでいくために利用を促進している施設でありますから、有料化することは私は反対ですし、市としても、現時点でそのお考えはないというふうに伺っております。

以前、私が中央公民館の定期利用団体の一員だった頃、定期利用団体と講座受講者の代表は年に一度、年末に施設の大掃除をしておりました。有料で施設を利用している、使わせていただいているという気持ちから、年に一度の恩返しのつもりで大掃除に参加しておりました。学校体育施設の利用については、有料であろうと無料であろうと、使用後の片づけや清掃、例えば体育館のモップがけやグラウンド整備は当たり前のこととして利用者をお願いしていると思いますけれども、利用者にとっては無料で使用できるということはとても有益なことでありますから、年に一度ぐらいは体育館のステージ周辺や2階のギャラリーとか、ふだん利用されない場所の掃除や、グラウンドであれば除草や樹木の剪定など、そういった奉仕作業をお願いするのも持続可能な仕組みの一つではないのかなというふうに思います。もしそれが実現すれば、学校と地域の良好な関係にも必ずや結びつくのではないかなというふうに考えます。

こんなことを申しますと、利用している団体さんから余計なこと言うなよというふうにお叱りをいただくかもしれませんけれども、それを覚悟の上での提言とさせていただきます。

そんなことをさせる必要ないよということであれば無視していただいて結構ですが、もしご賛同がいただけるのであれば、学校からお願いすることは難しいと思いますので、ぜひ生涯学習課から、年度当初の団体登録の際にでも各団体をお願いしてみたいかなというふうに思います。これについては質問ではなく、提言という形で終わらせていただきます。

それでは、最後の質問、行政手続のワンストップ化等についてお伺いしてまいります。

まず、市民がお亡くなりになった際の手続についてですが、先日、市民の方からお電話を頂戴しまして、人が亡くなったときに行う手続というのは思ったより多くて、時間もかかり、今回初めてのことだったので分からないことばかり、もう泣きたいぐらいだったよとおっしゃるんです。あっち行け、こっち行け、必要書類を用意してまた出直してくださいなど、役

所としては当たり前の対応かもしれませんが、市民からすれば不親切な対応に感じるものがあります。身内が亡くなられて悲しみに打ちひしがれた直後ですからなおさらでしょう。

ということで、死亡時の手続は多岐にわたるということですが、実際にどのくらいあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、なくなった方の状況により異なりますが、代表的なものとしましては、保険証等の返還、市税や保険料などの還付申請、国民健康保険や後期高齢者医療保険の葬祭費の申請、水道使用者の変更などがございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今、4つ、5つ代表的なものを挙げていただきましたけれども、執行部のほうから、「死亡届を出された方へ」という案内チラシをいただいたんですけども、A4で両面にびっしり、こういった手続が必要になりますよということが書いてあります。もちろん書かれている全ての手続が必要な方というのはそれほど多くはないとは思いますが、いずれにいたしましても市役所における手続だけでもこんなにあるのに、そのほかに銀行だとか法務局ですとか、ほかにも様々な手続が必要と考えられますから、ご遺族の心に寄り添った対応が求められるなというふうに思います。

ちなみに、必ず提出しなければならない死亡届は1日何件ぐらい受理されているのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 過去3年についてお答えいたします。

平成30年が712件、令和元年が627件、令和2年が606件となっております、1日当たり平均2件ほどで推移してございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 1日平均2件ということですが。

では、その多岐にわたる手続が1か所で、かつ短時間で済むように、いわゆるワンストップ化ができないか。死亡届を出される方が1日に平均2件ということであれば可能なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

今定例会の総務生活常任委員会でご報告を予定しております。ご遺族が市役所で行う様々な手続を一元的に取り扱う「おくやみデスク」という名称で、7月1日から本庁舎1階の市民相談室に開設を予定しております。平日の9時、10時半、13時、15時の1日4枠をご用意し、予約制で運用してまいります予定となっております。

予約制のメリットとしましては、事前にご遺族の来庁日時が分かることで、それぞれに必

要な書類を事前にご用意してお待ちすることができること。そのことによってご遺族の手続に係る手間や時間が少なくできることなどが挙げられます。このおくやみデスクの開設により、手続ごとに各課に回っていただくということがなくなりますので、時間が短縮できることや、一元的に取り扱うことにより手続の漏れも防げることに結びつくと思っております。何よりも専任職員によるご遺族の心に寄り添ったきめ細やかな対応が図れるものと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今日質問して、7月1日から早速始めて頂けるということで、もちろんこれは私が質問をする前から決まっていたことだと思います。ただ、通告後にこのお答えをいただきましたものですから、予定どおり質問させていただきましたけれども、いずれにしても市が以前からご遺族の心に寄り添えるように考え、このたびおくやみデスクなるものを開設していただくことに対して、私にお電話を頂戴した市民に代わりまして御礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

この質問事項に関しましては、この後、寺門議員も質問を予定されておりますので、詳しくはお任せしたいというふうに思います。

次に、那珂市への転入や転出時の手続も多岐にわたると思いますが、まずは転入届、転出届は1日どのぐらい受理されているのか、また、それ以外の諸手続はどのように行われているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、転入届・転出届の件数でございますが、いずれも1日当たり5件程度届出がございます。市民課に転入届あるいは転出届が提出された際には、届出人の世帯構成に応じて関係する各課へご案内をしております。

届出後の手続につきましては、世帯の年齢構成によって様々ですが、1階フロアの社会福祉課、保険課、介護長寿課などの手続ができるものにつきましては、届出後、最初にご案内した窓口で各種手続が完結できるよう各担当が届出人のところへ出向いて、ほぼワンストップに近い形で事務手続を行っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 転入・転出に伴う手続も執行部のほうから一覧表でいただきましたけれども、これも結構あるなという印象であります。現在でも、対応につきましては、例えば庁舎1階の各課で行う手続については、最初に案内された窓口と同じ1階のほかの課の担当者が出向いてきて、ワンストップに近いような形で事務手続を行っているということですから、これも大変ありがたいことではあります。おくやみデスクと同様にワンストップ化を拡充していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

転入・転出時の手続につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、お客様ができるだけ各課に移動せずに手続ができるような体制をとっております。現在のこの取組をさらに推し進め、総合窓口を新設しワンストップ化を図ることにつきましては、関係課で検討を重ねてまいりましたところですが、庁舎のスペースの問題がありまして、現在のところ導入に至っていないという状況でございます。これからの市の窓口の申請につきましては、デジタル化を推進することにより、市役所に来庁しなくても申請ができるという取組が進むことで、市役所の窓口の状況も変化していくものというふうに考えております。

例えば、市役所の採用試験におきましても、今年度から電子申請のみの受付方法にする予定でございまして、こういった取組が今後ますます増えていくものというふうに考えております。当面は現在の形態で対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、今後は様々なデジタル化に対応した市の組織体制を整えていく必要がございますので、市役所の窓口業務の体制につきましても、この中で検討をしていかななくてはならない課題であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 総合窓口開設のスペースの問題であれば、工夫すれば何とかなるんじゃないのかなと思いますが、1日に約5件ずつということは、1日に転入・転出合わせて仮に10名が転入・転出のために来庁されている現状で、おくやみデスクのように予約制を果たしてとれるんだろうか。役所側の都合に合わせてられるほど時間的な余裕がある方は多くはないと思うんです。だったら、自分の都合でば一っと自分で回っちゃうよというような方もいらっしゃるかもしれませんよね。そう考えますと、ワンストップ化する必要はないのではないのかというふうになってしまいますけれども、例えばお年寄りの方だったり、小さなお子様連れの方だったり、予約制にしてでもそれを望む方というのはやっぱりいらっしゃるんじゃないのかなというふうに思いますから、窓口業務の体制とワンストップ化につきましては、今後引き続き十分な検討が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、デジタルファーストについてお伺ひしてまいります。

まず、現在オンライン化されている行政手続はどのようなものがあるのかお伺ひいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市では、「茨城電子申請届出サービス」、あるいは「マイナポータルのびったりサービス」、こちらを活用して行政手続のオンライン化を行っております。現在オンライン化して

いる行政手続としましては、住民票（除票）の写しの交付請求、それから児童手当等の現況届など25の手続がございます。

参考までに申し上げますと、この25の手続のうちマイナンバーカードによる電子署名が必要なものにつきましては、住民票（除票）の写し交付請求、児童手当等の現況届など18手続がございます。また、マイナンバーカードによる電子署名が不要なものにつきましては、犬の死亡届、それから水道使用開始届など7手続というふうになっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 現在、オンラインにより25の行政手続が可能であるということであり、ただし、そのうちマイナンバーカードによる電子署名が必要なものが18手続あるということでもあります。では、今後、市では行政手続のオンライン化に関してどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

行政手続のオンライン化につきましては、市民の利便性の向上や行政事務の効率化に限らず、行政窓口の混雑緩和、あるいは新型コロナウイルス感染症などの感染予防対策にもなりますので、今まで以上に重要性が高まっているというふうに認識をしております。

国の計画では、子育て関係、介護関係、被災者支援関係のおおよそ30の行政手続につきまして、マイナンバーカードを利用したオンライン化が予定をされております。今後、国の計画に沿って行政手続のオンライン化を進めまして、利便性や行政サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほど、転入・転出窓口のワンストップ化の拡充に対するご答弁の中で、デジタル化を推進することにより役所に来庁しなくても申請できる取組が進めば、窓口の状況も変わってくるといったようなお話がございました。

ところで、デジタルファーストとは、今ではビジネスにおいてデジタル化を優先して業務を行っていくという意味で利用されるようになってきました。行政におけるデジタルファーストとは、行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結することを意味します。

具体例として、引っ越しに伴う住民票の移動手続をネットで行うと、その情報を基に電気、ガス、水道、銀行口座などの契約変更や死亡時の届出や相続手続もネットで行えるようになるといったものがございます。業務の効率化、コストの削減、スペースの有効活用、リモートワークの促進などメリットも確かに多いんですが、デジタルファーストは全ての業務をデジタル化するというわけではありません。デジタル化することで逆に複雑になったり、難易度が上がって業務効率が下がってしまったりは意味がありません。本当にデジタル化が必要か、

業務の効率化や費用対効果の面からも慎重に検討することが大切であります。あくまでもデジタルファーストは考え方や概念でありまして、デジタルファーストを導入することが目的にならないよう、明確な目的を持って行うべきだというふうに考えます。

なお、デジタルファーストを導入する上で最も注意を払うべきポイントは、セキュリティ対策であります。

以上のことを踏まえまして、私が何を言いたいのかと申しますと、これからの時代、デジタルファーストの考え方は決して間違っていないと思いますし、それを待ち望む市民が多いのも事実でしょうから、推進することに反対するつもりはございません。ただ、中には窓口での対面での手続きをしたいという方もいらっしゃるでしょう。ですから、何でもかんでもデジタル化、オンライン化すればいいというふうには思いません。便利になれば危険も増すというのが私の考えですし、オンライン化してもマイナンバーカードがなければ利用できないとするならば、マイナンバーカードの普及率の現状を考えても、現時点でのオンライン化にどれだけの効果があるのかは疑問であります。

いずれにいたしましても、市民のニーズをしっかりと把握していただいて、慎重に進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告3番、古川洋一議員の質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたしまして、13時50分再開といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時49分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を執り行います。

◇ 寺 門 厚 君

○副議長（木野広宣君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 地球温暖化防止活動推進状況について、2. 改正災害対策基本法について、3. おくやみコーナーについて。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[10番 寺門 厚君 登壇]

○10番(寺門 厚君) 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初は、地球温暖化防止活動推進状況についてであります。

地球温暖化防止対策推進活動につきましては、2016年に発行されたパリ協定において、地球温暖化防止のために世界共通目標が設定されております。世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃未満に、できれば1.5℃までに抑えることであります。この1.5℃までに抑えるためには、2050年までに温室効果ガスである二酸化炭素を排出ゼロにする必要があります。

しかしながら、温室効果ガス排出は減少どころか増加の一途をたどるばかりでございます。このままでは世界中で多くの人々や自然が犠牲となるような気象災害の発生が多発しており、まさに地球の危機が迫っているということを全世界が改めて認識し、地球温暖化防止に取り組むべき緊急課題として位置づけております。

さて、防止に向けましては、SDGsや気候変動適用等の様々な取組が始まっております。我々市民にとりましては、これまでの取組で、2050年度で二酸化炭素排出ゼロが実現できるのか、今後どのような取組をしていけばいいのか、全く分かってはおりません。

そのような中、昨年、本市は、2050年ゼロカーボンシティ宣言を行っております。これについても、いきなり宣言するという意味がどこにあるのか明らかにしておく必要があります。今回は地球温暖化防止活動進捗状況を確認し、本市の地球温暖化防止対策、2050年に温暖化ガス排出ゼロ実現のためにどのように取り組んでいくのか、また気候変動適応についての考え方を聞いてまいります。

最初に、地球温暖化防止のための取組等々、進捗状況についてですが、本市においてはどのような取組を行っているのでしょうか、伺います。

○副議長(木野広宣君) 市民生活部長。

○市民生活部長(飛田良則君) 答えいたします。

本市におきましては、地球温暖化防止の普及啓発や情報提供を目的といたしまして、「わがまちの環境を考える」を市報に掲載しております。その中で、エコドライブの励行や走行距離の短縮の普及促進において、自転車の利用を普及促進する観点から、鉄道駅周辺での駐輪場の設置、環境改善を図ってまいりました。

また、市民や事業者の皆様に対しまして壁面緑化やエコライフチャレンジへの参加呼びかけ、環境に優しい商品やごみの減量化、それにリサイクル活動に積極的に取り組んでいただいている小売店舗を対象といたしましたエコショップ認定制度などの取組を行っております。

その他、なか環境市民会議におかれまして、なかアジェンダ21におきまして地球温暖化防止行動計画の推進や、市内の小学生を対象に3Rポスターの展示を実施し、廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化に関する意識啓発を行っております。

行政の事務事業では、省エネ実践活動といたしましてクールビズ・ウォームビズ、マイカー通勤の自粛、自転車、徒歩などの利用転換などを進め、市役所等における物品の調達に当たっては、環境に配慮した物品の優先購入に取り組んでまいりました。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。実に多岐にわたって取組がされているというのがよく分かります。

では、実績進捗及び課題はどのようになっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

那珂市の事務事業における温室効果ガスの削減は、2030年度に2013年度比26%削減の目標を掲げております。2018年度7.3%増、2019年度10.6%増、2020年度は6.3%の減でございました。

市民や事業者の皆様の削減目標は県の目標に準ずることから、2030年度に2013年度比で、家庭部門39%、業務部門40%、運輸部門28%、産業部門9%の削減目標になっております。実績につきましては、2017年実績で、家庭部門10.5%の減、業務部門13%の減、運輸部門7%の減、産業部門12%の減でございました。

地球温暖化防止対策の課題といたしましては、家庭における省エネルギー化の推進、事業所における排出減対策、環境に配慮した住まいづくりの推進、自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策の推進、環境に配慮したエネルギーの研究開発と利活用の推進、低炭素なまちづくりなどが課題となっております。

以上であります。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ここで、議長の許可をいただき資料を配付させていただいております。こちらです。

こちらの3ページをごらんいただきますと、茨城県の地球温暖化対策実行計画（平成29年3月改訂版）概要が載せてあります。こちら中ほどに、排出状況実績と削減状況が書いてございます。今の答弁にありましたように、排出削減目標については、この中ほどに記載されております。

本市の実績につきましては、1ページ、2ページがそうなのですが、実際のものは5ページにわたる大変長い報告書になっておりますんですけども、一部抜粋ということで持ってまいりました。

先ほども報告いただきましたように、見ていただきますと下の段、環境目標、低炭素社会づくりの推進、こちらに実績が書かれておりますけれども、市民にとっては、削減目標も知らされていないまま実績確認されても、どれだけ自分たちの行動が頑張ってきている

のかというのがよく分かりません。その2番目の課題のところにも書いてありますが、削減目標が設定されず事務事業による排出の算出を行っているという状況が続いているということ、実績だけ見えていますよということなのですが、やはり継続して削減への取組事項や削減目標が明確になっていないと、これはどういうことなんでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

地球温暖化防止対策推進法におきまして、温室効果ガスの排出量の算定は、地方公共団体の通常の事務事業に係る排出量を算定することが規定されておりますけれども、市民や事業者の皆様の排出量算定の方法等が規定をされていないということから、目標は明確にはなっておりません。

しかしながら、基本計画の取組の方針で県の目標値に準ずるとなっておりますので、県の情報を市が改めて発信しなければならなかったということにつきましては、反省をしているところでございます。

今後につきましては、目標や実績及び取組事項に関する情報を市民の皆様積極的に周知するよう改善を図ってまいります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市民の活動が目標に対してどれだけ削減されたのか、今後については分かるように周知してほしいと思います。

本市では、なか環境市民会議の構成メンバーや事業所、各種団体、市民の方々の幅広い地球温暖化防止活動が展開されております。県においても、茨城県地球温暖化防止活動推進委員という方々が、この温暖化防止活動を推進しているということを知っております。この方々の活動状況というのはどのようなものなのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

茨城県地球温暖化防止活動推進委員といたしましては全部で326名、そのうち那珂市におきましても10名の推進委員が現在活動しております。

推進委員の主な活動といたしましては、家庭における省エネ対策といたしまして主電源オフや自動車の利用削減、買物袋を持参するなど、日常生活の身近なところから地球温暖化防止活動を実施しております。

また、県などが行う研修会や講習会に積極的に参加をしていただき、推進委員としての知識を深め、温室効果ガスを削減するため、県民などの皆様からの相談にも応じているのが現状でございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） この方々、私、今回初めてこの質問するのに調べまして分かったような次第でありまして、本市にもいろんな分野で活躍されている中、10名の方がいらっしゃるということはよく分かりました。

ですから、せっかくいらっしゃるんで、活動についてはまだまだ認知度が低いというものがあります。ということで、市においても十分なPRをしていただいて、温暖化防止活動を広く市民の方へ展開をしていってほしいなというふうに要望をしておきます。

次は、2050年ゼロカーボンシティ宣言についてであります。

昨年はコロナ禍の最中でしたが、那珂市は2020年7月に2050年ゼロカーボンシティ宣言を行っておりますが、宣言に至る経緯と目的、内容はどのようなものなのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

国におきましては、パリ協定で共有されました国際的な目標を達成するために、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにするという方向性を示しました。

那珂市におきましては、この趣旨に賛同し、関東甲信越の40団体73市町村と民間事業者2社で構成をされております北茨城市が会長を務めておる廃棄物と環境を考える協議会の構成自治体として、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこととするゼロカーボンシティ宣言を共同表明いたしました。

ゼロカーボンシティ宣言とは、二酸化炭素排出量がなく、温室効果ガス排出において地球に害を及ぼさない都市とすることを目的に、平均気温上昇の幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるための一つといたしまして、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにすることを目標といたしまして、実現に向けた取組を推進するものでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、2050年に二酸化炭素排出ゼロにするための取組事項はどのようなものがあるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

人間の経済活動や生活を通して排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを植林、森林保護、クリーンエネルギー事業による削減活動によって他の場所で直接的・間接的に吸収しようとする、いわゆるカーボンオフセットで実質ゼロを達成しようとするものでございます。

そのほかに再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収の回復などによって地球温暖化ガスの排出を抑制する取組を行っておりますので、このような取組を引き続き継続してまいります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ここで、先ほどお配りしました資料の4ページ、5ページを見ていただきたいと思います。

今お話しいただきました2050年二酸化炭素排出ゼロ表明という自治体は、これを見ますと、先月の20日時点で、東京、横浜含めて全国で388自治体あります。総数とすると1,800ぐらいの市町村の2割ぐらいは手を挙げている、表明をしているということになります。

その次の最終ページの5ページを見ていただきますと、どういうことに取り組んでいくのかということが書いてあります。北茨城市については、これは全国の廃棄物の協議会の会長をしていらっしゃるんで詳しく書いてありますが、本県については大体全部北茨城市に準ずるといような書き方で、2050年度までに目標を持って何をやるというのを明確にしている自治体は本当に少ないんで、非常に困っております。というのは、これ昨年表明してもう1年たちますよね。現在、具体的な削減目標をどうしていくんだよという話が全然なくて、これ本当に達成できるのかというのが大変怪しくなって、私は、もうこのままいくと疑問じゃないかなと。どうやってもちょっと達成できないんじゃないのということなので、今のままの取組でいいのか、いつまでにどれぐらい削減するのか、数値目標が不明確ではやっぱりできませんよね、達成はね。このままで本当にできるんでしょうか、これお聞きします。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） 議員のおっしゃるように、なかなか数値目標というのを掲げることが難しいと考えておりますけれども、現在の取組を継続すること、カーボンオフセットを進めることの実現に向けて大変必要だというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現在の取組とプラスカーボンオフセットで那珂市は進めていくという考えは分かりました。

いずれにしても最終的に、実際いろんな活動をしていくのは市民お一人お一人なので、その方々が趣旨、目的をしっかりと理解していかないと、当然、達成できるかどうかというのは分かりませんよね。そこで、この2050年ゼロカーボンシティの件については市民に周知をしているのかどうか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在のところになりますけれども、那珂市のホームページに共同宣言を掲載しているところではございますが、今後、市の広報紙やSNSを活用、あるいはまちづくり委員会や自治会等に啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） まず知ってもらうことは非常に重要なことだと思いますので、広く市民への啓発、啓蒙を行っていただいて、理解を深め、やはり市民みんなと一緒に取り組むというムードづくりをしっかりとお願いしたいと思います。

今まで、なか環境市民会議をはじめ、いろんな団体、市民の方々が取り組んでいる温暖化防止活動については、この2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、今の活動を含めた本市の位置づけというのはどういう段階にあるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在は、第2次那珂市環境基本計画の環境目標の中で「低炭素社会づくりの推進」に位置づけられておりますけれども、今年度から策定を開始いたします第3次環境基本計画の中に改めて位置づけをしまして、目標の設定、周知を含めた進捗報告をするための仕組みを構築するなど、具体性のある行動計画を策定いたしまして、実現に向けて進めてまいります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） これから位置づけをやっていくということになるというわけですが、現在までの温室効果ガス削減の取組事項の評価については、先ほど2030年度目標についての進捗率は24.2%ということで回答がありました。2030年というと、あと9年もないんですけれども、今のままで本当に2030年の目標が達成できるのかどうか、この辺、私はちょっと怪しいんじゃないかなというふうに思います。

さらには、2050年ゼロカーボンも、このままいったら実現が非常に危ういのではないかなというふうに考えます。本気で取り組む意思はあるんでしょうか。

私たちは2050年にはゼロカーボンシティとして持続可能な自治体としての那珂市を、子や孫の世代に引き継いでいく責任があります。そのためには、現在の温室効果ガス削減だけでは到底達成できないと考えます。那珂市として、市民や政官財、産業界、教育界、温暖化防止取組団体、その他各種団体、自治会の各代表者から成るメンバー構成で、2050年ゼロカーボンシティ推進委員会、これ仮称ですけれども、この会議体をつくって、達成のための諸活動を展開していくべきだというふうに提案しますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、市役所の職員だけでは現状把握や計画の策定あるいは再生可能エネルギーの導入に関する知見あるいは人材について不足を感じているところがございます。また、環境影響や経済効果等の情報不足という観点からも、今後、設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） これは環境課もしくは那珂市役所だけということではなくて、オール那珂市でぜひ取り組んでいただきたいので、検討のほどをよろしく願いいたします。

第2次那珂市環境基本計画は、来年2022年度に終了し、第3次計画に向けての見直しとなりますけれども、那珂市環境基本計画や那珂市アジェンダ21との整合性をどのように図っていくのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ実現に向けましては、2つの計画が共同連携して目指していくべきものだと考えております。

具体的には、基本計画の施策とアジェンダ21の市民の自主的な取組の整合性を図りつつ、効果的・効率的なものにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） いずれにしましても活動するのは市民お一人お一人ですので、あれもやれこれもやれじゃなくて、2050年のゼロカーボンシティ実現にはあらゆる分野の取組が必要になりますので、整合性をしっかりとっていただきたいと思います。

地球温暖化については、本県においてもかなり進んでおりまして、水戸市においてもこの100年間で平均気温が1.4℃、つくば市では2.2℃上がっております。これは東京管区気象台から出されております2019年度のデータでございます。この温度上昇による気候変動が顕著になり、予想外の降雨、台風、渇水などの極端現象、海面上昇などが発生し、沿岸域災害、農業、健康など、様々な分野で影響が出ております。これは皆さんもご承知のとおりだと思います。

この気候変動に対応すべく、国内では2018年に気候変動適応法が設置をされております。

この気候変動適応計画についてはどのようなものなのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

気候変動適応計画は、将来予想される被害の回避、軽減を図る適応策に取り組む計画でございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 那珂市としてどう理解しているのか。また、既に取り組んでいることがあるのかも含めて、ちょっと詳しく回答いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。気候変動適応計画は不可欠なものであると理解をしております。そのためには、まず一人一人が身近なアクションを起こし、地域か

ら二酸化炭素の削減につなげ、資源を有効に活用し、温室効果ガスの排出を抑制する緩和を確実に進めることが必要と考えております。

一方で、どんなに緩和の努力をいたしましても、長期的には温暖化の影響によって豪雨、渇水、土砂災害の規模拡大を避けることは困難とも予想をされております。そのような中、熱中症警戒アラートの発令、災害廃棄物処理計画の策定や農作物の作付時期を変えることなどの適応策で既に関係機関と連携し、進めているものでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2年前から本県でも、本格的に気候変動への適応策に取り組むべく、茨城県地域気候変動適応センターが2019年4月、全国で5番目というスピードで茨城大学に委託され、設置されております。ここでは、特に地域に特化して対応策を考えていこうということと動いております。

当那珂市におきましても、水害の対策や農作物の品種改良あるいは田植え時期の変更など、この那珂台地に合った適応方法を考え、強化していく必要があるかと思えます。ということで、那珂市気候変動適応計画を策定すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、策定を進めております第3次那珂市環境基本計画におきまして位置づけをしまして、基本計画と同じタイミングで策定を進めてまいります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 第3次那珂市環境計画の中に位置づけていくということは分かりました。

しかしながら、気候変動による影響というのは、予想外の台風による水害、農作物への影響等がいつ起きるか分かりません。やはり起きてからの災害の対応ということになりますけれども、現実的に対応はしていかなければならないというふうに考えます。

であれば、茨城県地域気候変動適応センターからの指導・協力をいただきながら、計画もつくりつつ、同時に直近の気候変動にも対応していったほしいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

気候変動適応計画の策定に当たりましては、防災や農林水産業の振興、生物多様性の保全など関連する施策との連携を図ることが重要でございますので、できる限り早い段階から茨城県地域気候変動適応センターからご指導、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 茨城県地域気候変動適応センターから指導・協力いただきながら進めるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の一般質問につきましては、特に地球温暖化防止活動について、本市の2050年ゼロカーボンシティ宣言を行っておりますので、これについてお聞きをしてみました。今や世界中の子供たちが「私の未来を消さないで、大人の、あなた方の責任で地球を救って」と悲痛な叫びを上げているのをあちこちの環境関連メディアや報道、雑誌等で見たり聞いたりする機会が増えております。本市の子供たちの未来を約束するのは、大人としての我々の責任だということをしつかり認識し、2050年にはカーボンゼロを実現し、子供たちへ明るい未来を届けたいと、私は考えます。

最後に、那珂市の2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、市長の決意及び見解をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員さんの気候変動に関する関心の高さ、改めて認識をしております。

今、担当部長からありましたように、私どもそれぞれの取組を進めてはいますが、さらに2050年のゼロカーボンシティ、これに向けて取り組んでいかななくちゃいけない、そのように考えております。

おっしゃるように、気候変動問題は年々深刻化をしております。既にその影響はるご説明がありましたとおりであります。集中豪雨、自然災害、気候変動は地球温暖化が一因とも言われておりますけれども、私も地球温暖化の進行については強い危機感を抱いておる一人でございます。

地球温暖化防止は取り組まなければならない課題と捉えて、今般2050年ゼロカーボンシティの実現にチャレンジすることといたしました。ゼロカーボンシティの実現に生産や消費のCO₂削減は非常に重要なテーマと考えております。省エネや3R、リデュース、リサイクル、リユース、この3Rの徹底をすることは、非常に重要なテーマ、市民一人一人の意識や行動を見直すことで、この流れを加速させていかなければやはりいけない、そのように強く考えております。

なか環境市民会議でも「地球温暖化防止は、未来の子らへの贈り物。まず、できることから行動を！」と発信をいたしております。「一人の百歩より百人の一步」ということが言えると思ひます。多くの市民の参画を促して参加型の取組を推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力を重ねてお願ひを申し上げます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

市長の力強いリーダーシップを発揮していただき、2050年にはゼロカーボンシティ那珂市を市民総ぐるみで実現し、今の子供たちが笑顔で、那珂市に住んでよかったと言える、そして、さらに未来ある那珂市を次の世代に引き継いでいける、名実ともにいい那珂市をみんなで築いていくことを節に願っております。

それから、ついこの間、5月26日、地球温暖化防止対策法、これは改正になりまして、さらに2030年までにどういうことをやっていくのかというのが環境省から出されております。これは再生エネルギーに特化してやっていくということで出ておりまして、さらに、各自治体、地域、地域で真剣に太陽光発電とかいろんなものがありますけれども、風力発電、その他、これに取り組んでいってほしいということで出されております。

ということは、この那珂市をどうやって未来の子供たちに引き継いでいく、そのデザインを描くのもやっぱり市長の仕事でありますし、我々政治家の仕事であると思っておりますので、ぜひ一緒になって進めていきたいなというふうに考える次第でございます。

以上で、この項の質問を終わります。

次は、改正災害対策基本法についてでございます。

先月、5月10日に災害基本対策法が公布され、自治体が災害時に出す避難情報が5月20日より変更になっております。

先月中旬以降、既にもう沖縄では梅雨入りをしておりますけれども、災害に備え、一人でも逃げ遅れののないよう徹底をしていただきたいと思います、いくつかお聞きしてまいります。

改正災害対策基本法の改正事項は何か。内容はどのようなものなのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

今回の改正におきましては、災害時に取るべき避難行動が市民に分かりやすく伝わるよう、避難情報が5段階の警戒レベルで整理をされております。

大きく変わった点でございますけれども、避難情報でございますけれども、災害のおそれが高い状況、いわゆる警戒レベル4におきましては、避難のタイミングを明確にするため、これまでの避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されております。

さらに、災害が発生、または切迫している状況の警戒レベル5におきましては、避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保を促す緊急安全確保とされております。

また、災害のおそれがある警戒レベル3におきましては、避難に時間を要する高齢者や障がい者等の早期避難を促す高齢者等避難とされております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁にありましたように、大きく変わるということで、改正内容は分かりました。

災害は、居住地区だけではなく、仕事を先を含め、どこでどのような災害が起こり得るのか、ハザードマップ等で理解しておくことが災害から身を守るスタートラインとなります。

本市においては、既に配布済みのハザードマップを再確認しておく必要がありますが、今回の改正災害対策基本法について、市民への周知はどのように徹底していくのかお伺いします。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

改正内容の市民への周知でございますけれども、避難情報に変更された5月20日に市ホームページに掲載をし、併せましてメールマガジン、LINE等のSNSで配信をいたしました。

また、多くの市民が利用いたしますコミュニティセンターや地区交流センター等の公共施設におきましては、ポスターを掲示し、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある自治会におきましては、公民館へのポスター掲示依頼と今回の改正内容に関する説明の案内をいたしましたところでございます。

なお、6月25日に発行されます「広報なか」におきましては、議員のおっしゃるハザードマップの再確認を含め、掲載する予定でございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今、答弁ありましたように、ホームページにはこの改正のパンフが載っております。

それでは、その防災マップ等の改定及び再交付は考えているのかどうか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

防災マップにつきましても、もしもの災害に備えるため、市民に保存版として配布しているものでございます。

今回の避難情報の改正内容は、災害時に市民の取るべき行動が大きく変わる内容が含まれておりますので、市といたしましても防災マップを改定し、改めて配布する必要があると考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 避難情報の改正内容の理解徹底のためにも、適切な時期にぜひ改定していただきたいと思っております。

また、防災マップは、現在でもページが27ページもあります。A4裏表のダイジェスト版の作成、配布も検討していただけるとありがたいので、要望をしておきます。

先ほど答弁のありました避難情報レベルの中で、特に理解・徹底を図ってほしい事項が2

点ございます。

それは、まず、レベル3の高齢者等避難についてであります。これは、高齢者や体の不自由な人のためだけの情報ではないこと、このほかの人たちも避難場所の確認などを進め、危険を感じたら自主的に避難を始めるレベルであるということの理解を、どう深め、徹底していくのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、レベル3の高齢者等避難では、高齢者以外の人も、必要に応じてふだんの行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じた際には、自主的に避難するタイミングとなっております。

この内容につきましては、「広報なか」6月25日号に掲載予定をしております。さらに、防災マップの改定の際にも分かりやすく掲載をしようと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。徹底のほどよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点は、レベル5ですけれども、こちらは災害が発生している、切迫している状況に発表されるものであります。発表される緊急安全確保ということになります。こちらが必ず発表されるわけではないということですので、レベル4の避難指示までに避難を終えるよう徹底を図ってほしいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

災害のおそれが高いレベル4の避難情報は、今回の改正により、避難勧告がなくなり避難指示に一本化されており、この段階で危険な場所から全員が避難をするということになります。レベル4の避難情報は、今回の改正で大きく変わる内容となりましたので、繰り返すにはなりますけれども、「広報なか」での周知等、様々な機会を通して市民に皆様に周知を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 様々な機会を捉えて周知をお願いします。

また、水害含め、災害は居住地区だけではなく、旅先とか出張先とか、いつどこで遭遇するか分かりませんので、しっかりと理解し、自分の命を守る行動が取れるよう心がけていただきたいと思ひます。

今回の改正災害対策基本法では、ひとり暮らし高齢者や体の不自由な人など支援が必要な人の避難方法を具体的に決める個別避難計画策定がされております。こちらは、市町村の努力義務となっておりますが、本市では作成したんでしょうか、伺ひます。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

災害時に支援が必要となる方の個別支援プランの策定につきましては、支援を必要とする方に避難行動要支援者支援制度に登録をいただき、避難場所、避難方法及び支援者等について、自治会及び民生委員児童委員のご協力をいただき、進めているところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） プラン策定後は、プランどおり実施できるかどうか、各防災組織において避難訓練を実施してほしいと思いますので、ぜひ防災課から関係各位への声かけをお願いしたいと思います。

今回の避難情報レベルの見直しは、自分の命を守る行動に移せることが肝要であるため、表現や呼びかけ等の文言が大変重要になります。改正災害対策基本法は、今年の梅雨から自治体において新しい情報に基づいて呼びかけることとなりますが、準備や体制等は整っていますか、確認します。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

新たな避難情報での呼びかけの準備及び体制でございますけれども、那珂川や久慈川等洪水が予想される河川につきましては、避難指示等の発令基準となる河川の水位を新たな避難情報に合わせて見直しをしております。

また、情報の伝達手段となる防災行政無線におきましては、正確かつ迅速に伝達できるよう各警戒レベルに応じた放送内容に見直しをしており、放送を行う職員の体制につきましても、いつでも放送できるよう体制を整えております。

なお、防災行政無線の放送内容の確認、災害情報や災害時に開設している避難所情報等をいつ、どこにいてもスマートフォンで取得できる那珂市防災アプリを、令和3年4月より運用を開始しております。このアプリにつきましても多くの市民の方に活用していただけるよう普及啓発に努めてまいります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 念のため確認しますが、避難を呼びかける文言は「避難してください」から「避難せよ」というように強い表現になっているのでしょうか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

避難を呼びかける文言につきましては現状どおりといたしますけれども、放送時にチャイムをサイレンに変えたり、合成した音声を肉声に変えるなど、事態が切迫していることをより分かりやすく伝える方法を検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 検討中ということですので、分かりやすく、かつ即避難行動に移れるよう、呼びかけ文言の策定をよろしく願いしておきます。

今回の法改正で避難勧告が廃止され避難指示に一本化されましたことにより、いきなり避難指示が出て、混乱する市民の方がいるかもしれません。災害の危険性がある地域に絞って発表することが必要であろうかと思えます。市民については、レベル3の高齢者等避難は、高齢者のためだけではなく、一般の人の行動を見直す情報でもあるので、早くからの備えに活用するよう周知徹底をよろしく願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

最後は、おくやみコーナーでございますが、先ほど古川議員のほうから、あらかた質問かつ答弁もいただいておりますので、重複を避けて何点かお聞きしたいと思います。

私はこのおくやみコーナーを質問するに至ったのは、昨年から「おくやみコーナーができましたよ」と、「できますよ」ということは、執行部から聞いておりまして、この年明けて近所の方葬儀がありまして、どうだったんでしょうかねと、死亡届出しに行ったときに、もう既に「じゃ、1週間後に来てください」と、死亡後の手続についていろいろとご説明して、簡単に済むように市役所のほうで各窓口を呼んで処理しますよというようなことがありまして、実際にそのようにしていただいて大変助かったという話を聞いておりました。

その後、何人かの方、市民からも「那珂市というのはおくやみコーナーがあるんですか」という質問を聞いておりまして、実は、私、そのときに、「いや、もうできていますよ」という話を先行でしておりまして、本当にできたのかなと思って、ホームページ見ても何も書いてないものですから、「私、ちょっとうそ言っちゃまずいよね」と。既にその体制はもうできているというのは確認済みなので、そういうふうには言うてはいたんですが、今回、ちょっとお聞きしてみようかなということで、今回質問に至りました。

ほぼ内容的には、ご遺族に寄り添って、市のほうのサービスへの向上を図っていくんだというところだと思いますので、いくつか聞いておきたい件について、まず、おくやみコーナーでの手続についてなんですけれども、先ほどもちらっとありましたかもしれませんが、マイナンバーの活用や高齢者や字を書くことが困難な方への支援など、手続の簡素化、これについては検討されているんでしょうかという質問でございます。これについてはいかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

手続の簡素化というご質問でございますが、マイナンバーカードを活用して簡素化を図るということは、現時点では考えておりませんが、申請書の記載項目の中で可能な項目につきましては、あらかじめ印刷をしてお渡しをするということを考えております。そのことによって、記入箇所を減らして、ご遺族の負担軽減を図ってまいりたいという簡素化を考えてお

ります。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） あくまでもご遺族に寄り添ってという書類のほうの書く手間を省くということで、そういう簡素化だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も簡素化、もっともっとできる部分がありますと思いますので、そちらのほうも検討していただきたいなというふうに思います。

それから、おくやみコーナーができましたよというのは、市民の方にお知らせはするかとは思いますが、周知と活用促進、これについてどのようにしていくのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） おくやみデスクを始めますという周知ですが、当然ホームページや広報紙通しての周知を図りますが、基本的には、死亡届を提出には、ご遺族か業者の方がお見えになると思います。その方々には、直接おくやみデスクの案内チラシを作成してお渡しをすることで、全ての方に漏れなく周知できるものと考えております。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。全くそのとおりだと思います。それだと完全に漏れなくということになりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点は、さらなる住民サービスの向上のためにも、生前の終活支援事業として、エンディングノートの活用を現在市のほうでも進めておりますけれども、これ、おくやみコーナーとの連携を図っていく考えというのはあるんでしょうか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） マスコミなどでも取り上げられ始めておりますエンディングノートですけれども、こちらにつきましては、そういったものを活用して、事前にご家族で話し合いをしていくということは大切なことだというふうに認識をしておりますので、そういったものの活用については、市民に周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

今後、エンディングノートの活用する市民が増えてくることによりまして、おくやみデスクでの手続がよりスムーズになるものということで、こういったものが普及になってくると、市民にとってもメリットがあるのかなというふうに考えておるところでございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

ご遺族のお気持ちに寄り添った住民のサービスのさらなる向上ということで今後とも進めていただきたいなということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時55分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告5番、富山 豪議員。

質問事項 1. 公用車の管理について。2. 子どもの貧困について。3. 県道61号日立笠間線栄橋について。4. 自治会の課題について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして順次質問させていただきます。本日最後の質問者です。お疲れのところだとは存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1つ目の質問です。

通告では、大まかに公用車の管理についてとさせていただきますが、本日は安全管理の部分を中心に伺いたいと思います。

そもそも公用車とは、ですが、皆様方もご存じのとおり、官公庁や地方自治体などの公的機関が様々な公務を遂行する目的で使用いたします車両を指します。本市においても同様に様々な公務遂行のため、大小様々多くの公用車を有していると思われれます。

そこで、まず、現在本市において管理されております公用車の保有台数を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、本市で保有する公用車の台数でございますが、軽自動車及び普通自動車が102台、バス、ダンプ、トラック、特殊車両等が18台、消防車両が44台ございまして、合計164台でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 特殊車両、消防車両を含め164台を有するとのことですが、多分、私の知るところであります。那珂市内で営業活動されております企業等と比べてみましても、本市で一番の車両を有しているのかなと思われれます。率直な感想ですが、164台の車両管理

だけでも非常に大変であると思われるので、安全に運行をも管理するとなれば、なおさらであると思われます。

そこで、本市の公用車は安全に運行ができているのか。直近5年間の事故等の件数と損害額を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

小規模な自損事故も含めた直近5年間の交通事故件数でございますが、66件となっております。また、その損害額につきましては、車両共済支払い分、いわゆる車両保険分でございますが、こちらが659万8,341円、対物・対人賠償分が755万8,572円、合計1,415万6,913円となっております。

次に、年度ごとの内訳を申し上げますと、平成28年度が13件で133万5,904円、平成29年度が16件で183万6,165円、平成30年度が18件で811万8,091円、令和元年度につきましては11件で118万6,364円、令和2年度、こちらが8件で168万389円でございます。

なお、支払い額につきましては、全額市が加入しております一般財団法人全国自治協会から支払われる保険金で対応をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） このように5年間で66件、年間平均しますと13件ちょっとという数になりまして、月に一度は何らかの事故があるとも言えます。

また、車両共済支払い額、損害賠償額を足しましての1,400万円ぐらいの額ではありますが、一般財団法人の全国自治協会から支払われるとのことで、調べさせていただきましたが、非常に有利な保険で、本市の持ち出しがないのも理解いたします。

私もハンドルを握りますので、最新の注意を払っていても起きてしまうのが事故であるのは理解いたします。また、164台という保有台数を考えれば、この件数は致し方ない部分はあるのかもしれませんが、やはり事故は事故であり、限りなくゼロを目指していただきたいと考えます。

そこで、まず重要となりますのが、職員の皆さんの安全運転に対します共通ルールと共通目標になります。そこで、現在、本市においてルールとなり得る安全運転等の管理規定はあるのか、また、目標となる安全運転に対しての訓示等は実施されているのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、公用車の安全運転に関する規定でございますが、公用車の適正な運行管理を図ることを目的に那珂市公用車管理規程、こちらを定めております。この規程には、公用車の公用外使用禁止、安全運転管理者及び運行管理者の選任、公用車運転手の遵守事項などを定めております。

次に、訓示等の実施状況でございますが、職員が使用しておりますグループウェア、こちらを使用しまして、毎年安全運転管理者であります総務課長名で、職員の安全運転に関する注意喚起を行っております。

そのほか、安全運転の取組としまして、新規採用職員については、ひたちなか市にあります自動車安全運転センター中央研究所、こちらにおきまして研修を行っているほか、全職員に対しましても安全運転研修を隔年で実施をしまして、職員の安全運転の意識向上を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 那珂市公用車管理規程の下、運行管理を行っており、当然ながら、安全運転の訓示は実施し、さらに新規採用職員には安全運転研修を行っているとの答弁、ルール、目標がきちんと設定されている状況と理解いたします。

ですが、既に行っているのになかなか現状は改善されておられません。そこで、もう一つ重要であると思われまますが、運転者の責任と自覚です。皆様方も見かけることが多いと思いますが、よくトラックなどの荷台などにドライバー名を記載している車を見かけることがあります。これは、各企業がドライバー名を明示することで、ドライバーに責任と自覚を持たせることで、無謀運転の防止、事故抑止につながることを目的として行っていると伺ったことがあります。大手運送会社、宅急便などで行っておりますが、一つのいいアイデアだと感じております。

責任と自覚の一例を挙げさせていただきましたが、本市においても同じように、ドライバー名の掲示を行っていただきたいというお願いではございません。

そこで、現在、本市の公用車の中には、那珂市の看板がない車両も見受けられます。これには様々理由があることと理解いたしますが、先ほどの例と責任と自覚を考えれば、全ての車両に那珂市の公用車であるとはっきりと看板掲示したほうが、自覚と責任の意識向上が図られると思われまます。

また、常時看板掲示できない様々な事情を考慮するのであれば、脱着可能なマグネット式の統一看板を付けることが最善ではないかと考えまますが、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、現在、那珂市で保有する公用車につきましては、「那珂市」の表示があるものが約8割、残りの2割につきましては、表示のない車両というふうになっております。

表示のない車両がある理由でございますけれども、業務の内容によりましては、市の職員の訪問を周辺の人に知られたくないという方も中にはいらっしゃいますので、そのような場合には、表示のない車両で訪問をするという配慮が必要であるためでございます。

議員のご指摘のとおり、職員が「那珂市」という表示のある公用車を運転することで、職員としての自覚、責任感の醸成にもつながるものというふうに考えております。

現在、那珂市の表示のない公用車につきましても、配慮を特に要しない場合にも使用することも少なくない、そういうことから、着脱可能なマグネット等を用いまして、公用車に「那珂市」の表示を行うということは有効な手段であるというふうに考えております。

併せまして、現在シティプロモーションにおきまして使用している「いい那珂暮らし」こちらのロゴなども表示をすることで、那珂市のPRの一助にもなるものというふうに思料していますので、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 大変に前向きな回答、ありがとうございます。

公用車に「那珂市」の看板を掲示することで、自覚と責任の意識向上を図り、それと同時に、部長答弁にありました「いい那珂暮らし」のシティプロモーションの浸透を図ることができれば、まさに一挙両全であるかと思えます。どうぞ速やかなる検討を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、事故後の対応について伺います。

賠償については、先ほどの答弁で全国自治協会の保険で対応されておられると伺いました。

それでは、事故を起こしてしまった職員の方への指導、対応をどのように行っているのか。また、事故を何度も繰り返してしまういわゆる事故惹起者と言われる職員はいるのか、併せて伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

職員が交通事故の加害者、または被害者になった場合は、那珂市職員の交通事故報告要領、こちらの規程に基づきまして、公用車、私用車、あるいは公務中、公務外にかかわらず、事故の発生後速やかに交通事故報告書の提出をしなければなりません。

事故報告書の提出を受けた総務課長は、その内容を確認し、必要に応じて本人から聞き取りを実施をしております。

議員がご質問の事故惹起者、いわゆる同じ職員が何度も公用車で事故を繰り返すというような事例は近年発生しておりませんが、職員に悪質な交通法規違反があった場合には、行政処分や刑事上の処分の内容を確認した上で、那珂市職員分限懲戒等審査委員会、こちらの委員会におきまして、職員の処分を決定することになっております。

なお、悪質な交通事故を起こした場合のみならず、軽微な事故等を短期間に連続して起こした場合などにおきましても、公用自動車運転免許証の取消しの措置を取ることとしております。

今後、公用車の交通事故防止のための啓発、教育を実施しまして、引き続き安全運転意

識の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁、事故後の職員への指導対応は、しっかりと厳しく対応されていると理解いたしました。

また、現在、事故惹起者となる職員はいないということも理解いたしました。

どうぞ、これからも引き続き安全意識の向上と事故防止の啓発、教育等の指導、対応をよろしくお願いいたします。

公用車の管理について最後の質問です。

本市におかれましては、令和元年度よりドライブレコーダーを導入されております。導入されて間もない点もありますが、現状、効果などが見られているのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

ドライブレコーダー導入により得られる効果としまして、運転状況が録画されていることを認識することにより、運転する職員の安全運転に対する意識が向上し、事故件数の減少につながるということが見込まれているところでございます。

議員ご質問のドライブレコーダー導入後の実際の効果でございますが、導入をしました令和元年度以降、事故発生件数は減少傾向にあるということから、効果が得られているものというふうに考えております。

また、職員による交通事故が発生した際には、ドライブレコーダーの録画映像により、事故の状況を把握することができますので、事故報告の検証あるいは自動車損害共済申請など、事故後の処理を円滑に行うことが可能となります。

さらに、公用車で通常走行している際に、偶然にも事件、事故の現場に遭遇した場合に映像が残るということで、捜査機関からの求めに応じて、現場の状況の情報提供も可能となるなど、副次的な効果も期待できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 効果が得られているとのこと、大変よかったですと感じております。第一には、その映像を使用する案件がないように願うところではありますが、どうぞこれからも、安全意識の向上と、歩く防犯カメラとしての部分を含めました幅広い利活用をお願いいたします。

細心の注意を払っていても起こるものが交通事故であります。ですからこそ、安全意識の向上や対策など幾重にも重ね、事故ゼロを目指していただきたいと強く思うところであります。

今回の定例会においても、残念ながら専決処分案件として公用車の事故が報告されてお

ります。公用車を運転することは、那珂市の信用が同乗しているとイメージしながら、安全運転に当たっていただきたいと、そのように思っております。

続いての質問は子供の貧困とさせていただきます。

まず、子供の貧困とは何かということですが、最近では報道等によく見聞きする機会が増えてきておりますので、ご存じな方も多いと思われませんが、厚生労働省が2020年に発表いたしました2019年国民生活基礎調査の中で、2018年の子供の貧困率は13.5%であるとしており、およそ7人に1人、260万人の子供が貧困状態にあるとされております。

かなり多いのではないかとと思われる方もいらっしゃると思いますが、ここで言います貧困の定義には、大きく分けますと絶対的貧困と相対的貧困の2つがあるとされており、

明らかに分かりやすいのが、絶対的貧困であり、生きる上で最低必要限の生活水準が満たされていない状態を指します。そして、なかなか見えづらいのが相対的貧困とされ、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮をしている状態を指します。所得で見ますと、世帯所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態を言い、また、そのラインを貧困線と言います。2018年の等価可処分所得の半分、いわゆる貧困線は127万円とされており、貧困線に満たない世帯の割合を示す相対的貧困率は15.4%となっております。

そのような状況の中、2019年11月に子供の貧困対策大綱が5年ぶりに見直され、閣議決定がされております。詳しくは厚生労働省のホームページを見ていただきたいと思いますが、大まかな方針は、生まれ育った環境で、子供の現在と将来が左右されないよう早期の具体的対策や自治体の取組を充実させていくとされております。

なお、あくまでも努力義務ではありますが、この大綱を勘案して、市町村においても計画を定めることに努めるものとされており、それだけに、国においても子供の貧困は深刻な状況であると認識されている社会問題であると言えます。

そこで、まず、現在、本市において、子供の貧困者数など現状の把握ができているのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

まず、子供の貧困でございますが、低収入や借金など様々な理由により生活に困窮している世帯に属する18歳未満の子供と言われておりますが、その定義等には明確というものはなく、市においてもその実数などは把握してございません。

参考となるものとして一つの数値として、生活保護法による要保護世帯数などが挙げられます。令和2年度末現在、那珂市における要保護世帯での子供の数については、未就学児が3名、小学生が5名、中学生が3名、高校生が2名、合計13名となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 参考になる一つの数値ということですが、確実な実数把握となれば、

要保護となります世帯の子供の数であるのかなと思われま

すが、国の調査に当てはめると、大きなずれを感じます。そのずれは相対的貧困にある家庭の実情把握が大変難しいという理由があると考えます。

そこで、重要な存在になり得るのが学校です。子供たちが1日の大半を過ごすのが学校であり、そこから見えてくる実態があると思われま

す。また、最近では、子供を支援する拠点として学校を位置づけようとする考えの学校プラットフォームなる用語も見聞きいたします。

そこで、学校における相談体制と支援体制がどのようになっているのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校におきましては、児童生徒の身なりや表情などの様子から、貧困も含め気がかりなことがあれば、担任や養護教諭から声がけをして、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めております。また、学校内で情報を共有し、組織として支援する体制を整えております。

貧困に対する支援としましては、就学援助制度がございます。経済的な理由から給食費、学用品費、修学旅行費などの負担が困難な場合、その費用の一部を援助する制度です。対象は、生活保護世帯及びそれに準ずる世帯の児童生徒で、令和2年度の対象者数は351人となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現状、本市においてプラットフォームとしての支援、相談体制が環境づくりを含めまして整っているとのことで、安心いたしました。

これからも組織的な支援に加え、きめ細やかな対応をよろしく願いいたします。

ですが、一方で、要保護世帯に準要保護世帯を合わせますと351人となるとのことでありますので、先ほどいただきました答弁の数より大きく増えたこととなります。

そして、おそらくであります、その大半を占めるのがシングルで子育てを行っている世帯となろうかと思ひます。私自身の話で恐縮ではありますが、15年近くシングルで子育てをしておりますので、その大変さは身もちまして感じております。

また、現在の社会情勢は、皆様方もご存じのとおり、コロナ禍の真ただ中にあります。経済への打撃により、働く場、働く時間などを失い、収入に大きな影響が出るという家庭が増えると考えられます。

当然ながら、そこに暮らします子供たちにも影響が及ぶことと思ひますが、どのような対応をされているのか、伺ひます。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親、二人親の子育て世帯に対しまして、実情を踏まえ、生活の支援を行う観点から、食費等による支

出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しております。これらは国の施策でございますけれども、児童扶養手当の支給を受けている者などいわゆるひとり親世帯及び住民税非課税の子育て世帯、いわゆる二人親の世帯でございますけれども、これを対象に、児童1人当たり一律5万円を支給するものとなります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在行っている対策は、国で行います、今回が3回目となります特別給付金で対応をしているとのことですが、確かに今回の特別給付金は二人親の世帯でも収入の状況により給付が受けられるということで、対象者の枠が広がり、よかったと感じております。

このコロナ禍の長引く不況の中、このような給付があるということは、困っておられる方々には本当にありがたい施策だと思います。

が、しかし、正直なところ、この金額と回数では事が足りるとは思えないとも感じております。

そこでですが、近年子供の支援の一環として行われています活動の一つとして、こども食堂が全国的な広がりを見せております。皆様方もご存じだとは思いますが、こども食堂とは、地域住民や自治体、またはNPOやボランティア団体などが主体となって、無料、または低料金で子供たちに食事を提供するコミュニティの場を指し、そして、その目的は、地域交流の拠点づくりと子供の貧困対策とされております。

大変よい取組であると思います。本市においてもこのような活動を行っている団体があると伺っていますが、市内における現状把握はできているのか、また、活動を活発に行ってもらうためには、行政との連携、そして、支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、本市の考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど、こども食堂のほう、活動の形態ございましたが、実は様々でございます。例えば、困難を抱える子供たちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子供たちを対象とし、交流拠点を設けようとするもの、子供たちに限らずそのほかの地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたってございます。

本市内で活動している団体として、3つの団体を把握してございます。NPO法人いばらきNPOセンターコモンズが運営しております「子ども食堂サポートセンターいばらき」、こちらの昨年度の調査によりますと、県内では87か所でこども食堂が活動していると記載されております。そのほとんどが社会福祉法人やNPOが実施団体となっております。

いずれにしましても、こういった支援がどの程度必要なのか、実施団体に対して調査をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 市内における活動団体は3団体ということですが、そのような団体が市内にもあるということは本当にありがたいことであります。活動のさらなる広がりにつながるような支援体制をよろしく願いいたします。

また、最近では、子供の貧困対策の一つとして、生理用品を学校で備える自治体があると報道で目にいたしました。全てにおいて実践する必要はありませんが、良い取組であれば、先進自治体等を参考にするのもよいと思われれます。

子供の貧困は見つけるのが大変難しい点がございませう。本市の18歳未満の子供の数は、現在およそ8,300人ぐらいということなので、教育部長答弁の351人でも、国の行いました調査の7人に1人には、本市の割合を考えてみても届いてはおりませう。

確かに相談窓口などはいくつもあり、支援もございませう。ですが、それに満たない状況にある以上、支援と支援の隙間から漏れてしまっている子供たちがたくさんいるのであろうと思われれます。

また、子供の貧困対策は一部であります、ネグレクトとも係わりませう、大変デリケートな問題でもありませう。

どうぞ本市におかれませうは、健やかなる子供の成長のために、きめ細やかな対応と支援をよろしく願いいたしまし、この項の質問を閉じさせていただきます。

続いての質問は、県道61号日立笠間線栄橋について、短めに現状確認と今後の予定を伺いませう。

令和2年第4回定例会において、栄橋について質問をした際の答弁で、補修が必要な箇所設計業務委託を発注したと伺いませう。今後はどのように進んでいくのか、予定を伺いませう。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

栄橋につきましては、主要地方道日立笠間線の久慈川に架かります築造から約60年が経過した鋼橋でありませう、現在、茨城県常陸太田工事事務所の管理となっております。

栄橋につきましては、県による定期的な点検の結果に基づきませう適切なメンテナンスが必要なことから、補修のための設計業務を行ってございませうが、今年度補修工事につきましては、着手する予定はないと伺ってございませう。

一方で、幅員が狭いことや自転車や歩行者の通行スペースがなく、さらには常陸太田市側が急カーブで大変危険であることから架け替えに向けませう検討を始めるとございませう、国へ予算を要望しまし、昨年度末に国の補正予算が予算化されたと伺ってございませう。

以上でございませう。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 前回の質問の際、栄橋は供用開始よりおおむね60年が過ぎ、老朽化が進んでいる状態なので、架け替えの必要性を訴えさせていただきました。

また、新しい橋ができることで、常陸太田市とのアクセスが向上すれば、地域の活性化につながるので、利便性の高い橋梁の架け替えを両市でよく話し合い、要望してほしいとお願いいたしました。

そのときの答弁では、現時点では、架け替えするまでの状況ではないということでしたが、今回架け替えに向けた調査費が予算化され、検討を始められるとのことで、大変うれしく思っております。

そこで、改めまして、利便性の高い橋梁の架け替えを目指していただきたいと思うのですが、それには設計が始まります前の段階から、言い換えますと、調査を行う現時点から積極的に関わっていただきたいと思いますが、今後の栄橋の架け替え事業を推進するために、那珂市としてどのように関わっていくのか、考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

事業主体であります茨城県からは、常陸太田市や那珂市などの関係機関が架け替えに向けた協議や検討を始めていくということで伺っておりますので、本市としましても、現在会員であります日立笠間線県道改修期成会を通しまして、継続的に要望活動を実施しながら、事業の促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現時点では、調査費が予算化された段階であり、正直、見通しはまだ遠く、まだまだ時間を要します事業であります。那珂市としても積極的に関わっていただき、しっかりと常陸太田市と協議していただき、利便性の高い橋梁の架け替えを目指し、要望活動をお願いしたいと思っております。

最後の質問は、自治会の課題と今後についてとさせていただきます。

市民生活において、なおも身近な地域コミュニティである組合や班を最小単位といたしまして、隣近所の人々との触れ合い、助け合いながら、その集合体として自治会を組織していると思っておりますが、市としての自治会の位置づけ、またあるべき姿をどのように考えておられるのか、考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

平成21年12月策定的那珂市協働のまちづくり指針及び平成22年3月に施行されました那珂市協働のまちづくり推進基本条例におきまして、自治会をはじめとする市民自治組織とは、市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え、行動する多様な組織として定義をしております。

また、その役割として、地域内の市民の参加により地域内の情報を収集、発信し、相互扶助の精神により、地域の発展と課題解決に努めなければならないと規定をしております。

市民自治組織のうち、自治会は、以前の区制度のような市の機関の一部としてという位置づけではなく、市と共に協働のまちづくりを推進するパートナーとして対等の関係であり、地域のことは自らが考え、行動する自治の精神に基づき、多くの地域住民の参加により自主的に組織し運営していただくことが、自治会のあるべき姿だと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 市とともに協働のまちづくりを推進する、パートナーとして対等の関係にあり、自治精神に基づき、多くの地域住民の参加により自主的に運営してもらうことが、自治会のあるべき姿と理解いたします。

では、行政の円滑なる運営を図るため、行政事務の周知や住民からの相談などの業務を行い、市民と行政のパイプ役として市長より委嘱されていた以前の区制度から、なぜ自治会制度に移行したのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治組織制度以前の区制度では、市が委嘱した区長等を主な役員として組織が運営されており、市の機関の一部という位置づけとなっておりました。そのため、特定の役員に責任と負担が集中し、地域ならではの課題をその地域に住む住民自らの創意工夫により解決するという本来の自治活動を妨げる一因となっておりました。

そのような課題を解消するため、これまで以上に幅広い世代の多くの住民に参加、参画していただき、本来の自治の精神に基づいた活動が可能となる自治組織制度へ移行することにより、協働のまちづくりの重要なパートナーとしての組織体制の強化を図るため、自治会制度に移行したものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 特定の役員に責任と負担が集中するとのことですが、区制度の旧制度においても、自治会制度においても、さほど変わらずに役員の方々に責任と負担が集中していると思われま。

また、地域の課題解決に至っては、地域に住む住民自らの創意工夫と言いますが、実際のところは、行政の判断と支援なくしては進められない場合が多々あるのではないかと感じております。

自治会制度に移行し、10年が経過いたしました。現在の自治会の姿は、先ほどの答弁にありました、市が考える自治会のあるべき姿になっていると言えるでしょうか。

先ほど申したとおり、区制度の区長が役割をそのまま自治会長の役割となり、何事にも依

頼書を出してお願いすれば、何でも自治会が引き受けてくれる、そのような思いがあるのではないかと感じております。

実際、自治会の役員の皆様は、その運営に誠心誠意全力で当たっておられます。また、地域の方々から相談があれば、即時に対応なされ、地域発展のために努力を惜しまずに活動されております。

そのような思いを真摯に受け止めていただき、先ほど申し上げました、市長から非常勤特別職として委嘱されます区制度に再度戻していただきたいという声を伺っておりますが、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

平成23年度に自治組織制度に移行してから、これまでの10年間、市や市民、そして、市民自治組織及び市民活動団体等の皆様と一緒に、地域の課題解決に連携、協力して取り組む協働のまちづくりを推進してまいりました。

議員よりご指摘がございました市から依頼している事務等につきましては、自治会や地区まちづくり委員会にご協力をいただくことが、市の行政目的を達成する上で最善の方策であると判断し、ご依頼をさせていただいております。

ご依頼に当たりましては、内容について丁寧に説明をし、真摯に協力を求めるように、各課室に周知をしてきたところでございますが、改めまして、この依頼事項が本当に自治会等に依頼しなければならない事項であるのか、依頼方法は適切なのかなど、いま一度精査した上で依頼するよう、さらに徹底してまいります。

また、自治会制度は、区制度における課題を解決するために実施した制度でありますので、自治会制度の意義をご理解いただけるよう周知、啓発を行いながら、当制度を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 当然ながら、区制度を様々に精査して現在の自治会制度に移行したのは、区制度の課題を解決するための策であったことと理解いたします。

ですが、現状は、区制度のときと変わらず、自治体の下請感が強いという思いが多々ございます。先ほどの答弁にありました対等なパートナーであるというのであれば、相互に誤解なきよう、丁寧な対応と依頼等の精査をお願いしたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、自治会制度に移行して10年が経過したということで、自治会の役員の方々との思いのずれや様々な課題が見えてきていることと思われまます。特に、自治会を運営するの方々からは、次期会長を含めまして、役員のなり手がなく、選考作業が難航するという話を伺います。

ある自治会では、くじ引きでの役員選出を行い、80代のひとり暮らしの女性の方に委員会

の委員長をお願いした経緯を伺っております。当然ながら引き受けてはいただけなかったそうですが、市が目指します自治会のあるべき姿からは、ほど遠い状況にあると言わざるを得ないと感じております。

このような状況を踏まえますと、役員のなり手不足は、各自治会共通の問題であると思われます。こうした役員のなり手不足という課題に対しまして、どのように考えておられるのか、考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治組織制度に移行してからの10年間、多くの市民の方のご参加、ご協力により、自治会や地区まちづくり委員会の活動を継続することができたことは、協働のまちづくりという理念が市民の皆様にご理解を得られたことと感じているところでございます。

しかしながら、自治会という新しい体制が根つき、組織の運営や役員の選考等がスムーズに行われている自治会がある一方、役員のなり手不足に悩んでいる自治会があることは存じております。市といたしましても、幅広い世代の多くの方々が自治会活動に関わってもらえるよう、また、役員のなり手不足解消につながるよう、様々な施策や支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 市としても成り手不足の現状を認識されているとのことで、自治会長をされる方々が抱えます仕事量を考えますと、常勤で仕事をされている方ではできないと思われれます。また、昨今の定年延長などを考えれば、おのずとできる年代が決まってしまうとも言えます。

そして、もう一方で、自治会役員の成り手がいないのは、報酬の額が低いという理由もあると思われれます。何だ、結局はお金かよと思われる方もいるかと思いますが、役員の方々のモチベーションを上げて仕事に当たっていただくには、非常に重要な部分であると考えます。また、本市においては大小様々な自治会が存在しており、大きな自治会のほうが、当然ではありますが、報酬が高い傾向にあります。ですが、大きな自治会の役員の方も小さな自治会の役員の方も、会合などの頻度は同じような状況にあり、報酬に大きなばらつきが出ていることを考えなければならぬと思います。

そこで、役員報酬を自治会の予算から全額拠出するのではなく、市からも基礎報酬部分として市内統一基準で支出し、報酬額を増やすことはできないでしょうか。今後も自治会制度を守り発展させていくためには、幅広い年代の方々に参加、協力していただくことが大事であり、そのためには、待遇の向上が必要であると考えます。

市といたしまして、自治会役員報酬、どのように考えるのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

任意団体であります自治会の役員報酬につきましては、それぞれの自治会の実情に応じ、それぞれの自治会の会則で規定されているものでございます。自治会で行う事業や活動内容などは自治会により様々ですので、市において統一基準を策定すべきではないと考えております。

また、役員報酬に充てられている市から交付されている地域まちづくり交付金につきましては、区制度より市民自治組織制度に移行する際、当時の区長報酬、副区長報酬、組合長報酬等の金額を考慮して定めた金額となっておりますので、今のところ増額の予定はございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 自治会の実情は様々であるから、統一基準を策定すべきではないとの答弁であると理解いたします。

ですが、役員の皆様にお話を伺うと、どの自治会においてもやるべきことはほぼ同じで、大差はないと言っておられました。また、役員報酬に充てられている地域まちづくり交付金があるとのことですが、この交付金は、役員報酬を含め、様々な用途に使用されておりますお金であります。自治会の財政が潤沢であればですが、そうでなければ、自らの報酬を自らの手でと言い出せないのが現実であると言えます。

また、自治会員の戸数が少ないほど自治会費が高くなり、それに伴いまして当然ながら役員報酬が低くなる傾向があります。自治会の財政状況も様々であります。そのような点も深く考慮していただきながら、今後、ぜひとも再考していただけたらと思います。

そして、自治会活動の拠点となりますのが、地区公民館やコミュニティセンターであります。維持管理や耐震化等の補修による経費負担が大きく、各地区の公民館の維持が非常に厳しい状況であるとの声も聞かれております。地区公民館、コミセン等の維持管理のために市から財政協力していただけるよう、現行制度の見直しを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。考えを伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、自治会が保有しております公民館などの自治活動施設への補助といたしましては、施設の維持管理費分と光熱水費や借地料分を助成をしているところでございます。

また、自治活動施設の新築や改修及び修繕等につきましては、那珂市自治活動施設建設費等補助金交付要項の規定に基づきまして、上限はございますが、その経費の一部を補助するなどの対応をしております。このような補助を活用していただければ、自治活動施設の耐震化も可能ではないかと考えております。

今後につきましても、現在と同様に、自治活動施設の光熱水費等の補助、また新築や改修

及び修繕等における補助を継続して実施をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ここで、平野地区の例ですが、平野地区は3つの自治会で共同使用いたします平野コミセンが拠点となります。施設の光熱水費や借地料分の管理費として各地区統一の助成金3万円をいただいているとのこと。

3つの自治会で使用すれば、当然ながら使用頻度が上がりますので、光熱水費も3倍になるわけであり、一施設に対して一律の助成ではおかしいという声を伺っております。また借地料分の助成ともなるということですが、平野コミセンは、本市の有します土地に建っておりますので、市に借地料を支払うこととなります。これにも疑問があるとおっしゃっておられました。平野コミセンの維持管理に係る経費は、現状間に合っておらず、特別会計からの繰入れで何とか維持ができていたとのこと。

このような状況を踏まえますと、自治会の内情に即した丁寧な対応が必要であると考えます。今回の答弁では、現在の補助制度を継続するとのことでしたが、いま一度自治会としっかり話し合ってくださいまして、支援等の検討を心よりお願い申し上げます。

最後に、自治会組織の今後について市長の見解を聞かせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員さんの自治会制度に対する様々な提案、非常に重く受け止めております。

自治会制度は、私が市長になってからも、やはりこれまでの那珂市のスタイルを維持していくためにどうしても必要な制度、おっしゃったように区長制度から変わって10年になりました。10年になってきて、やっぱりいろんな見直しをしなくちゃいけない、そういう時期に来ているのかなというふうに思っております。

事務方の皆さんとも常時いろいろ相談はしています。しかし、現状のもう少し詳しい把握とか、あるいは財源の問題もありますけれども、そういったことを考慮して、今後の那珂市がきちんと進んでいくためにやはり必要な制度だということを前提にして、様々な見直しを行っていかねばいけないかなというふうに考えております。

特に、人材の育成については、私は昨年ちょっとコロナの影響でできませんでしたけれども、次の自治会を担う人材を育てていく、そういった取組を担当課でも一生懸命考えてくれまして、行おうとしました。外部の研修会等に参加した場合に、その経費の一部を補助するというやり方ですけれども、やっぱり次の世代をきちんと育てていく、そういったことも非常に大事な取組ですので、いろんなものを組み合わせて、これからも持続可能な自治会制度の検討を進めていきたい、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

自治体と自治会が対等なパートナーであるとするれば、言わば夫婦関係のようなものであると、私が言うのもなんですが、思います。しっかりとよく話し合い、思いのずれを正すことがとても大事であると思われます。

また、災害の際、共助を担うのは地域のつながりです。その中心である自治会であります。自治会を失うことは共助を失うことにもつながります。それだけは避けなければなりません。

そのようなことも踏まえまして、どうぞ本市におかれましては、自治会の様々な課題に対しまして共に考え、共に歩んでいただけますよう、心よりお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告5番、富山 豪議員の質問を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日6月4日金曜日に行くことといたします。

本日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 3時52分

令和3年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月4日）

令和3年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年6月4日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
 - 報告第 3号 令和2年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 報告第 4号 令和2年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 報告第 5号 令和2年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
 - 報告第 6号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
 - 議案第33号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第34号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - 議案第35号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
 - 議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
 - 議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
 - 議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第43号 物品売買契約の締結について
 - 議案第44号 市道路線の廃止について
 - 議案第45号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案の委員会付託
- 日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 会長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（福田耕四郎君） おはようございます。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会に配付した出席者名簿のとおりでございます。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。
-

◎一般質問

- 議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これは答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆さん、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を
お願いいたします。また、拍手等についてもご遠慮くださいますようお願いいたします。
なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減させていただいております。
隣との間隔を1席ずつ空けて着席をいただくようお願いいたします。また、手指の消毒及
びマスクの着用にご協力をお願いいたします。
-

◇ 原 田 陽 子 君

- 議長（福田耕四郎君） それでは、通告6番、原田陽子議員。
質問事項 1. 子宮頸がんワクチンについて。 2. 「生理の貧困」について。
原田陽子議員、登壇を願います。
原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い質問をしてみたいので、よろしくお願いいたします。

最初の質問では、子宮頸がんワクチンについて進めてまいります。

まず、子宮頸がんとは子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分から発生するがんですが、子宮頸がんの90%以上は、ヒトパピローマウイルス、つまりHPVというウイルスの感染が原因であることが発見されております。HPVの感染経路は性的接触と考えられていますが、HPVはごくありふれたウイルスで、性交渉の経験がある女性のうち50%から80%はHPVに感染していると推計されています。性交渉を経験する年頃になれば、男女問わず多くの人がHPVに感染し、そして、そのうち一部の女性が将来、高度前がん病変や子宮頸がんを発症するようです。

特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患が増えており、日本では年間約1万1,000人が発症し、約3,000人の女性が命を落としており、30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまう人は毎年約1,200人という状況のようです。たとえ、前がん病変や初期がんの段階で発見され、病巣のみ部分切除することにより子宮を温存できた場合でも、その後、妊娠がしにくくなったり、早産率が相対的に高くなるなど、将来の妊娠、出産に影響が出る可能性があります。

子宮頸がんと診断される人は、20歳代後半から増加して、40歳代でピークを迎え、その中には育児中の小さなお子さんを残して亡くなってしまいう方もいらっしゃるということで、この子宮頸がんに対しては、マザーキラーという言葉も使われているようです。

また、将来お子さんを希望されていたにもかかわらず、子宮頸がんにより、若くして妊娠するための機能が低下、あるいは消失してしまうことや、小さなお子さんを残して亡くなってしまいうなど、若い女性が子宮頸がんでき子宮を失う、そして、命を失うということは深刻な問題であると考えられます。

そのような子宮頸がんではありますが、予防できるがんということも特徴的であり、予防のためのワクチンが既に作られております。ワクチン接種を1次予防として、そして、2次予防であるがん検診。子宮頸がんには二つの予防手段がある、まさに予防できるがんであるとも言えます。しかし、ワクチン接種後に副反応とされる特異な症状が多数報告され、その当時メディア報道が過熱したこともあり、接種率は70%台から1%以下に激減、諸外国に比べても、日本は接種率が極端に低い状況にあるようです。

現在では、子宮頸がんワクチンは定期接種として継続するものの、積極的な接種の勧奨を差し控えることとなりました。積極的な接種勧奨が控えられている現在、本市でのワクチン接種状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

平成22年度から子宮頸がんワクチンに対する公費負担が開始され、平成25年4月に予防

接種法に基づき、定期接種化されました。しかし、接種後に広範囲な痛みや運動障害など、多様な症状が報告され、同年6月には接種の積極的勧奨の一時差し控えが発表され、それが現在まで続いております。

子宮頸がんワクチンの対象者は、中学1年生から高校1年生の女子になります。接種の方法を申し上げますと、初回の接種から1から2か月の間隔を空けて2回目、初回接種から6か月後に3回目を受けるというものでございます。

最近3年間の接種状況について本市の状況を申し上げますと、平成30年度は、対象者数1,469人に対し、接種者数が延べ9人、実人数は3人でございます。令和元年度は、対象者数1,443人に対し、接種者数が延べ5人、実人数は3人、令和2年度は、対象者数1,416人に対し、接種者数が延べ8人、実人数は4人となっております。

年度を超えて接種を受けているケースもありますので、延べの接種者数と実人数は合わないケースがございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 本市の接種状況を見ましても、諸外国では80%から90%進んでいるワクチン接種が、国内では接種率が1%にも満たないという現状がよく分かりました。

確かに、私自身、子宮頸がんワクチンは副反応が怖いというイメージをずっと持っておりまして、副反応が気になる、または体調が悪くなったらという保護者の方の不安なお気持ちは、ごく自然なものであると思っております。が、しかし、だからこそ、予防接種の意味や副反応について、正しい情報を得ていただきたいと考えております。

WHOでは、世界中の最新データを継続的に評価し、HPVワクチンの推奨を変更しなければならないような安全性の問題は見つかっていないと発表しております。さらに、WHOから、若い女性が本来予防し得るHPV関連のがんのリスクにさらされている日本の状況を危惧し、安全で効果的なワクチンが使用されないことにつながる現状の日本の政策は、有害な結果となり得るとの声明も出されています。そのような知識も情報も知らずに接種を逃しているお子さんたちが大勢いるのかもしれない。

私は、正しい知識と情報をしっかりと理解した上でワクチンを接種する、あるいは接種はしないということを家族全体で考える必要があるのではないかと思います。それがやはりお子さんたちの健康にもつながっていくことであると思っております。そのためには、周知がしっかりとされていくことが大きな役割となりますが、子宮頸がんワクチンに関する周知は現在どのように行われているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンに関するお知らせは、ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて示された平成25年度以降も、毎年、標準対象者である中学1年生になった年度当初に、対象

女子の保護者宛てに個別通知でお知らせを送っております。

内容につきましては、ワクチン接種についての有効性、安全性に関する情報や接種後の多様な症状が出るなどのリスクについて、厚生労働省作成のリーフレットを活用し案内をしております。さらに、ワクチンの接種を希望する場合は、申込み時にワクチン接種後の留意として、多様な症状が出た際の診療体制なども含めた情報について、リーフレットを用いて提供しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市では、対象の保護者宛てに個別通知でお知らせを送っているようですが、対象となる年代のお子さんをお持ちの保護者の方にお話を聞きますと、子宮頸がんワクチンに関する情報をあまりよく分かっていないようです。

積極的勧奨が控えられた当時の印象があまりにも強いこともありますし、また、きちんと家庭で考えず、周りの子も接種しないからうちも接種はしないという理由もよく聞きます。

もう少し市での周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和2年10月に国からの子宮頸がんワクチンに関する情報や接種をするかどうかについて検討、判断できるよう、対象者などへ周知を行うこととの通知を受け、これまで中学1年生のお知らせに加え、対象が最終学年となる高校1年生につきましてもお知らせを行い、子宮頸がんワクチンに関する情報に触れる機会を増やし、周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 対象が最終学年となるご家庭にも、さらにお知らせをしていることは分かりました。

しかし、お知らせだけでは難しい状況ですので、医師などからきちんとワクチン接種に関する専門的な説明がなされますと、関心も理解も深まるのではないかと思っております。例えば、入学説明会や母親学級などでさらに周知の範囲を広げてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの定期接種における対象は、小学6年生から高校1年生女子となっております。現在のところ、国からは子宮頸がんワクチンの取扱いについて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会などで検討を進めており、積極的な接種勧奨にならないような情報提供に努めるとの通知が来ております。

これを踏まえますと、子宮頸がんワクチンの周知の範囲を広げることは難しいものと考えております。

子宮頸がんワクチンの情報提供をしていく中で、ワクチンの接種はあくまでも子宮頸がんの予防対策であり、子宮頸がんの早期発見、早期対応のためには、がん検診の定期的受診が必要な対策となりますので、そういった周知についても努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、子宮頸がんワクチンという名称だけで女性だけの健康問題ということではなく、家族の健康を考える機会の一つとして活用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ただいまのご答弁にありましたように、女性だけの健康問題ではなく、家族の健康を考える機会となるような普及、啓発に努めていただけたらとお願いいたします。

冒頭でも申しましたとおり、子宮頸がんの原因となるHPVは男女共通で感染するものであり、咽頭がん、肛門がんなどの原因ともなります。女性は生涯80%感染すると言われていますが、男性はもっと多く、90%と言われています。子宮頸がんとなると女性だけの問題のように思えますが、HPVは男性にも関わることであり、女性だけでなく男女ともに子宮頸がんワクチン、つまりHPVワクチンに関する正しい情報を取り入れることも、がんを予防することにつながります。

私は、ワクチン接種に対する賛否よりも、まず先に男女ともに正しい知識と情報を得て、各ご家庭でお子さんの健康を考えるきっかけとなり、その上でワクチン接種の判断をしていただきたいと考えます。近年では、ワクチン接種を推奨する医療従事者や、また著名人であればホリエモンこと堀江貴文氏も、そうした普及の活動をしております。そうした情報も知られていない現状の中、きちんと市ではできる限りの普及、啓発に努めていただきますようお願いをいたしまして、この質問を終わりにさせていただきます。

それでは、2番目の「生理の貧困」について質問をさせていただきます。生理に関する悩みをなくそうとしている、そのような活動をしている団体「みんなの生理」が女子学生等を対象にしたオンラインアンケートを実施したところ、過去1年で生理用品を入手するためにほかのものを我慢するなど、金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがある若者の割合が20%に上る実態が明らかとなりました。また、過去1年以内に金銭的な理由で生理用品でないものを使ったと答えた割合は27%、生理用品を交換する頻度を減らしたと答えた割合は37%だったそうです。

長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活困窮者が増加傾向にある中、生理の貧困の問題が明らかになりました。その実態が報道され、今や社会問題ともなっていますが、生理の貧困とはどのような方たちを指すのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えを申し上げます。

先ほど出ました生活困窮者のことを申し上げますと、制度上、生活保護の受給には至らないまでも、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を指しております。

その中でも、月経に伴う生理処理用品の利用や購入ができない状況が、いわゆる生理の貧困と言われております。最近では、コロナの影響により経済的に困窮し、生理用品が十分に購入できないと訴える方たちの声が社会的に広がっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 経済的に困窮し、生理用品を買うことができないと訴える方たちの声が広がったとのことですが、那珂市における困窮相談の実態と生理の貧困の実態とはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、本市における困窮相談の実態でございますけれども、新規相談件数で申し上げますと、令和元年度は37件、令和2年度は98件でございます。この2年間を比較しますと、約2.5倍の増となっております。

また、生理の貧困の実態ですが、本市においては把握をしてございません。実際の対応としては、総合保健福祉センターひだまり内に設置しております福祉の総合相談窓口、ふくし相談センターにおいて対応できるよう生理用品等は準備してあります。

なお、先月末時点で、ふくし相談センターで相談を受けて生理用品等を提供したという実績はありません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 本市における生理の貧困の実態については把握していないとはいえ、ふくし相談センターにおいて対応できるよう生理用品が準備されているということですね。しかし、相談に来る方が男性であったり、女性であっても、恥ずかしさから相談しづらい問題でもあります。その支援がきちんと必要とする人に届くよう、さらなるご配慮をお願いいたします。

そして、生理の貧困問題は、コロナ禍において突然生じた問題ではなく、それ以前にも発生していた問題であったかもしれません。その背景には、虐待やネグレクト、家庭の事情などの様々な要因があると考えられます。また、性にまつわる話はタブーとされてきた社会では、当事者が声を上げづらいという風潮もあります。特に、複雑な家庭問題のために親にも誰にもSOSが出せない児童生徒の場合、そこに最初に気がつけるのは学校ではないかと思われれます。

小中学校では、生徒が急に生理になったときに、また生理用品を忘れたときのために生理

用品を準備していると思いますけれども、生理用品を取りに来た児童生徒の様子に生理の貧困などを確認したことはありましたでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

特に、生理の貧困という視点で確認したことはございませんが、小中学校では保健室に生理用品を備蓄し、希望する児童生徒に提供しております。利用する児童生徒は毎回異なっており、生活に困窮し購入できないという状況は、現在のところ見受けられないというところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市内では、生理用品が購入できない状況にある児童生徒はいないようですので、安心いたしました。

しかし、生理の貧困の要因として、経済的な理由以外にネグレクトやまたネグレクトまでいかなくても、自分の娘の生理に無関心な保護者、また父親や夫など男性の生理への無理解などが考えられており、今後、生理の貧困に悩む児童生徒が出てくる可能性は否定はできません。引き続き、児童生徒へ注意を向けてくださいますようお願いいたします。

さらに、性教育の不足、知識不足も要因として挙げられているようです。家庭の事情も様々となりますと、家庭での教育が十分でないかもしれません。家庭以外で生理に関する正しい知識を身につけられることが必要ではありますが、学校でその教育を受けることも必要だと思います。学校では、性教育の一環として生理に関する教育などもなされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まずは、小学4年生の保健体育の授業におきまして、第2次性徴による体の変化の一つとして学習いたします。小学5年生では、宿泊学習の前に女子児童を対象に保健指導を実施しております。生理の仕組みをはじめ、手当の仕方や生活の仕方などを学習しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 今注目を集めている話題ですが、今後もさらに複雑に絡む背景や性教育に対する議論も深まることを願っております。

生理の貧困に対する支援として、ある自治体では災害用に備蓄した入替え時の生理用品を配布したという報道もありました。本市でも、備蓄用の生理用品の使用期限などによる入替え時期があると思います。

そこで私からご提案といたしまして、入替え時期の生理用品を小学校での性教育の際に生徒たちに配り、使用方法などを生徒たちへの学習に役立たせていただくということもこの機

会にご検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、水戸市においては、経済的に困窮している女性を支援するため、未使用の生理用品の寄附を募り、先月下旬から無料で配布するとのニュースを目にしました。コロナ禍において、先行きが見えない中での支援は市内全体における明るい兆しになるかもしれません。

那珂市においても何らかの支援体制を検討してはどうかと思っておりますけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、生理の貧困については経済的に困窮状態にある方にとって切実な問題であり、最近是全国的にも注目を集めている問題であると認識をしております。

このような経済的な事情で生理用品を用意することが難しい方に対して必要な支援を実施するためには、困窮という根本的な問題に対する支援が必要かと考えております。

困窮を抱えた女性が明るい生活を送っていただくためにも、真に困っている方々の問題に真摯に向き合うため、既に設置をしております、先ほど申し上げました福祉の総合相談窓口、ふくし相談センターの利用をしやすいするため、周知などを広く丁寧に行い、困窮という根本的な問題解決のための支援が困っている方本人に届くよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 生理の貧困という問題解決に、生理用品を学校や公的機関への設置なども進められているようですが、私はそれでは背景にある様々な問題が解決できないのではないかと考えております。困窮だけにとどまらない問題がある以上、それを解決しなければいつまでたっても生理の貧困からは抜け出せません。何より、女性には10代からおよそ50代までの間、月に一度生理があり、女性にとって生理用品は生活必需品でもあるわけです。個人差はありますが、そのときの調子により、昼用、夜用、多い日用、少ない日用など、多種多様な、そして、様々なメーカーから出されている生理用品を自由に使い分けができ、そして、全ての女性がその中から自分が気に入った生理用品を自由に何も悩むことなく購入し、正しい使い方ができることが望ましく、それはごく当たり前のことであると思います。

また、生理にまつわる腹痛の際にはきちんと鎮痛剤を購入し、不調があったときには医療機関を受診する、そのようなこともきちんとされるべきだと思っております。生理不順などは不妊につながることもあり、医療機関での受診が必要となるのはその若い女性の将来のためでもあります。

今後も引き続き相談窓口の周知と根本的な問題解決のために、本市でも支援に努めていただきたく、また学校、市の中でも多くの皆様の協力を得て、そのようなことがなくなることに努めていただきたく、お願いをいたします。

それでは、私からは質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、原田陽子議員の質問を終了をいたします。

ここで消毒をいたしますので、少々の休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（福田耕四郎君） 通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. 東海第二原発関連問題について。2. 新型コロナウイルス対応政策の今と今後について。3. 総合センターらぼーの図書室について。4. 使用していない土地や建物対策の現状について。5. 中学校の校則について。

花島 進議員、登壇を願います。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 通告に沿って質問いたします。

まず、東海第二原発関連問題についてです。

東海第二原発については、もし大きな事故が起きれば、たとえいつか避難できたとしても、那珂市を含む広範な地域が放射能で汚染され、なりわい、生活基盤、地域のつながりなど、多くのものが失われる可能性があります。それは東海第二原発が事故を起こさなければ起きないことではありますが、現在の技術水準、規制の状態、日本原電の能力などを考えると、そのような事故が起きるのは、まれではあっても、起こり得ないとは到底考えられません。

原子力規制委員会の仕事では、いわゆる新規規制基準に沿って原発などを規制していますが、その基準は福島事故の後、拙速につくられたものです。厳しく言えば、現在の原発を、現在の技術の延長でいくらか安全にすることを意図するだけのものと言えます。大きな事故を防ぐに万全とは言えません。

一方、国は原発の事故に備えて広域避難体制をつくるとし、県及び周辺自治体に広域避難計画や避難体制をつくることを求めています。その中身、あるいは真意は、実際に避難が必要になる事態を真剣に考えているようには見えません。

茨城県の姿勢についても納得できません。まず避難場所の床面積で一人当たり2平方メー

トルという基準の設定です。物の置き場所や通路も考慮しないで、そのような設定は真面目に考えているとは言えません。ですが、単に2平方メートルだけじゃなくて、その2平方メートル分でさえも足りなかったという報道がなされました。この問題は、以前より危惧されていて、私も県に確認するように求めてきましたが、そのときは足りているということでした。しかし、数か月前、毎日新聞の報道があつてから、やはり足りなかったということが明らかになりました。このような状態では、那珂市の計画策定の基礎が成り立たないばかりでなく、避難が必要になったとき、円滑に避難できず災害を拡大することになるのは明らかです。

この件は、茨城県が東海第二原発を再稼働させない方針を固めているのであれば、一定の理解をすることができます。しかし、県や県知事にそのような表明はまだありません。国や県は一体何のために広域避難計画を作らせているのでしょうか。

那珂市はどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

広域避難計画の策定主体は市町村でございますけれども、市町村の区域を超えた避難が基本となることから、計画策定を進めていくには茨城県の支援が必要だと考えております。

そのような中、新聞報道でもございましたが、広域避難先の避難所において非居住スペースを除外せずに避難所面積を算定し、収容可能人数に不足が生じた問題につきましては、県による指示不足と不十分な確認によるものが大きいとされております。

このような事態が生じたことにつきましては、当市がこれまで進めてきた広域避難計画の策定業務に大きな影響を与えるだけではなく、広域避難計画への市民不安を招くことにもつながることから、茨城県におきましては今後より一層のご支援をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 指示不足と不十分な確認という話がありましたが、実際はもっとお粗末だったということを報道されていることをご存じだと思います。

茨城県には、一層の支援どころか、果たすべき役割をもっと認識しろと、那珂市のほうから言ってほしいです。

もっとも、先ほど言いましたように、東海第二を運転させないつもりであるなら、それはそれで結構なことです。やはりそれはきちんと表明した上で、それを前提とした避難計画なり防災体制をつくるというふうにしていただきたいと思います。

次に、今年の3月18日に、水戸地方裁判所で東海第二原発の運転に関わる判決が出ました。運転を認めない判決でしたが、その判決の法的な効力は日本原電が控訴したので上級審の判断が出るまでは確定しませんが、社会的な影響力がないとは言えません。

判決は、原子力規制委員会の規制のありようは認めたものの、それ自体はもとより完璧なものではなく、その外側の防災体制がなければならぬとしていました。そして、防災体制が全くできていないと言っています。広域避難計画については、人口の多い市でまだできておらず、既に策定済みとしている市を含めて、段階的避難などの防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられていると言うには程遠いと判断しています。机上の計画だけでは解決できないと指摘していると、私は見ます。

市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

東海第二発電所の原子炉運転差止め請求に対して、水戸地裁が原子力災害対策指針の定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられていると言うには程遠い状態であり、防災体制は極めて不十分であると言及したことは、承知をいたしております。

しかしながら、司法判断でございまして、判決内容にコメントすることは差し控えさせていただきますと考えております。

いずれにしましても、東海第二発電所は稼働停止中ですが、施設内に使用済み核燃料が保管されていることなどから、現在でも原子力災害のリスクがあり、さらには現行法により本市にも万が一の原子力災害に備えた広域避難計画の策定義務がある以上、これまでどおり市の責務として市民の安心・安全を最優先に考え、置かれている立場で求められる条件である避難計画の策定に向け、計画のさらなる具体化、充実化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 現在の考え方をお聞きました。これから議会も含めて、これからさらに議論が深まっていくと思います。真剣な検討をお願いして、しかるべきときにはしかるべき判断をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス関連の質問をします。

一昨年の後半から世界は新型コロナウイルス感染症で大きな被害に遭いました。我が国の死者数も人口の1万人に1人を超えました。最近超えましたね、1万3,000人を超えて。交通事故による死亡が多くて交通戦争と言われていた昔、これは年間の交通事故死者数が大体1万3,000人とか、多いときで1万6,000人いたと思います。それに近づいています。

これまでの国の対応を私は無為無策とは言いませんけれども、この感染症の性質をよく見て論理的に考え、周到な政治判断をしたとは到底思えません。実に残念です。

特に、感染検査を全面的に実施する体制の構築について、1年くらい前から着手し、人と接触の多い人から普通の人まで全面的に検査をし、感染者に早期に隔離治療などの手当てを

して感染を抑え込む政策を取るべきでした。入国管理についても同様です。

現在は、ワクチンに期待がかかっていますが、ワクチン接種の接種率が十分高まるにはまだ時間がかかります。ですから、感染検査の拡大も必要と考えます。また、今の感染症がワクチン接種で収まるとしても、今後も新しい感染症が出てくることを想定すべきです。今回の感染症対策の失敗を教訓にして、医療体制、感染症の研究体制、防疫体制を充実することが必要と考えます。

これらのことは那珂市独自でできることは大変限られていますが、その分、茨城県、そして、国に要求していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、感染者と同居または長時間の接触があった者、必要な感染予防策なしで接触した者など、従来の濃厚接触者の定義に基づき、保健所の判断によって積極的疫学調査が行われております。

現在、本市の感染状況は落ち着いており、保健所の判断によって行われる検査以外に、現時点では、市が独自で検査を広く行う必要である状況であるとは考えてはおりません。

おっしゃるとおり、検査は一度大きく行えば後は大丈夫というものではありませんが、検査体制を充実するということが重要であります。市長会等を通して国へ働きかけるなど、してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） よく国へ働きかけていただけるといこと、よろしく申し上げます。

次に、ワクチン接種の実施について伺います。

ワクチン接種の現状と、この先2か月ぐらいの見通しをお聞かせいただきたい。簡単に結構です。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

当初、市で設営して行う集団接種の日程でございますが、ワクチンの供給が不確実な時期に設けたものでありまして、十分に対応できない日程ではございました。

現在のところ、7月上旬までには市の高齢者全員が接種できる量のワクチンが確保できる見通しとなっておりまして、接種日程を増やすよう調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 接種が7月上旬までに必要な数が確保できるので、それに準じてできるように日程等を増やすということで、よろしく申し上げます。

世の中では、予約等で大混乱を報道されていますけれども、多少の混乱はしようがないと

と思いますが、必要以上に混乱がないように、また市民が自分が接種できるのかどうか不安にならないようお話ししながら進めていただきたいと思います。

関連して、キャンセルがあったときの対応は、現在の設定ではどのようになされていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

キャンセルがあったときは、医療機関で連絡をつけることのできる65歳以上の方などの対応をお願いしてございますが、見つからない場合については、市のワクチン接種コールセンター、こちらにご連絡をいただき、5月11日申込み時にキャンセル待ちのご希望をいただいた方、こちらから接種希望者を探します。

ここで見つからない場合は、市内の保育所、幼稚園等に勤務する保育士や幼稚園教諭、いわゆるエッセンシャルワーカーのリストを活用し、接種可能な方を探します。

そのほか、できる限り接種可能な方を探しまして、ワクチン廃棄を回避できるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。よろしくをお願いします。

次に、総合センターらぼーの図書室について聞きます。

インターネットメディアの普及などで書籍の役割は変わりつつありますが、図書館の役割は大変大きいと考えます。

私の子供時代は、利用できる図書館は私の住んだところは田舎だったのでありませんでした。ですが、家にあった本、小学生のときは父が兄のために買った本等がたくさんありまして、漢字が読めないうちからそれらを読んだ記憶があります。また、少し大きくなってからは、父が自分のために買った文学書とか百科事典、歴史書、哲学書、技術系の専門辞書などがありまして、読むことができました。もちろん学校の図書室の本も読みました。本を読むということは、その後の本やインターネットで調べるという姿勢、そして、調べたことを読み解く力を育てる基礎になったと思っています。学力にもつながりました。ですが、自宅に多くの書籍がある家庭はあまり多くはないと思います。その分、公の図書館などの役割は重要だと思います。

瓜連地区のらぼーの図書室は利用者が少ないようですが、その存続と運営方針が気になっています。以下を聞きます。

市営の図書館、図書室の運営の基本的な考えをお聞かせください。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

那珂市立図書館につきましては、運営の基本方針として二つの項目を定めております。

一つは、乳幼児から高齢者まで世代の枠にとらわれず、様々な学習意欲に応えられる全ての市民の道しるべとなる図書館を目指す。もう一つは、明るく開放感のある雰囲気を大切に、いつでも気軽に立ち寄れる図書館を目指すというものです。

この方針に基づきまして、図書資料の収集や環境整備を行っているところです。

らぼーる図書室としての基本方針はございませんが、那珂市立図書館に準じて運営を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 立派な基本方針だと思うんですが、問題は具体的にどういうふうにするかということだと思います。

らぼーる図書室の年間の利用者数の概略をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

らぼーる図書室の年間の利用者数につきましては、令和2年度がコロナの影響で減少しておりますので、令和元年度の実績で申し上げます。令和元年度は1万6,097人となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ということは、少ないといえどもそこその数、利用者があると思います。私もちょっとのぞきに質問の前に行ったんですが、本を読んでいるというより勉強している方が何人かいらっしゃいましたね。そういうサービスも大事かと思います。

蔵書などの数はいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

らぼーる図書室の蔵書数は、令和3年4月1日現在で2万8,340冊です。

蔵書の種類としましては、14の分野に分類されております。

主な内訳としましては、文学・小説が一番多く約48%、絵本が約12%、社会科学と技術がそれぞれ約7%となっております。

らぼーる図書室では、CDやDVDの視聴、インターネットの閲覧サービスなどの設備はなく、図書の貸出しと返却のみということで運営しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私が見たところ、文学・小説に比べてほかのものが少なかったというのがちょっと残念でした。特に古いものばかりという、それは置いておいて、書籍などの年間の購入予算、あるいは購入以外に寄附される図書があると思いますが、その状況はいかが

でしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

らぼーる図書室の書籍等の購入予算につきましては、令和3年度は、図書が40万円、雑誌が7万5,000円、新聞が12万5,000円の合計60万円となっております。那珂市立図書館と比較してみますと、3.5%の予算となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 図書館、市立図書館と比較すると少ないんですが、それは単純に金額だけなり、あるいは割合だけで言えないと思います。

問題は、ほかの図書館との連携があるかで、そこになくても利用できるというサービスが望ましいんですが、そういうサービスの現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

残念ながら、らぼーる図書室とほかの図書館、図書室との連携につきましては、那珂市立図書館で借りた資料の返却のみとなっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） そのほか、図書室の市民への宣伝、あるいは利用を進める手だては、現在どのようなことをなさっていますか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

一例を申し上げますと、らぼーる図書室では、利用者に対し新刊を紹介する取組といたしまして、室内に手作りの新刊案内を掲示して周知を行って、利用促進を図っているということをしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いくつか質問して答えていただきました。今回の質問は、状況を聞くということを中心に考えていたんですけども、一言だけ言いたいことがあります。

まず、ほかの図書館との連携を検討していただきたい。

これは、那珂市には中央図書館があるので、らぼーる図書室の蔵書拡充の予算を十分取ることは多分難しいと思います。また、収める空間の問題もあります。ですから、そういうところをほかの図書館と連携で補えるというふうに考えます。利用の促進にもなると思います。

それから、もう一つ、利用の促進については、単に利用を増やすという意味だけでなく、先ほどの図書館の基本方針にもありましたが、市内の書籍文化を高めるためにも利用の促進

策を工夫してもらいたいと思います。

例えば、利用者に書評を書いてもらって皆さんに知らせるとか、そうすると、こういう本が入りましたよとかいうのが伝わると思います。それは那珂市の広報、あるいは瓜連周辺の地区に自治体を通して配布してもらうなど、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

使用していない土地や建物対策の現状についてお伺いします。

まず、使用していない農地がたくさん那珂市内にあります。そのような使用していない農地も、その管理が持ち主負担となっています。県の間管理機構の利用をもっと増やして、持ち主の管理の負担軽減と農地の有効利用を同時に図りたいと考えますけれども、現状と課題、進めるための難しさについて、認識しているところをお示しいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

県では茨城県農地中間管理機構を設けまして、各市町村において中間管理事業を行っております。

中間管理事業は、出し手である農地所有者から農地を借り受けまして、受け手である農業者に対し、土地の情報を伝え、効率的でまとまりのある農地の貸付けが行えるよう、農業委員会と連携しながら周知と利用促進を図っているところでございます。

課題といたしましては、出し手の要因といたしまして、地元の担い手以外には農地を貸したくない、受け手に有利な賃料設定になりやすいのではないかなどのお思いによるもの、受け手側の要因としまして、進入路が狭い、日照や水はけが悪い、水田においてあぜの管理責任などのほか、小規模農地をまとめて借り受けるに当たりまして、境界杭などの取扱いから集積を図ることが難しくなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 難しさは、なかなか簡単なことと簡単じゃないことがあって、難しいのは分かりますが、市としては積極的に進めていただけたらいいと思います。

確かに、あの人には声をかけたくないとか、そういうのは私の身近でもありまして、農地を複数まとめれば借り手がいるんだけど、管理に困っているこっちの人が別の隣の農地の人と話をしたくないとかありますので、そういうところも市が双方に話をして広められたらいいかなと思います。

次に、空き家対策の現状についてお伺いします。

空き家対策の現状を簡単にお答えください。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

昨年度に、市内におけます現地確認を含めました空き家等の実態調査を実施いたしました。

その結果、共同住宅を除きまして、空き家等の件数としまして現在把握できましたのが653件でございます、全てデータベース化をしております。

空き家等の対策につきましては、大きく分けますと適正管理の促進と利活用の促進の二つがございます。

適正管理の促進につきましては、管理が行われていない空き家等の情報提供があった場合には、所有者に対しまして管理についての助言や指導を行っております。

また、利活用の促進としましては、空き家バンクの制度を設けまして、空き家等の売却や賃貸をしたい方へ、また利活用をしたい方、そういった方に情報を提供するなど、仲介をする役割を果たしております。

空き家対策の課題としましては、相続されていない物件が相当数ありまして、所有者を特定するまでには時間を要しております。また、所有者が特定されましても、連絡が困難であるという場合がございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 空き家バンク制度ができてしばらくの間はほとんど利用がなかったんですが、空き家バンク制度の現状はいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

空き家バンクの制度につきましては、昨年度から対象区域を市内全域に拡大しまして、利用促進に取り組んでまいりました。

その結果、物件登録が4件、利用者登録が14名ございまして、2件が成約となっております。この2件のうち1件につきましては、市のリフォームの補助金を活用していただいているところでございます。

課題としましては、物件登録の数がまだ少ない傾向にありますので、今年度は昨年度の実態調査において把握できました空き家の所有者に対しまして、利活用等の意向調査を実施いたします。この意向調査から空き家のままとっている状況とか原因を分析しまして、空き家等の利活用や除却を促進していく取組を進めてまいります。

今後も市のホームページや広報紙を通じまして、広く空き家バンク制度を周知するとともに、空き家の所有者に対しましても利活用等の働きかけを行いまして、管理不良となる空き家を減らしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ようやく動き始めたという印象で、これからもぜひ有効に制度を使って空き家対策を進めていただきたいと思います。

次の大項目に移ります。

中学校の校則についてお伺いします。

校則は文化を伝える役割などありますが、生徒の自由を妨げる要素もあります。規範として必須とする事柄と推奨する事柄の両方があると思いますが、那珂市の現状はどうなっていますでしょうか。実際の校則の中身とその考え方をどう設定するか、聞きたいところです。

校則については、請求資料で頂いていますので読ませていただきます。

那珂市の校則の基本的な見方とか、どのようになっているか、簡単にお話してください。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

市立中学校5校では「校則」ではなく、「校内生活心得」、「生活のきまり」、「校内規定」などの名称で、学校ごとに規則を定めています。

本日、議員へは各学校の決まりを資料として提出しておりますが、簡単に内容を申し上げますと、登下校時をはじめ、授業中、休み時間、清掃時といった場面ごとの過ごし方や服装や頭髪、履き物など、身だしなみに関する事項、そのほか学校に持ってきてはいけないもの、夜の外出や遊興施設の出入りなど、禁止事項も掲載しております。

また、学校が定める規則とは別に、各学校におきましては、生徒会が中心となって自分たちで生活上のルールを考え、例えば「K I R A R I（キラリ）一中」、「二中しぐさ」、「四中しぐさ」といった名称で定めております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 各学校での校則の考え方は、どのように設定していますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、学校生活において共通の決まり事を定める目的は、生徒の安心・安全の確保、落ち着いて生活できること、社会規範意識や自立心を育成するといったことが挙げられます。

その上で、校則に対する考え方としましては、時代や社会の変化はもちろん、生徒の意識の変化にも対応しながら柔軟に変えていくべきものと認識しております。

各学校とも毎年見直しを行っており、その際には生徒会や保護者の意見も取り入れて検討を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 時代や社会の変化、それから、生徒の意識の変化に対応して柔軟に変えていくというところ、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の私の質問では、何かを提言するというよりは、あるいは要求するというよりは、現状を知ることが目的ですが、一言述べておきたいと思います。

個人的な経験ですけれども、自分の中学校は校則規定が緩い学校だったという印象があり

ます。一方、その後の高校では、あるとき夏の制服として学校のマークを刺繍をしたワイシャツに一方的に決められ、学年主任と言い争った記憶があります。

初めに述べましたように、規範とは合理的な理由のない文化の継承であるものもあります。そのようなものを規則とすることを100%否定するものではありません。ですけれども、生徒の意思や好みを尊重することも大切です。

また、もう一つ注意してもらいたいのは、生徒の不良化などを過度に外観で見ようとはしないでほしいということです。いじめや盗みなどの犯罪と、自分の装いの好みはいくらかは関連があっても、直接つながるものではないと考えてください。指導者にあることですが、外観で安心しようとは考えないでもらいたいということです。

いただいた資料はじっくり読ませていただきます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、花島 進議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたしまして、再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（福田耕四郎君） 通告8番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 自治会と地域コミュニティについて。2. 那珂インターチェンジ周辺開発について。3. 移住・定住の促進と空き家バンクの活用について。

笹島 猛議員、登壇願います。

〔16番 笹島 猛君 登壇〕

○議長（福田耕四郎君） 質問前にちょっと議員にお諮りをいたします。質問者から12時10分から15分ぐらいまでかかると、こういう申出がございました。12時回っても引き続き進めてよろしいですか。それとも休憩を入れますか。

お諮りをいたします。

〔「続けてください」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 続行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） じゃ、そのようにいたします。

笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 議席番号16番、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、自治会と地域コミュニティについてお伺いさせていただきます。

今日、人口減少、少子高齢化が急激なスピードで進行しております。こうした中、自治会においても地縁の希薄化や、これからを担う若い人の加入率低下など、様々な問題が聞かれるようになりました。将来の存続が不安視されているところであります。

長年の間、慣例等によって同じ顔ぶれが運営してきたため、役員が高齢化し、それを担う人材確保ができるかが不安視されているのが現状だと言えます。高齢化の単身世帯のみの世帯が増加し、役員や班長などの役割も引き受けられない状況にあります。

そこで、本市の自治会の現状をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

本市の自治会加入率は、毎年緩やかではございますけれども減少傾向にあります。原因としましては、少子高齢化やライフスタイルや価値観の多様化などが考えられます。また、自治会役員の担い手不足など自治会の抱える課題があることも把握をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 那珂市全体の自治会加入率は緩やかな減少傾向にあると思います。

菅谷地区の加入率は令和元年が57.79%、令和2年が56.32%、令和3年が55.07%と、他の自治会と比較しても極端に加入率が低いのですが、なぜ菅谷地区は転入者が多い地区なのに自治会加入世帯が増えないのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

菅谷地区につきましては、当市の中心に位置し、生活に便利な機能が集まり、非常に生活しやすい地区になっていることから、人口の増加傾向が継続している状況でございます。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、菅谷地区の自治会への加入率は残念ながらほかの地区より低くなっており、また年々減少している状況でございます。

この原因といたしましては、ほかの地区と比べアパート等の賃貸物件が多く、単身、独身の方も多く居住され、その地区のコミュニティの一員として日常的にご近所付き合いをするという意識が薄いこと、また土地を購入し、家を新築してお住まいになられる方、若い家族世帯が多く、子育てや仕事に追われ、地域活動に時間を割くことが難しい状況であるということ等が挙げられると考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 本市では、自治会加入世帯を増やすためにどのような取組をしていますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市における自治会加入世帯を増やすための取組といたしましては、市民課窓口に入居の手続に来られた際に、班加入の届出書、加入促進のチラシをお渡しして、ぜひ加入していただくようご案内をしております。

併せまして、市民課窓口に入居促進のための横断幕及びポスターを掲示するとともに、待合ロビーにある動画モニターで動画を放映しております。さらには、市内不動産業者に対しまして、新規入居者等への加入促進チラシの配布の依頼などを行っております。それぞれ様々な機会を通して加入を呼びかける取組を行っているところでございます。また、自治会などが地域にとって必要な組織であることを知っていただき、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホームページにおいて自治会等の活動や広報紙を掲載して周知活動を行っております。

その他、各地区まちづくり委員会のイベントと同時開催しております協まち・カフェにおいては、活動のPRや加入促進チラシの配布等の取組を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） ちょっと聞いておくと、何か市の取組は受け身に取れそうな感じするんですけども、もっと積極的な事案や今後の取組等、いくつかないんですか。それをちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会加入促進のさらなる取組といたしましては、自治会未加入世帯に対しまして、令和2年度の協まち・カフェ開催案内チラシと併せ、加入促進チラシを直接郵送する予定でございました。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により協まち・カフェが中止になったことから、改めまして、未加入世帯に対しまして令和3年3月に加入促進チラシのみを郵送し、自治会への加入の呼びかけをしたところでございます。その影響かどうかは分かりませんが、何人かの方から加入に関するお問合せをいただいております。実際に加入された方もいらっしゃるというふうに聞いております。

今後につきましては、市民アンケートにより、未加入者が加入しない理由を調査するなど、加入促進につながる施策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） あと自治組織なんですけれども、もう少し市が積極的に関わってこ

の自治組織に育てるということが重要だと思うんですけども、そのところはどのように考えているんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市といたしましては、自治会長が交代しても自治会の活動や運営が停滞することがなく進められるよう、令和2年度より自治会長研修会を開催しております。また、組織を育てるために人材の育成が重要だと考えておりますので、役員の担い手の人材育成のため、まちづくりリーダー養成講座を開催するほか、市外で開催される研修への参加費等の費用負担など、自治組織の育成に努めております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災の災害のときは、共済が機能した自治組織がある地域とそうでない地域とでは、ご近所の助け合いや避難運営において災害による被害の状況の違いが見られたというように伺っております。そのようなことから、近年再び地域コミュニティの大切さが全国的に注目されております。

そこで、本市では行政として自治組織にどのような期待をしておりますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会とは、その地域の住民が自らの意思により地域の発展や課題解決について考え行動する自主的な組織であり、地域コミュニティの根幹をなすものだと考えております。

市といたしましては、そのように組織された自治会が日常的な交流や支え合いに結びつく活動、そして、地域の様々な情報の伝達、周知、高齢者の見守り活動などの福祉的な役割、また防災、防犯や環境美化活動等の日常的な活動を行い、それにより地区と市の連携調整等の活動を行っていただくことを期待しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 自治会の役割というのは、まさしく向こう三軒両隣、支え合い、助け合い、地域の形成があるのだと思います。自治会の役割といたしましては、重要性を理解、認識していただければ、やはり地域のリーダー的人材が数年地域のために貢献をしていただけるような環境が生まれてくるんだろうと思われまして。

その自治会の重要性を認識する機会の一つとしてまちづくり委員会がありますけれども、まちづくり委員会の在り方についてどのような認識をしておりますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

地区まちづくり委員会は、地区内におけるまちづくりの共通目標の設定や自治会だけでは

解決が難しい課題の解決、意見集約及び行政との連絡調整の役割を担っていただく組織と認識しております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 以前の区長制度というのは、簡単に言えば行政との連絡調整と回覧を回す程度であったかと思います。また、地域のつながりとか、支え合い、助け合い、共助の精神が構築されていきました。現在では社会情勢も大きく変化し、それに対応すべく自治会の活動も多種多様であります。自治会の仕事の負担も非常に大きくなっているのも現実であります。また、自治会長の負担が非常に大きくなると自治会長のなり手がなくなるのではないかと危惧もします。できれば、負担の軽減を図る必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市といたしましても、地域によって自治会長の負担が重く、担い手不足という課題が生じていることは認識しております。

自治会長に負担が集中しないようにするためには、会長以外の役員の方など、より多くの方に自治会運営に関わっていただいて役割分担をするなどの創意工夫が必要ではないかと考えております。

また、市から自治会に依頼する事項が本当に自治会等に依頼しなければならない事項であるのか、依頼内容を簡素化できないか等、いま一度精査をするなどして自治会業務の負担軽減につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 本市は、まちづくり委員会が8地区、自治会が68地区あり、この自治組織の数に対して財政的な支援を行ってきております。

そこで、自治会への支援方法の中で補助金というものはかなり重要な位置づけになっていると思われま。現在いくつかありますけれども、自治会に対してどのような補助金施策をしておりますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

全自治会対象に、地域の発展や課題解決に取り組むための活動支援や自治活動施設、防犯灯の維持管理としての地域まちづくり交付金を出しております。

さらには、自治活動施設建設費等補助事業により、自治会等が自治活動施設の建設や修繕をする場合の支援を行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） どうですか、効果的な支援をしていると思われませんか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会に対しましては、地域まちづくり交付金に加え、地域活動における人材育成や地域の課題解決のために新しく実施する活動に対しても補助を実施しており、効果的に支援ができていますと認識をしております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、防犯灯についてですが、本市ではLED化を進めていますが、進捗状況をお伺いします。

また、このLED化によってある程度電気代が少なくて済んでいるのか、2点伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

令和3年3月末現在で、市内の進捗状況は3,460灯のうち2,402灯でLED化が済みであり、率としましては69.42%の進捗率となっております。

また、防犯灯の電気代につきましては、既存蛍光灯の場合、1灯当たり年間約2,300円でございますけれども、LEDに更新した後は約1,800円となるため、500円程度安くなっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） では、なぜ菅谷地区でLED化が100%進んでいるところと20から30%と地区によって極端な差が出ていると思うんですけれども、なぜでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

防犯灯のLED化につきましては、電気料金の負担軽減などのことから、既存蛍光灯からLED化を優先に行った自治会との差が出ているものと考えられます。また、自治会の様々な事情や新しい居住者の増加により、必要な場所が増え、新規設置と既存防犯灯のLED化が重なり、なかなか進んでいないものと思われまして。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 平成26年度からですか、コミュニティ助成事業によって一部の自治会は100%LED化しました。平成30年度からこの事業の受付は終了しましたが、なぜですか。

また、継続していれば早い時期に各自治会はLED化していたと思うんですけれども、い

かがでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施する事業で、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために実施されております。

市といたしましては、毎年、全ての地区まちづくり委員会及び自治会に対しまして募集を行い、そのうち2件を茨城県を通じ自治総合センターへ申請をしております。その後、同センターの審査により採択されれば、助成金が交付されるということになっております。

防犯灯のLED化に係る申請につきましては、平成27年度に1件ございました。その件につきましては採択をされております。そのため、引き続き平成28年、29年度にも1件ずつ申請をいたしましたが、不採択でございました。

この2年間、不採択が続いたこと、また平成28年度以降、県内でLED化の申請が採択された市町村がなかったことから、LED化による事業の申請を継続しても採択にならないと判断をいたしまして、助成事業を有効活用していただくため、他の事業内容での募集をすることとし、平成30年度から申請受付を終了いたしました。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） じゃ、ここから具体的な話として、私の住んでいる菅谷東組のお話をしていきます。

ここは菅谷の中心地と言われるところで、人口が3,689人と一つの村が存在している感じですか。この近くには、スーパー、クリニック、学校があり、生活環境と利便性はよいところですか。都心で言えば白金高輪みたいなのところかな。そのような条件のよいところですから、若い人たちの転入も多く、新築住宅の建築も増えています。人口も令和元年には3,695人だったのが、2年間で100人も増えました。昔から住んでいる私からすれば、あまりの環境の変化に驚いております。

ところが、この地区は人口の割には自治会の加入率が32.24%と、那珂市全体の平均加入率は67.8%ですから、68自治会の中では低いほうです。ここの世帯数は1,498世帯で、このうち自治会に加入している世帯が480ですから、3分の2は未加入世帯となります。東組の令和2年の収支決算書を見ますと、収入は427万1,131円で、内訳は会費が172万7,680円と交付金が201万4,200円ですから、3分の2は自治会に加入しておりませんから、加入している会員の皆さんの負担は決して軽いものではないと思います。俗に言う、公平感が保たれていないんじゃないかと思います。

特に公平感が保たれていないのが防犯灯の電気代です。東組の防犯灯の電気代は37万900円、修理代は22万6,900円で、合計で59万7,800円ですから、市からの補助は1台当たり

1,800円で、これが127基ありますから合計22万8,600円となり、マイナス36万9,200円となります。これは全て自治会費から補填しております。これでは、自治会に加入している住民から不公平感を感じてしまいます。これは他の自治会も共通する問題だと思うんですけども、この現状について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

防犯灯の設置は、夜間の犯罪及び事故を未然に防止する目的で地元自治会が必要と判断し、設置をしているところでございますが、自治会加入者だけが通行するわけではなく、自治会費を負担していない未加入者が防犯灯の恩恵を受けることが、防犯灯にかかる電気料金を補填している自治会におきましては、未加入者に対しまして不公平感を感じているところかもしれません。

この不公平感をなくすために、電気料金の安いLED化の推進を図っていただき、自治会の補填がなく、市からの補助内で電気料金が支払えるようにしていただければ、不公平感がなくなるものと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 現在、LED化するためには1基大体3万3,000円くらいかかりますね。市からの補助金は1万円。自治体負担は2万3,000円となっていますので、やっぱりLED化を早く進めるんだったら、助成金、この2万3,000円に引き上げるべきと思うんですけども、いかがですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

防犯灯のLED化につきましては、自治会における電気料の負担軽減と電球交換の費用抑制を図るため、平成23年度より補助金交付要綱に蛍光灯からLED等への更新の補助を追加し、進めてきたところでございます。

議員ご質問の補助金の増額につきましては、これまで積極的に取り組んでいただいた自治会との均衡が保つことができなくなるということから、補助金の増額につきましては難しいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市としてはLED化を推進していますね。これは令和4年までと聞いております。令和4年までLED化が予算の関係でできない自治会もあると思うんですね。全てが完了されなかった場合、この補助期限の延長を要望しますが、こういうところはどうですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

現在、LED化の推進といたしまして、平成30年度より令和4年度まではそれ以前より多くのLED化ができるよう予算確保をしてきているところでございます。しかし、議員のおっしゃるとおり、完了に至らない場合には全ての防犯灯がLED化されるまで予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 例えばの話ですけれども、部長、各自治会によって諸事情でなかなかLED化が進んでいないと思うんですけれども、現実は何。

私のこの次の質問は、那珂市に電気代を全額負担してほしいと。いろいろ諸事情があるんでね。

まず、それで、その防犯灯の電気代、試算して大体どのくらいになりますか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

防犯灯の電気料金は各自治会で現在お支払をいただいているため、正確な金額ではございませんけれども、今年3月末で市内の防犯灯数に平均的な電気料金を掛けて計算をいたしますと、概ね蛍光灯では243万3,400円になり、LED灯は432万3,600円になります。合計、合わせまして675万7,000円の電気料金になると思われま。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今の675万円というのは、頭にちょっと今記憶してお話を進めていきます。

菅谷地区の自治会は、それぞれの地区によって防犯灯の電気代を会員からいただいて運営している自治会もあれば、自治会に加入していないが、電気代だけいただいているところもあります。アパートの大家さんから電気代をいただいている自治会もあると。各自治会によってこの電気料金が大変悩ましい問題だと聞いております。このように各自治会が統一されていなければ、地域によっては公平感が保たれないんじゃないかという場面も出てくると思うんですけれども、そこで提案です。

この防犯灯の電気代は、市が全額負担するという要望をいたしますが、いかがでしょうか、市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 私自身も、自治会が設置している防犯灯は、電気料などが自治会運営にご負担をかけているという話は伺っております。

先ほど市民生活部長が答弁いたしましたとおり、現在、市から防犯灯の電気料を補助しておりますが、LEDであれば市の補助で賄えており、実際負担になっているのは蛍光灯とL

LEDでの電気料の差によるものかと考えられます。

自治会によっては、防犯灯の数が多く、LED化が進んでいないところもありますが、一日でも早くLED化を図ることが自治会運営の負担軽減につながるものと考えております。

そのため、今後も現在の補助を継続しながら、自治会とともに市内の防犯灯LED化100%を目指して、電気代を含め、防犯灯管理が自治会の負担にならないような支援について、今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長、現実には先ほど言ったとおり、各自治会、いろんな事情によってなかなかLED化が進んでいません。先ほど言っていたように、1灯当たり500円安くなると、もう重々承知です。やはり、さっき言っていた会員の方、自治会員の方と、そういう方、なかなか徴収もできない。かといって、そういう自治会員のほうが減ってきていると。いろんな諸事情、各地区によって。あるところによれば、もう自治会を抜けたからと、抜けるといったって、その地区のほうももう電気代払えないということで、じゃ、どうしたらいいかという、そういうごっそり、班ごとですね。そういういろんな諸事情がこれからどんどん出てくると思うんですよね。

ですから、すぐじゃなくても、やっぱりこれからは全額市のほうで負担していく。先ほど言った年間675万円ですよね、部長ね。ですから、LED化ももちろん進めていけば1灯当たり500円安くなりますから、非常に今言っていた同時進行にしていけばということで、再度お答え願います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） おっしゃることも十分分かります。

これまでやってきた自治会さんとのバランス、いろんなものも考えながら、これは検討していかなくちゃいけない、そのように考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長、バランスを考えながら電気代を無料化していくと、全額負担していくというふうに進めていくと取っていいんですか。それとも、違うのかな。

○議長（福田耕四郎君） それは通告がありません。市長、通告、受けていますか。

○市長（先崎 光君） いや、1回のみ。

○議長（福田耕四郎君） 通告がないものは、質問は避けてください。

○16番（笹島 猛君） じゃ、次の質問にまいります。

那珂インターチェンジ周辺開発について伺ってまいります。

那珂インターチェンジ周辺地区のまちづくり方針として、那珂市の魅力を発信する機能を持つ施設、市内産業の活性化を図る施設、市内の生活利便性、安心・安全を向上させる施設、県北地域を含む地域振興を図るなど、複合交流拠点施設として道の駅を核とした施設整備を

進めていくことですが、今後の進め方についてどのような調査及び検討を行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本定例会全員協議会でご説明をさせていただきましたが、昨年度に取りまとめました那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針に基づきまして、複合型交流拠点施設、道の駅の実現に向けました市場環境調査としまして、交通量調査をはじめ、市民意向調査や道の駅利用客の推進等について調査を実施いたします。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうしますと、調査の結果次第では、この道の駅計画を中止するということもあり得るんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

調査の結果が良好でない場合には、複合型交流拠点施設、道の駅を核としましたまちづくりの方針も再度検討することになると考えますけれども、本施設は市の魅力発信機能や地域振興に寄与する施設となるため、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり委員会は3回開催されましたけれども、どのような日程で検討されて、まちづくりの方針を取りまとめたのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会の日程でございますけれども、令和2年11月に第1回、令和3年1月に第2回、2月に第3回を開催してございます。第3回の検討委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う県独自の緊急事態宣言の延長を受けまして、書面協議で開催をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） なか広報アンケートの調査結果によると、那珂インターチェンジ周辺地区まちづくりを進めることに80%の市民が進めるべきと、68%の市民が道の駅、物産センター、観光、地域振興施設を進めるべきだと回答しております。

検討委員会ではこのアンケート調査の集計結果を基に議論して取りまとめたのか。

また委員会の開催が3回と少なく感じましたが、委員会の委員からももう少し議論すべき

だという声が上がっていませんか。2点伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

アンケートの調査期間ですが、令和2年12月末までとなっております、その結果を基に第2回の検討委員会で検討を実施いたしました。

また、検討委員会の開催数でございますが、3回と少ないのではないかとということでございますけれども、検討委員会には外部の有識者の方にも入っていただきまして、しっかりと検討できたというように考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 道の駅というのは、車の休む場所がないから道の駅を造ろうというところから始まりました。

それが国が関与してきて、ある程度お金も出しますということで、基本的には駐車場の部分とトイレの部分は国が持つという話になりました。では、情報発信と地域交流はどうするかという、各自治体でやってくださいという話です。ですから、国が考えている道の駅というのは単なる休憩所ということです。そこに人が集まるから、市町村でいろんな知恵を出し合って道の駅をもっといろんな形で使いましょうという、そういうわけです。

今、どんどん新しい道の駅ができています。実際は成功事例は少ないと言われてます。その理由というのは、やはりスタートのところだと思うんですね。そもそも駐車場とトイレがあればいいというイメージがあって、そこにたまたま市町村で何か交流の場所とかという、何かそこで売ってみたいとかというぐらいでスタートしたところが苦しんでおります。

私も、昔は横浜の西口で高島屋グループの生活彩家というコンビニの大きなやつで、売り場面積が200平米という大型コンビニを、近く相模鉄道の本社とか牛井のすき家の本社があったところで、場所的に結構よかったところなんですけれども、どうしてもライバルが出てくると。目の前に出てきたものがローソンなんで、それがうちを潰そうということで直営店が出てきて、日商100万円やってたんですけれども、年間で大体3億ぐらいやってたんですけれども、やっぱり相手が出てくると半々になりますから、半分ですよ。

というわけで、競争に負けて8年目に撤退したということで、私の話ですけれども、民間でいろいろ私も仕事してきたものですから、そういう感覚からいくと、例えば道の駅ではなく、違った意味での地域をPRするような施設とか、あるいは民間事業者との協力化といった開発を進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

貴重なご意見、ありがとうございます。

市としましては、市民代表や市内の事業所、外部有識者から構成される検討委員会が取り

まとめましたまちづくりの方針を受けまして、複合型交流拠点施設、道の駅を推進する方針を決定してございます。

まちづくりの方針におきましても、市の魅力発信機能の整備も盛り込まれておりますし、民間事業者の協力ということでは、道の駅整備が具現化された際には、民間の知識を取り入れられるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今年度から那珂インターチェンジ周辺推進室を本格的に設置しました。以前は政策企画課が担当していました。本当に短い期間で担当でしたので、十分な検討がなされないまま専門部署へ移管したような気がします。どうなんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

令和3年度に向けた行政組織機構の見直しの検討につきましては、各課の総括課長補佐で組織する那珂市行政組織機構検討委員会において素案を作成し、庁議において決定をいたしました。

今回のインターチェンジ周辺開発推進室の設置につきましても、組織の見直しの案を作成する段階から、インターチェンジ周辺の開発を担当する専門部署を設置することについて検討を進めてまいりました。

その後、那珂市那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会、こちらの委員会の検討状況を見守った上で組織の設置について判断をすべきだろうという考えの下に同委員会の協議の状況を見守っておりましたが、2月22日の同委員会の市長への答申、さらに3月1日の庁議において市の方針を決定したことを受けまして、3月議会において、インターチェンジ周辺開発推進室の設置につきましてご報告をさせていただいたということでございます。

結果といたしまして、議会への報告の時期が3月になってしまったということから、検討する期間が短いのではないかとご指摘をいただいておりますが、道の駅の整備にかかわらず、那珂インターチェンジ周辺の開発を推進していくための専門部署の設置につきましては、今年度から立ち上げる予定で準備を進めてまいりましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） コンサルタントと契約したとのことですが、それで市場環境調査、そこで契約料金とか委託期間を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

市場環境調査の契約額でございますけれども、616万円でございます。契約期間は令和3年5月8日から令和3年10月29日までの175日間でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） このコンサルタントは基本構想を作成していくと思いますが、どのような内容を作成していただけるのか。

また、この会社は総合建設コンサルタントがメインだと思うんですが、行く行くはインフラ整備や施設整備などについてもプロデュースしてもらおう考えですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本年度実施いたします業務委託でございますけれども、先ほど説明いたしました市場環境調査になっておりますので、交通量調査等によるデータから道の駅の利用客の推計や事業収支の構造の検討を取りまとめることとなります。

また、本調査において良好な結果が得られ、さらに次の段階になりまして基本構想に着手できるという場合には、改めまして入札の手続を踏んで業者を選定することになると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） できればコンサルタントに丸投げするのではなく、コンサルタント案をそのまま受けるのではなく、市場環境調査は市が主導して進めていくべきだと思うんですが、その点について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本調査は、今後の複合型交流拠点施設、道の駅の整備の実現性を見極める大切な調査となりますので、議員がおっしゃるとおり、業者と綿密な打合せを繰り返しながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、付随して植物園、リニューアルオープンすると思うんですが、それはどのようなリニューアル構想があるんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

県では、昨年度、県植物園のリニューアルに関わる基本構想、魅力向上計画を策定したと聞いてございます。

本年度は、この基本構想を具現化するために、事業主体となつていただく民間事業者にあ

アプローチしているという状況を聞いておまして、今後、民間事業者との調整が進んでくれば、具体的な県としての動きも見えてくるようになるのではないかと考えてございます。

なお、県庁内には営業戦略部観光物産課を中心に、政策企画部地域振興課、農林水産部林政課から成るプロジェクトチームが設置されておりますので、県植物園のリニューアルに向けて推進していただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 現在の道の駅というのは、全国で1,178か所設置されております。

茨城県内では14か所設置されております。そのうち7か所は県北に集中しております。

本市の道の駅構想は後出しじゃんけんのような様相だと思うんですが、いかがですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

道の駅は制度発足当時、通過する道路利用者のサービス提供の場でもございましたけれども、現在は道の駅第3ステージとしまして、地方創生、観光を加速する拠点として様変わりしており、国は道の駅同士の連携も推奨してございますので、県北地域の道の駅と連携をしながら、お互いの特徴を生かして地方創生の拠点となるよう考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） どのような施設を設置するにも、立地というのは非常に大事な要素であります。企業でも、最初はどこへ工場、事業所を出す、あるいは一般の方でも商売を始めるに当たって、そういうものを最初にリサーチして、収益はどのようになるのかが始まりだと思います。

本市の道の駅の候補地は農振地区の田畑ですが、多くは田んぼが占めていると思うんですが、ここを埋め立てる費用は建築費と周辺整備と別にかかると思うんですが、そのことを承知の上でここを候補地として選定したのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

候補地につきましては、現段階では那珂インターチェンジ周辺地域ということでありまして、具体的な候補地は決定していない状況でございます。

しかしながら、田んぼが候補地となった場合には、埋め立てる造成費もかかることは承知してございます。今後、候補地の選定をする場合におきましては、造成費用も考慮しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 令和3年の予算で、菅谷飯田線整備事業として2,000万円が計上されました。これから路線測量を行うとのことですが、どのような事業計画ですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

菅谷飯田線につきましては、飯田地内の国道118号と菅谷飯田線、通称バードラインの交差点から那珂インター線までの延長2,200メートル、幅員27メートル、4車線の都市計画道路として整備するものでございます。

現在、茨城県が実施しております那珂市飯田から常陸大宮下村田までの国道118号、那珂大宮バイパスの整備に合わせて、那珂インターチェンジとアクセスする主要な幹線道路でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 那珂インターチェンジから国道118号のところだけ4車線化することですが、ここの部分だけ交通量の増加が見込まれるということで整備するんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

菅谷飯田線につきましては、都市計画決定から常磐自動車道や国道118号の交通量を想定しまして、4車線で決定されたものでございます。県で施行します国道118号の4車線に接続されるものです。

平成23年度に発生しました東日本大震災を機に、全国的に災害時の救援物資の輸送道路、また緊急避難道路、災害に強い道路整備が求められているところでございます。当路線につきましては、物流の活性化と、また那珂インターチェンジからアクセスされますので、県北地区の観光、また活性化、いろいろな幅広い要素を踏まえて整備するものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） また、東側の後台駒潜から那珂インターチェンジまでは2車線になったままです。4車線化されず未整備のままで、このままの状態にしておくのでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

那珂インターチェンジから東側につきましては、駒潜区間においてはこれまでも整備要望してきたところでございます。引き続き、県道昇格、また県での整備を見据えて、県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市は、ここは重要な幹線道路と位置づけております。バードラインが市道ならば、なぜ県に移管して整備してもらわないのか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

今回の整備区間におきましては、これまでも県のほうへ昇格、また整備の要望をしてきたところがございますが、事業化に向けた課題も多く、見送られてきたところがございます。

現在、茨城県が鋭意整備を進めております国道118号、那珂大宮バイパスの整備も、延長が8.3キロメートルのうち未整備区間が中里地内から飯田地内までの3.6キロメートルということになりました。

残る3.6キロメートル区間につきましても4車線化が延伸されまして、既存の国道118号の東側を、家屋が少ないところをルートとして整備することから、進捗も早いのではないかと見込んでいるところがございます。このタイミングを逃すことなく、菅谷飯田線の整備を市が担いまして、早期に那珂インターチェンジと国道118号を4車線で結びまして、市が担う県北地域の玄関口としてのポテンシャルを高め、ひいては将来市の発展に資するものと考えておりますので、今回事業に着手したものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今言っていた那珂インターから118号のところですか、ちょっとある建設会社の方、大体どのくらいですかなんて言ったら、35億円から40億円くらいかかるんじゃないかなんて言っていたんですね。ですから、できれば、先ほど言ったとおり、那珂市でやるんじゃないかと、県のほうに移管して、粘り強い交渉をしてください、部長。

莫大な予算かけて幹線道路を整備するよりも、市民の生活に密着した生活道路を予算に回したほうが市民は喜ぶと思うんですが、どうなんですか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

近年、国や県におきましても、従来の単路線の整備をする方針から地域間を結ぶ物流や避難路の役割を果たす主要な幹線道路のネットワーク化の推進に移行しております。

菅谷飯田線は、南は東京をはじめとした首都圏、また北は福島方面へつながります。そういった常磐自動車とのアクセス道路になっております。また、大子福島方面につながる国道118号と合わせまして主要幹線ネットワークとして構成するものでございまして、このネットワークの整備は市の発展に欠かせないものと考えております。

議員ご指摘の菅谷飯田線の事業費につきましても、国の交付金事業でもありますので、事業費の55%に国費が充当されるというものでございます。

なお、整備につきましても、国道118号の進捗など、関連します事業の進捗状況を踏まえ、

段階的な整備も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 運営から見ると、道の駅事業できちんと収支が成り立つようなことが必須事項であると思います。一般的に利用者の8割が近隣市町村から来ております。あと2割が外のドライバーですから、そのためには、市民や近隣の方々が日常的に利用していただく、そういう施設や道路整備が必要だと思いましたが、どう思いますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

今回、実施いたします市場環境調査において、市民意向調査として、日常での利用の可能性につきましてアンケート調査を実施いたします。そのアンケート調査により、市民のニーズにつきましても分析したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 道の駅そのものは80%以上が自治体によって設置されております。そこに税金を投入されていることは、仮に経営が失敗すれば地域の大きな重荷になってしまいます。実際に特別予算を組んで自治体が救済に乗り出して、挙げ句に閉鎖に追い込まれている事例が出てきております。地域振興や、あるいは経済活性化を名目にして、自治体が多額の税金を投入して施設の整備を行って、はやりの指定管理者制度を活用して、第3セクター、あるいは地域自体に運営を任せるといふ、ありきたりの事業モデルが多くの失敗を生んでいるというのが事実だろうと思います。

本来、民間が事業として取り組むとすれば、初期投資、つまり施設の整備費の回収を含めて、運営の売上利益から捻出していくということが常識なはずですが。道の駅の場合は、ほとんどが初期投資は税金で賄われて、設置後の経費だけ採算上計画に入れられるということが考えなされがちだと思います。これは経営上の売上げとか利益の目標のハードルが通常より低い水準で容認されるということですから、一見、運営しやすいとか、経営がうまくいくとかという錯覚に陥りがちだと思います。ここに大きな落とし穴があるんだと思います。ハードルが低い分、売上げ意欲の向上ですとか、経営改善の努力、意欲が薄れていくと、そういう落とし穴に落ちてしまうということだと思います。

今後、設置を進めていくに当たって、この辺の財務負担についての在り方について、どのような考えを持っているか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

複合型交流拠点施設、道の駅には、本来の道の駅としましての目的でございます道路利用者の休憩する駐車場やトイレに対しまして、社会資本整備総合交付金が該当いたします。

また、導入する機能によりましては適用となる補助金がございますので、そのような補助金を活用できるよう調査、検討しまして、市の財政負担をできる限り軽減していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） いずれにしろ、地域の経済活性化をするためには、より高い利益を生み出していこうという運営努力とか営業努力というのが必要になると思います。

これは最終的には自治体の責任になってきますし、経営が行き詰まれば自治体がさらに税金を投入して救済をしていかざるを得ないという状況になってしまいます。

そうなった場合のその責任はどこにあるのか、その辺のところをどう考えているのか、市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

議員の体験談を交えました貴重なご意見をありがとうございました。

議員がご心配されている運営の在り方という点につきましては、市といたしましても慎重に調査、検討していかなければいけないと考えております。

県内の道の駅におきましても、健全な運営をされている道の駅がございます。そのような先進事例も参考にしつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

この道の駅へのチャレンジは、私が市長に就任してから策定した「那珂ビジョン」に含まれております。市の魅力発信や市内産業の活性化、那珂市に住んでみたいといったたくさんのビジョンを具現化するためのまさに可能性への挑戦だと考えております。

道の駅建設までには長い時間と大きな経費をかけることとなりますので、失敗は許されないと覚悟をいたしております。3月の定例会でもお話し申し上げましたが、私は政治生命をかけてこのプロジェクトをやり遂げたいと考えておりますので、ぜひともご理解、そして、ご支援を賜れば、そのように思います。よろしく申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長の意気込みはよく理解しました。

しかし、事業を成功させるためには、経営責任を問える体制というのは絶対に必要になると思います。具体的に言えば、赤字ならペナルティー、黒字ならボーナス、単純に言えばそんなことです。

本市では経営責任が明確になるような体制を考えておりますか、再度、市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 先ほど産業部長が答弁申し上げておりますが、本年度は市場環境調査を実施することで、道の駅の実現性を調査させていただきます。

本年度の調査が完了し、今後さらに検討が進んだ場合に、この運営方法を決定していくこ

とになると思います。その場合に、市直営や第3セクター、さらには公設民営になるのか、運営方法によって経営責任の所在については変わっていくものだと考えております。

市にも当然一定のものが含まれますけれども、そういったものを慎重に考えて進んでいく覚悟でございます。よろしく申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） これだけ大きなプロジェクトをやり遂げたいと考えているんならば、道の駅成功、失敗にはいろんな要因が考えられます。いろいろ先進となる道の駅の事例をコンサルタント任せじゃなく、自分の足で目で確かめて、それを参考に検討を重ねていったほうがよいと思いますが、再度、市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 昨年度、県内の道の駅視察として、建設中の道の駅を含む主立った道の駅10か所を視察をしております。

担当からは、実際に駅長や市町村担当者と対話することによって、成功している点や課題となっている点を聞くことができた、現地に赴き、市町村の道の駅のにぎわいなどを肌で感じることができた、などの報告を受けております。

議員がおっしゃるとおり、自分たちの足と目で実際にほかの道の駅を視察することは重要だと考えておりますので、本年度も引き続き実施をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今、新型コロナウイルスの影響によって経済不況が大変心配されている時代です。消費が冷え切っていますから、消費が向上することは本当に厳しい中にあります。市民の皆さんの中には、そうしたお金は市民生活に直結したものに使ってくれという声もあると思います。

こうしたときに、本市の施策は市民の暮らしを最優先にすべきか、コロナ後のまちづくりを最優先すべきかなど、難しい舵取りをしていかなければならないと思います。

今後、収束して元の生活に戻るかというのも一つの焦点になっていくと思います。やはりこのような時代が起こった後、コロナ前、コロナ後というような時代の境目になると思いますが、そのコロナ後に当たって道の駅がどのようにあるべきかということをしっかり考えなければなりませんと思いますが、どのように思いますか、市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 先崎市長。

○市長（先崎 光君） 全国的に新型コロナウイルスの第4波が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大している中、市民の皆様も大変な思いをしていらっしゃるかと存じます。

そのような状況の中で最優先すべき市の施策は、市民の暮らしだと考えております。

先ほどもお話し申し上げましたが、道の駅のチャレンジには長い期間を要することとなります。

現在、新型コロナウイルスの切り札となるワクチン接種に職員一丸となって取り組んでおりますが、新型コロナウイルスの収束後、インターチェンジ周辺に道の駅ができる、どんな道の駅になるんだろう、那珂市はどんなふうに変わっていくんだろう、市民の皆様が希望や夢を持てる、そういった施策にも取り組んでいかなければならないと考えております。

私はそれが行政の役割だと考えておりますので、ぜひともご理解をいただければ、そのように考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 道の駅は既に近隣市町村で複数もう設置しているわけですから、そこに那珂市が加われば熾烈な競争になってくると思うんですね。やっぱり身の丈に合った施設を考えていただきたい。

そして、もう一つ、やっぱり大事なのは、先ほど建設部長にお話ししましたが、菅谷飯田線の4車線化ですか、幹線道路、要するに118号のところだけやるんじゃなく、東のほうの駒潜からインターという、要するに変則的な道路になってくる。やはり、そういう筋のルートが非常に動線がきれいになるような、そんなことを考えてやっていく。そして、県に整備してもらうように、先ほど言ったようにしつこく、粘り強く交渉してください。

時間がありますので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告8番、笹島 猛議員の質問を終了をいたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 続いて、日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から第6号まで及び議案第33号から第45号までの18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

なお、質疑については議案ごとに一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員の発言を許します。

花島 進議員、登壇を願います。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、質問します。

埋立てなどについて、現行の500平方メートル未満を規制しないことを改めるには賛成です。しかし、いくつか疑問があります。

まず、条例の適用範囲の拡大について、下限値を撤廃することに関して、ゼロ平方メートルからとは数学的には何もなくてもと取れる疑問がわきます。

そもそも、条例に言う埋立てとは何を指すのか。バケツ1杯の土砂を動かしても埋立てなのかを聞きたいと思います。

もう一つは、有害物質の検査などが規定されていますが、どのように行うことになっているのでしょうか。

また、実施する場合、平均的な費用はいかほどでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

埋立て等とは、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積のことと定義をされております。一言で申し上げますと、土砂を土地に搬入することでございます。

下限値の撤廃につきましては、全ての土砂等の搬入を対象とするものでございますけれども、今回の条例改正で規制強化する一方で、施行規則で適用除外の範囲を拡充する予定でございます。

家庭菜園やガーデニングなどの日常の軽微なものや、農地改良の目的での土砂搬入などは対象外といたします。

適用除外につきましては、条例で一部を除き規則で定めるものとし、規則で対象を明記しております。さらに条例や規則に慣れない方々のために作成をいたしました手引におきまして詳しく説明することで、適用除外の考え方を示してまいります。

また、条例本文に許可が必要なもの、それと許可が不要なものを分かりやすく示せるように、条例等の改正を行ってまいります。

また、土砂検査につきましては、規則に検査と報告を規定しております。

計量法の規則により登録された計量士が規定の物質検査を実施し、地質分析報告書の提出を義務づけられております。

なお、土壌検査の費用につきましては25万円前後と言われております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 埋立てではなくて、埋立て等、あるいは土砂等という設定、分かりました。

また、今後施行規則で適用除外を規定するという事です。手引も作るとのことでした。

そういう手引での説明も大事ですが、手引や施行規則は議会の議決事項ではありません。行政の裁量範囲を設けるのはよいとしても、どのような考え方で適用除外を設定するのかを条例の本体で読める構成にすべきだと考えます。

条例を改定していくとの答弁ですけれども、どういうタイミングでどういうふうにするのか、今回の1回なのか、今後ちゃんと見直していくのか、どういうことなんでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

条例及び規則の改定につきましては、今回提出しております議案とはまた別に、いずれ改めて改定のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、花島 進議員の質疑を終結をいたします。

以上、通告によります議案等の質疑を終結をいたします。

◎議案の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第2号から第6号までの以上5件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第33号から議案第45号までの以上13件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付してあります。

請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付

をしておきますので、ご確認をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了をいたしました。
本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 零時 23分

令和3年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月18日）

令和3年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年6月18日(金曜日)

- 日程第 1 議案第33号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
議案第34号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第35号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第2号))
議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
議案第43号 物品売買契約の締結について
議案第44号 市道路線の廃止について
議案第45号 市道路線の認定について
請願第 1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願
- 日程第 2 議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 発議第 1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 原田陽子君

2番 小泉周司君

3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農務局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (長総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

本会議場の皆さんにご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきたいと思います。傍聴者につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいたします。

以上、ご理解のほどお願いいたします。

◎議案第33号～議案第45号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案第33号から議案第45号までの13件及び請願第1号を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、勝村晃夫委員長、登壇を願います。

勝村委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第33号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）外10件でございます。

次に、結果でございます。

議案第33号から第35号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第36号から第43号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第33号及び第34号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

議案第35号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第36号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、本条例等の一部を改正するものです。

議案第37号は、令和3年1月に定めた申請書等の押印及び署名の見直しに関する指針に基づき、申請書等の押印または署名を廃止するため、押印または署名について規定している関係条例の一部を改正するものです。また、新たに職員となった者のサービスの宣誓の方法については、指針に含まれない人事的手続であるが、国の取扱いに準じ、宣誓書への署名を廃止するものです。

議案第38号は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適応される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日に2年延長するものです。

議案第39号は、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和3年3月31日から、令和5年3月31日に2年延長するものです。

議案第40号は、東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、同法に基づく税制上の特例措置の対象地域から本市が除外されたことから、課税免除を受けられる最終年度の令和9年3月31日を条例失効日として附則に加え、併せて文言修正を行うものです。

議案第41号は、無許可による土砂等の埋立て等に対して迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第42号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第43号は、那珂市消防団第8分団第1部配備の消防ポンプ自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、産業建設常任委員会、大和田和男委員長、登壇を願います。

大和田委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第3号）外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第42号、議案第44号及び第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第42号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第44号は、隣接地所有者から一体で土地利用したい旨の要望があり、市道路線1件を廃止するものです。

議案第45号は、前号の認定廃止に伴い、路線の延長が変更となるため、市道路線1件を認定するものです。

以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、富山 豪委員長、登壇を願います。

富山委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第35号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号））外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第35号及び第42号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第1号は、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第35号については、特に問題なく妥当なものです。

議案第42号の当委員会の所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

請願第1号は、新型コロナウイルス感染対策の経験から、国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス対策や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むため、医療、介護、福祉、公衆衛生施策の拡充を求めるものです。

委員会において、趣旨には賛同できるが、医療、介護提供体制の確保や社会保障に係る国民負担軽減について、請願項目の具体性が欠けているとの意見がありました。請願者の思いを酌みながらも意見書の提出はせず、この請願については趣旨採択とすべきものとの意見が出され、採決を行った結果、全会一致で趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ、質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第33号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第35号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号））、以上3件を一括して

採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第33号から議案第35号までの以上3件は、委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第36号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例、議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第3号）、議案第43号 物品売買契約の締結について、議案第44号 市道路線の廃止について、議案第45号 市道路線の認定について、以上10件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第45号までの以上10件については、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、請願第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める請願を採決をいたします。

お諮りをいたします。請願第1号の委員長報告は、趣旨採択とすべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定をいたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第46号につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第4号）について。

提案理由でございます。

予算総額に歳入歳出それぞれ2億6,909万円を追加し、212億7,035万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、支所庁舎管理事業において、支所庁舎空調設備の故障に伴う修繕料を増額するものでございます。

民生費については、子育て世帯生活支援特別給付金事業において、国によるひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯等への児童1人当たり5万円の給付に係る扶助費等を増額し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業において、国による生活に困窮する世帯への最大30万円の給付に係る扶助費等を計上するものでございます。

衛生費については、国のワクチン接種の加速化に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、委託料等を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金を増額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第46号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第46号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第46号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、発議第1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、萩谷俊行委員長、登壇を願います。

萩谷委員長。

〔議会運営委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（萩谷俊行君） 発議第1号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年6月18日。

提出者、那珂市議会議会運営委員会委員長、萩谷俊行。

提案理由は、全国市議会議長会において、女性をはじめ、多様な人材が市議会で活動するための制約要因の解消及び、デジタル化政策の一環としての押印の廃止について検討し、標準市議会会議規則の改正が行われたため、それに準拠し、改正を行うものです。加えて、議会運営の充実を図る目的で行われる会議活動を、会議規則において正式な議会活動として位置付けるため、協議又は調整を行うための場に規定する会議の追加を行うものです。

なお、改正条文につきましては別紙のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、討論を終結をいたします。

これより発議第1号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、発議第1号は原案のとおり可決をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議員派遣について

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和3年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする19件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和3年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案等につきまして、熱心にご審議をいただき、貴重なご意見を多数頂戴することができました。常任委員会の委員各位に対しましても重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮をしながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

ご承知のように、コロナウイルス、まだまだ油断ができません。市内においてもワクチン接種が大分進んでまいりました。これからも執行部として気を引き締めて、市民の安心・安全のために邁進をしていきたい、そのように覚悟をいたしております。どうぞご指導をよろしくお願いいたします。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて令和3年第2回那珂市議会定例会を閉会といたします。

18日間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 木野 広宣

那珂市議会議員 君嶋 寿男

那珂市議会議員 原田 陽子